

一、本会議の審議概要

○昭和六十一年十二月二十九日 月曜日

開会 午前十時三分

日程第一 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、科学技術振興に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る科学技術特別委員会、公害及び環境保全に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る環境特別委員会、災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る災害対策特別委員会、選挙制度に関する調査のため委員二十五名から成る選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員二十名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会を設置することに全会一致をもつて決し、議長は、特別委員を指名した。

散会 午前十時五分

備

考

○昭和六十二年一月二十六日 月曜日

開会 午後三時一分

日程第一 国務大臣の演説に関する件

中曽根内閣総理大臣は施政方針に関し、倉成外務大臣は外交に関し、宮澤大蔵大臣は財政に関し、近藤国務大臣は経済に関してそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後四時四十五分

○昭和六十二年一月三十日 金曜日

開会 午前十時一分

議員岩動道行君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、松垣徳太郎君が哀悼の辞を述べた。

日程第一 国家公務員等の任命に関する件

右の件は、国家公安委員会委員に牛場大蔵君、社会保険審査会委員長に河角泰助君、同委員に新津博典君、漁港審議会委員に飛田謙藏君、労働保険審査会委員に仙田明雄君を任命することに全会一致をもつて同意することに決した。

散会 午前十時十二分

一・二六 開会式

(衆議院)

一・二六 国務大臣の演説

○昭和六十二年二月三日 火曜日

開会 午前十時一分

日程第一 国務大臣の演説に関する件(第二日)

中曾根内閣総理大臣から発言があつた。

安永英雄君、井上吉夫君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午後一時三分

○昭和六十二年二月四日 水曜日

開会 午前十時一分

宣仁親王殿下薨去につき弔意を表する件

右の件は、議長発議により院議をもつて弔詞を奉呈することに決し、議長は、弔詞を朗読した。

日程第一 国務大臣の演説に関する件(第三日)

黒柳明君は、質疑をした。

休憩 午前十一時五十分

再開 午後一時二分

休憩前に引続き、内藤功君、井上計君、村沢牧君は、それぞれ質疑をした。

(衆議院)

二・二・三 国務大臣の演説に対する

質疑

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後三時五十四分

○昭和六十二年二月二十日 金曜日

開会 午前九時五十六分

日程第一 昭和六十一年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆議院提出）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。
永年在職議員表彰の件

右の件は、議長発議により、国会議員として在職二十五年に達した議員熊谷太三郎君、瀬谷英行君を院議をもつて表彰することに決し、議長は、次の表彰文を朗読した。

議員熊谷太三郎君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもつて表彰します

議員瀬谷英行君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のため力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもつて表彰します

土屋義彦君は、両君に対し祝辞を述べた。

熊谷太三郎君、瀬谷英行君は、それぞれ謝辞を述べた。

北海道開発審議会委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、北修二君、古賀雷四郎君を指名した。

散会 午前十時十五分

○昭和六十二年二月二十七日 金曜日

開会 午前十時一分

日程第一 一 国務大臣の報告に関する件（大蔵大臣の帰国報告）

右の件は、宮澤大蔵大臣から報告があつた後、下条進一郎君、赤桐操君、塩出啓典君、橋本敦君、三治重信君がそれぞれ質疑をした。

日程第二 二 資金運用部資金法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。
散会 午後零時三十三分

○昭和六十二年三月二十七日 金曜日

開会 午後四時七分

議長は、新たに当選した議員小川仁一君を議院に紹介した後、同君を通信委員に指名した。
中央選挙管理会委員の指名

（衆議院）

二・二六 国務大臣の報告（大蔵大臣の帰国報告）

（衆議院議決）

三・二五 水源地域対策特別措置法の一部を改正する等の法律案（閣法第一七号）

砂防法の一部を改正する等の法律案（閣法第二八号）

右の指名は、動議により議長に一任することに決し、議長は、水嶋晃君を指名した。
国家公務員等の任命に関する件

右の件は、検査官に中島隆君を任命することに全会一致をもつて同意することに決し、中央社会保険医療協議会委員に圓城寺次郎君を任命することに同意することに決した。

日程第一 地方税法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第二 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第三 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第四 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第五 水源地域対策特別措置法の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第六 砂防法の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第七 特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（衆

議院提出)

日程第 八 国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案 (衆議院提出)

右の五案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、日程第五及び第六に対する討論の後、日程第四、第七及び第八は全会一致をもつて可決、日程第五及び第六は可決された。

日程第 九 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

日程第一〇 炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

日程第一一 輸出保険法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)
産業構造転換円滑化臨時措置法案 (内閣提出、衆議院送付)

右の四案 (第四の議案は日程に追加) は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第九及び第一一並びに日程追加の第四の議案は可決、日程第一〇は全会一致をもつて可決された。

日程第一二 松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

森林法の一部を改正する等の法律案 (内閣提出、衆議院送付)

右の両案 (第二の議案は日程に追加) は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第一三 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案 (内閣提

出、衆議院送付)

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第一四 国立学校設置法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第一五 関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

日程第一六 租稅特別措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

右の兩案は、大藏委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。
日程第一七 放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めの件 (衆議院送付)

右の件は、逡信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて承認することに決した。

沖繩の復歸に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、日程に追加し、沖繩及び北方問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

特定船舶製造業経営安定臨時措置法案 (内閣提出、衆議院送付)

港灣法の一部を改正する等の法律案 (内閣提出、衆議院送付)

右の三案は、日程に追加し、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた

後、可決された。

地域雇用開発等促進法案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

散会 午後五時十分

○昭和六十二年三月三十一日 火曜日

開会 午後四時三十一分

日程第一 昭和六十二年一般会計暫定予算

日程第二 昭和六十二年特別会計暫定予算

日程第三 昭和六十二年政府関係機関暫定予算

右の三案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。
国会法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

散会 午後四時四十一分

（衆議院議決）

三・三〇 昭和六十二年一般会計暫定予算

昭和六十二年特別会計暫定予算

昭和六十二年政府関係機関暫定予算

○昭和六十二年四月十七日 金曜日

開会 午前十時十分

日程第一 国家公務員等の任命に関する件

右の件は、臨時行政改革推進審議会委員に江田虎臣君、木下和夫君、鈴木治君、瀬島龍三君、武田誠三君、宮崎輝君を任命することに全会一致をもつて同意することに決し、大槻文平君を任命することに同意することに決した。

散会 午前十時十二分

○昭和六十二年五月二十日 水曜日

開会 午後四時二分

国土審議会委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、原田立君を指名した。

昭和六十二年一般会計予算

昭和六十二年特別会計予算

昭和六十二年政府関係機関予算

右の三案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、記名投票をもつて採決の結果、賛成一三九、反対一〇三にて可決された。

四・二九、五・五 内閣総理大臣の海

外出張

昭和六十二年一般会計予算

昭和六十二年特別会計予算

昭和六十二年政府関係機関予算

(衆議院予算委員会)

三・一九、二〇 公聴会

四・一五 可決

(衆議院本会議)

四・二三 可決

(参議院予算委員会)

五・一四 公聴会

五・二〇 可決

(参議院本会議)

五・二〇 可決

日程第一 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律案（内閣提出）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第二 総合保養地域整備法案（内閣提出）

右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第三 刑事確定訴訟記録法案（内閣提出）

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第四 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医

師法第十七条の特例等に関する法律案（内閣提出）

日程第五 社会福祉士及び介護福祉士法案（内閣提出）

右の両案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

憲政功労年金法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

散会 午後五時五十六分

○昭和六十二年五月二十二日 金曜日

開会 午前十時二分

（衆議院議決）

五・二〇 昭和六十二年の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（閣法第一号）（修正）

日程第一 アジア太平洋郵便連合憲章の締結について承認を求めるの件

日程第二 アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件

日程第三 南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第八条、第十七条、第十九条及び第二十一条の改正並びに南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第十三条1の改正の受諾について承認を求めるの件

日程第四 千九百八十六年の国際コウア協定の締結について承認を求めるの件

日程第五 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第六 世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件

右の六件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて承認することに決した。

日程第七 国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（衆議院送付）

日程第八 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の兩件は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第九 身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一〇 地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第一一 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の三件は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第九及び第一一は全会一致をもつて可決、日程第一〇は承認することに決した。

日程第一二 特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第一三 昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第一四 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律案（内閣提出）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第一五 船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第一六 恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第一七 郵便法及びお年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第一八 林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第一九 森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

昭和六十二年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、宮澤大蔵大臣から趣旨説明があつた後、丸谷金保君、和田教美君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前十一時三十五分

○昭和六十二年五月二十五日 月曜日

開会 午前十時八分

議員服部信吾君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、鈴木和美君が哀悼の辞を述べた。

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、公正取引委員会委員に佐藤徳太郎君、公害等調整委員会委員長に勝見嘉美君、同委員に山本宜正君、土地鑑定委員会委員に新井清光君、幾代通君、枝村利一君、大神

三千雄君、小林忠雄君、中村友治君を任命することに全会一致をもつて同意することに決し、公害等調整委員会委員に面家正起君、土地鑑定委員会委員に久保田誠三君、中央更生保護審査会委員長に石原一彦君を任命することに同意することに決した。

日程第一 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、沖繩及び北方問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第二 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第三 多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第四 年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第五 医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第六 郵便貯金法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第七 郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第八 郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の三案は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第六及び第七は可決、日程第八は全会一致をもつて可決された。

日程第九 昭和六十二年における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特

例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一〇 農林漁業信用基金法案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第九は全会一致をもつて可決、日程第一〇は可決された。

日程第一一 昭和五十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第百

七回国会内閣提出、第百八回国会衆議院送付）

日程第一二 昭和五十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第百

七回国会内閣提出、第百八回国会衆議院送付）

日程第一三 昭和五十九年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省

各庁所管経費増額調書（第百七回国会内閣提出、第百八回国会衆議院送付）

日程第一四 昭和六十年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その一）

（第百七回国会内閣提出、第百八回国会衆議院送付）

日程第一五 昭和六十年特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その一）

（第百七回国会内閣提出、第百八回国会衆議院送付）

日程第一六 昭和六十年特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各

庁所管経費増額調書（その一）（第百七回国会内閣提出、第百八回国会衆議院

送付）

日程第一七 昭和六十年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その二）
（衆議院送付）

日程第一八 昭和六十年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その二）
（衆議院送付）

日程第一九 昭和六十年年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各
庁所管経費増額調書（その二）（衆議院送付）

右の九件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、承諾するこ
とに決した。

日程第二〇 治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院
送付）

日程第二一 民間都市開発の推進に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第二〇
は全会一致をもつて可決、日程第二一は可決された。

外交・総合安全保障に関する調査の中間報告

右の件は、中間報告を聴取することに決し、外交・総合安全保障に関する調査会長から
報告があつた。

国民生活に関する調査の中間報告

右の件は、中間報告を聴取することに決し、国民生活に関する調査会長から報告があつ
た。

産業・資源エネルギーに関する調査の中間報告

右の件は、中間報告を聴取することに決し、産業・資源エネルギーに関する調査会長から報告があつた。

休憩 午前十一時二分

再開するに至らなかつた。

○昭和六十二年五月二十七日 水曜日

開会 午後二時二分

日程第一 文化交流に関する日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件（衆議院送付）

日程第二 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書（千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成）の締結について承認を求めめるの件（衆議院送付）

日程第三 原子力事故の早期通報に関する条約の締結について承認を求めめるの件（衆議院送付）

日程第四 原子力事故又は放射線線緊急事態の場合における援助に関する条約の締結について承認を求めめるの件（衆議院送付）

日程第五 多数国間投資保証機関を設立する条約の締結について承認を求めめるの件（衆議院送付）

日程第六 関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書（千九百八十七年）の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第七 民間航空機貿易に関する協定附属書を改正する議定書（千九百八十六年）の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第八 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第九 国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第一〇 人質をとる行為に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第十一 国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）

右の十一件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一乃至第四、第九及び第十は全会一致をもつて承認することに決し、日程第五乃至第八は承認することに決し、日程第十一は全会一致をもつて可決された。

日程第十二 昭和六十二年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致を

もつて可決された。

日程第一三 昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第一四 郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一五 昭和六十二年の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、日程第一五に対する討論の後、可決された。

日程第一六 公害防止事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一七 絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、環境特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一六は可決、日程第一七は全会一致をもつて可決された。

日程第一八 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易生命保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一九 簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第二〇 電気通信事業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第二一 放送法及び電波法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第二二 電波法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の五案は、逡信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一八及び第二〇は可決、日程第一九、第二一及び第二二は全会一致をもつて可決された。

日程第二三 建築基準法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第二四 国土利用計画法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第二五 関西文化学術研究都市建設促進法案（衆議院提出）

建設業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の四案（第四の議案は日程に追加）は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第二三及び第二五並びに日程追加の第四の議案は可決、日程第二四は全会一致をもつて可決された。

日程第二六 児童扶養手当法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第二七 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第二八 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第二九 臨床工学技士法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第三〇 義肢装具士法案（内閣提出、衆議院送付）

右の五案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第三一 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の
一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第三二 刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致を
もつて可決された。

日程第三三 国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送
付）

日程第三四 森林法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
集落地域整備法案（内閣提出、衆議院送付）

右の三案（第三の議案は日程に追加）は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結
果の報告があつた後、日程第三三は可決、日程第三四及び日程追加の第三の議案は全会
一致をもつて可決された。

日程第三五乃至第五三の請願

米の貿易自由化阻止並びに食糧管理法の堅持、水田農業確立のための施策拡充に関する請
願外五件

右の請願は、内閣委員長外六委員長の報告を省略し、全会一致をもつて各委員会決定の
とおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

右の件は、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続すること

に決した。

内閣委員会

- 一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査
- 一、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

- 一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

- 一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

- 一、国際開発協力基本法案（参第三号）
- 一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

- 一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

- 一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

- 一、社会保障制度等に関する調査
- 一、労働問題に関する調査

農林水産委員会

- 一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

- 一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

- 一、運輸事情等に関する調査

逓信委員会

- 一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

- 一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査

予算委員会

- 一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

- 一、昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算、

昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十九年度政府関係機関決

算書

- 一、昭和五十九年度国有財産増減及び現在額総計算書

- 一、昭和五十九年度国有財産無償貸付状況総計算書

- 一、昭和六十一年度一般会計国庫債務負担行為総調査書（その1）

- 一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

科学技術特別委員会

一、宇宙開発基本法案（参第二号）

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査

外交・総合安全保障に関する調査会

一、外交・総合安全保障に関する調査

国民生活に関する調査会

一、国民生活に関する調査

産業・資源エネルギーに関する調査会

一、産業・資源エネルギーに関する調査

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

散会 午後三時十分

(2) 議案件名一覧

●内閣提出法律案（一〇一件）（うち衆議院において前国会から継続一件）

●両院通過（七十二件）

- 一 昭和六十二年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（修）
- 二 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 三 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
- 四 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案
- 五 炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案
- 八 松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案
- 九 地域雇用開発等促進法案

- 一〇 外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案
- 一一 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案
- 一三 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 一七 水源地域対策特別措置法の一部を改正する等の法律案
- 一八 農林漁業信用基金法案
- 一九 森林法の一部を改正する等の法律案
- 二〇 国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案
- 二一 輸出保険法の一部を改正する法律案
- 二二 港湾法の一部を改正する等の法律案
- 二三 郵便貯金法の一部を改正する法律案（修）
- 二四 郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律案
- 二五 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に

（件名の上の数字は提出番号、件名の下（修）は衆議院修正を示す。）

関する法律及び簡易保険郵便年金福祉事業団

法の一部を改正する法律案（修）

二六 身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案

二八 砂防法の一部を改正する等の法律案

二九 治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律案（修）

三二 資金運用部資金法の一部を改正する法律案

三三 年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律案（修）

三四 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

三五 恩給法等の一部を改正する法律案（修）

三七 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

三八 国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案

三九 国立学校設置法の一部を改正する法律案

四一 医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正す

る法律案

四二 特許法等の一部を改正する法律案

四三 産業構造転換円滑化臨時措置法案（修）

四四 民間都市開発の推進に関する特別措置法案

四五 児童扶養手当法等の一部を改正する法律案（修）

四六 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（修）

四七 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（修）

四八 関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案

四九 建築基準法の一部を改正する法律案

五〇 放送法及び電波法の一部を改正する法律案

五一 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

五三 特定船舶製造業経営安定臨時措置法案

五四 郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案

- 五五 簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案
- 五六 電波法の一部を改正する法律案
- 五八 建設業法の一部を改正する法律案
- 六七 郵便法及びお年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案
- 六八 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案
- 六九 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律案
- 七〇 郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案
(修)
- 七一 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 七二 多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律案
- 七三 昭和六十二年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案

- 七四 昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案(修)
- 七五 昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案(修)
- 七六 昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案(修)
- 七七 国土利用計画法の一部を改正する法律案
- 七八 林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案
- 七九 森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案
- 八〇 総合保養地域整備法案
- 八二 刑法等の一部を改正する法律案
- 八三 公害防止事業団法の一部を改正する法律案
- 八四 絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律案

八六 船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案

八七 刑事確定訴訟記録法案

八八 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律案

八九 集落地域整備法案

九一 臨床工学技士法案

九二 義肢装具士法案

九三 電気通信事業法の一部を改正する法律案

九四 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案

九五 社会福祉士及び介護福祉士法案

一〇〇 森林法の一部を改正する法律案

●衆議院継続(二二件)(うち衆議院において前国会から継続

一件)

三〇 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

三一 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

三六 公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

四〇 学校教育法及び私立学校法の一部を改正する

法律案

五二 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律案の一部を改正する法律案

五七 労働基準法の一部を改正する法律案

五九 日本航空株式会社法を廃止する等の法律案

六〇 食糧管理法の一部を改正する法律案

六一 大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案

六二 外国人登録法の一部を改正する法律案

六三 国際緊急援助隊の派遣に関する法律案

六四 精神衛生法等の一部を改正する法律案

六五 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

六六 職業安定法等の一部を改正する法律案

八一 民法等の一部を改正する法律案

八五 地方自治法の一部を改正する法律案

九〇 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案

九六 刑事施設法案

九七 刑事施設法施行法案

九八 留置施設法案

九九 海上保安庁の留置施設に関する法律案

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する
法律案

●衆議院未了（七件）

- 六 所得税法等の一部を改正する法律案
- 七 売上税法案
- 一二 所得税法等の一部を改正する法律及び売上税
法施行法案
- 一四 地方税法の一部を改正する法律案
- 一五 売上譲与税法案
- 一六 地方交付税法の一部を改正する法律案
- 二七 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律
案

●本院議員提出法律案（四件）

●本院継続（二件）

- 二 宇宙開発基本法案
- 三 国際開発協力基本法案

●本院未了（二件）

- 一 林業労働法案
- 四 戦時災害援護法案

●衆議院議員提出法律案（二五件）（うち衆
議院において前国会から継続四件）

●両院通過（九件）

- 二 昭和六十一年度の水田利用再編奨励補助金に
ついての所得税及び法人税の臨時特例に関す
る法律案
- 三 特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置
法の一部を改正する法律案
- 四 国際観光文化都市の整備のための財政上の措
置等に関する法律の一部を改正する法律案
- 五 地方税法の一部を改正する法律案
- 六 国会法の一部を改正する法律案
- 一一 憲政功労年金法の一部を改正する法律案
- 一三 北方領土問題等の解決の促進のための特別措
置に関する法律の一部を改正する法律案
- 一五 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律
案
- 二二 関西文化学術研究都市建設促進法案

●衆議院継続（一五件）（うち衆議院において前国会から継続

四件)

- 一 本邦漁業者の漁業生産活動の確保に関する法律案
- 七 雇用対策法の一部を改正する法律案
- 八 雇用保険法の一部を改正する法律案
- 九 雇用保険法に基づく失業給付等についての臨時特例に関する法律案
- 一〇 短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律案
- 一二 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
- 一六 海洋開発基本法案
- 一七 海洋開発委員会設置法案
- 一八 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案
- 一九 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案
- 二〇 旅客鉄道株式会社が建設主体とされている新幹線鉄道の建設に関する事業の日本鉄道建設公団への引継ぎに関する法律案

第百七回
国会 四

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案

第百七回
国会 五

中水道の整備の促進に関する法律案

第百七回
国会 六

流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案

第百七回
国会 七

北海道旧土人保護法及び旭川市旧土人保護地処分法の一部を改正する法律案

●撤回(一件)

一四 原子爆弾被爆者等援護法案

●予算(六件)

●両院通過(六件)

一 昭和六十二年一般会計予算

二 昭和六十二年特別会計予算

三 昭和六十二年政府関係機関予算

四 昭和六十二年一般会計暫定予算

五 昭和六十二年特別会計暫定予算

六 昭和六十二年政府関係機関暫定予算

● 条約（一七件）

● 両院通過（一六件）

- 一 文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 三 多数国間投資保証機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件
- 四 国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約の締結について承認を求めるの件
- 五 人質をとる行為に関する国際条約の締結について承認を求めるの件
- 六 商品の名称及び分類についての統一システム

- に関する国際条約及び商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書（千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成）の締結について承認を求めるの件
- 八 関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書（千九百八十七年）の締結について承認を求めるの件
 - 九 民間航空機貿易に関する協定附属書を改正する議定書（千九百八十六年）の締結について承認を求めるの件
 - 一〇 原子力事故の早期通報に関する条約の締結について承認を求めるの件
 - 一一 原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約の締結について承認を求めるの件
 - 一二 アジア太平洋郵便連合憲章の締結について承認を求めるの件
 - 一三 アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求め

るの件

- 一四 南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第
八条、第十七条、第十九条及び第二十一条の
改正並びに南東大西洋の生物資源の保存に関
する条約第十三条1の改正の受諾について承
認を求めるの件

- 一五 千九百八十六年の国際ココア協定の締結につ
いて承認を求めるの件

- 一六 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地
に関する条約を改正する議定書の締結につ
いて承認を求めるの件

- 一七 世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条
の改正の受諾について承認を求めるの件

●衆議院継続（一件）

- 二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及
び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政
府との間の条約の締結について承認を求め
るの件

●議決を求めるの件（一件）

●両院通過（一件）

- 一 国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、
国会の議決を求めるの件

●承認を求めるの件（二件）

●両院通過（二件）

- 一 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承
認を求めるの件

- 二 地方自治法第五十六条第六項の規定に基づ
き、公共職業安定所及びその出張所の設置等
に関する承認を求めるの件

●予備費等承諾を求めるの件（一二件）（うち衆議院において前国会から継続六件）

●両院通過（九件）（うち衆議院において前国会から継続六件）

- 昭和五十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁
所管使用調書（第百七回国会提出）

- 昭和五十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁
所管使用調書（第百七回国会提出）

- 昭和五十九年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費

増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第七七回国
会提出）

○昭和六十年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所
管使用調書（その1）（第七七回国会提出）

○昭和六十年特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所
管使用調書（その1）（第七七回国会提出）

○昭和六十年特別会計予算総則第十二条に基づく経費増
額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（第百
七回国会提出）

○昭和六十年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所
管使用調書（その2）

○昭和六十年特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所
管使用調書（その2）

○昭和六十年特別会計予算総則第十二条に基づく経費増
額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

●衆議院継続（三件）

○昭和六十一年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁
所管使用調書（その1）

○昭和六十一年特別会計予備費使用総調書及び各省各庁
所管使用調書（その1）

○昭和六十一年特別会計予算総則第十三条に基づく経費
増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

●決算その他（八件）

●継続（四件）

○昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十九年度
特別会計歳入歳出決算、昭和五十九年度国税収納金整理
資金受払計算書、昭和五十九年度政府関係機関決算書
（第百四回国会提出）

○昭和五十九年度国有財産増減及び現在額総計算書（第百
四回国会提出）

○昭和五十九年度国有財産無償貸付状況総計算書（第百四
回国会提出）

○昭和六十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その
1）

●未了（四件）

○昭和六十年一般会計歳入歳出決算、昭和六十年特別
会計歳入歳出決算、昭和六十年度国税収納金整理資金受
払計算書、昭和六十年度政府関係機関決算書

○昭和六十年度国有財産増減及び現在額総計算書

○昭和六十年度国有財産無償貸付状況総計算書

○日本放送協会昭和六十年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

(3) 委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

内閣提出法律案（三件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
73	昭和六十二年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案	"	三三三	付託 三三三 (子) 可決 五二五	大蔵 三三三 修正 五二二 修正 五三三	
35	恩給法等の一部を改正する法律案	"	二二三	付託 二二三 (子) 可決 五二三	修正 二二三 修正 五二四 修正 五二五	
34	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案	衆	六二、二二三	付託 六二、三三三 (子) 可決 六二、三三三 六二、三三七	可決 六二、三三七 可決 六二、三三七 可決 六二、三三七 可決 六二、三三七	

<p>地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案（閣法第三四号）</p> <p>要旨</p> <p>本案は、現行の地域改善対策特別措置法が昭和六十二年</p>	<p>三月三十一日をもって失効することにかんがみ、新たな立法措置として提出されたものであり、国及び地方公共団体が行う地域改善対策特定事業についてその円滑かつ迅速な実施を図るため、当該事業に係る特別の助成その他国の財政上の特別措置について定めようとするものであつて、そ</p>
--	---

の主な内容は次のとおりである。

一、地域改善対策特定事業

(一) 地域改善対策特定事業とは、地域改善対策特別措置法第一条に規定する地域改善対策事業が実施された対象地域について引き続き実施することが特に必要と認められる生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に関する事業で政令で定めるものをいうものとする。

(二) 国及び地方公共団体は、協力して、地域改善対策特定事業を円滑かつ迅速に実施するように努めなければならないものとする。

二、国の財政上の特別措置

(一) 国の負担または補助に係る地域改善対策特定事業の国の負担または補助については、原則として、予算の範囲内で、三分の二の割合をもつて算定するものとする。

(二) 地方公共団体は、地域改善対策特定事業に要する経費については、地方債をもつてその財源とすることができるものとし、資金事情の許す限り、政府資金をも

つてその全額を引き受けるものとする。

(三) 地方公共団体が地域改善対策特定事業に要する経費に充てるために起こした地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

三、有効期間等

(一) この法律は、昭和六十二年四月一日から施行し、昭和六十七年三月三十一日をもつて失効するものとする。

(二) 現行の地域改善対策特別措置法の失効に伴い必要な経過措置等を設けること。

委員長報告

ただいま議題となりました地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、現行の地域改善対策特別措置法が本年三月三十一日をもつて失効することにかんがみ、今後とも必要な事業を実施するため、地域改善対策に関する最終の特別

法として提出されたものであります。

その内容は、地域改善対策事業が実施された対象地域について引き続き実施することが特に必要と認められる地域改善対策特定事業を政令で定めることとし、国及び地方公共団体は、これを円滑かつ迅速に実施するよう努めなければならぬこととするとともに、地域改善対策特定事業に要する経費について、現行法と同様に、地方公共団体の財政負担を軽減するため国の財政上の特別措置を講じようとするものであります。

なお、この法律の有効期間を本年四月一日から五年間とするほか、現行法の失効に伴い必要な経過措置等を設けることとしております。

委員会におきましては、同和対策審議会答申の精神と本法案との関係、現行事業の見直し基準、公益法人による啓発活動と国の責務との関係、地域改善対策協議会委員の人选のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、日本共産党を代表して吉川委員より、同和行政の適正化実現のための制度的保障の確立と国の補助率の引き上げ等を内容とする修正案が提出さ

れました。

本修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、山下総務庁長官より、政府としては遺憾ながら賛成しかねる旨の発言がありました。

次いで、原案及び修正案について討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、吉川委員提出の修正案は否決され、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第三五号）

要旨

本案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額を増額するとともに、普通扶助料の最低保障額及び傷病者遺族特別年金について特別の改善を行うこと等の措置を講じ、恩給受給者に対する処遇の適正な充実を図ろうとするものであつて、その内容は次のとおりである。

一、恩給年額の増額

昭和六十一年における公務員給与の改定、消費者物価

の上昇その他の諸事情を総合勘案し、恩給の年額を、昭和六十二年四月分から、一律二・〇％引き上げること。

二、普通恩給等の最低保障額の増額

普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、昭和六十二年四月分から、二・〇％引き上げること。

さらに、普通扶助料の最低保障額については、厚生年金保険における遺族年金の最低保障額との均衡を図るため、三年計画の最終年度として、同年八月分から長期在職者の場合六十二万七千二百円に引き上げるとともに、短期在職者についてもこれに準じた引き上げを行うこと。

三、寡婦加算の増額

普通扶助料に係る寡婦加算の年額を、公的年金における寡婦加算の額との均衡を考慮して、昭和六十二年八月分から、扶養遺族である子を二人以上有する妻にあつては二十一万九千五百円に、扶養遺族である子を一人有する妻及び扶養遺族である子を有しない六十歳以上の妻にあつては十二万五千五百円にそれぞれ引き上げること。

四、公務関係扶助料の最低保障額等の増額

公務扶助料、増加非公死扶助料及び特例扶助料の最低保障額を、昭和六十二年四月分から、二・〇％引き上げ

ること。

また、公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、寡婦加算の増額措置に準じて、同年八月分から、十万四百円に引き上げること。

五、傷病恩給の基本年額の増額

増加恩給、傷病年金及び特例傷病恩給の基本年額を、昭和六十二年四月分から、二・〇％引き上げること。

六、傷病者遺族特別年金の基本年額等の増額

傷病者遺族特別年金の基本年額を、昭和六十二年四月分から、二・〇％引き上げ、さらに同年八月分から、普通扶助料の最低保障額との均衡等を勘案して引き上げること。

また、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、同年八月分から、五万七千円に引き上げること。

七、扶養加給の増額

昭和六十一年における公務員の扶養手当の改善に準じ、昭和六十二年四月分から、傷病恩給受給者に係る扶養加給の年額を引き上げること。

八、恩給外所得による普通恩給の停止基準の改正

恩給外所得による普通恩給の一部停止に関する基準に

ついて、昭和六十二年七月から、その停止率を引き上げること。

なお、衆議院において施行期日等について所要の修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昭和六十一年における公務員給与の改定、消費者物価の上昇その他の諸事情を総合勘案し、恩給年額を、本年四月分以降、一律に二割増額するとともに、普通扶助料の最低保障額及び傷病者遺族特別年金を特別に改善すること、寡婦加算、遺族加算及び傷病恩給に係る扶養加給を増額すること、恩給外所得による普通恩給の停止率を引き上げること等所要の改正を行おうとするものであります。

なお、衆議院において施行期日等について所要の修正が行われております。

委員会おきましては、増額改定のあり方、公務扶助料の

改善、最低保障額と生活保護基準との関連等のほか、戦後処理の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、九項目にわたる附帯決議が全会一致をもつて行われました。

以上、御報告申し上げます。

昭和六十二年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案（閣法第七三号）

要旨

本案は、国家公務員等共済組合法の年金の額について、厚生年金保険法による年金たる保険給付の額及び国民年金法による年金たる給付の額の改定に準じ、改定の措置を講じようとするものであつて、その内容は次のとおりである。

一、国家公務員等共済組合法の年金について、昭和六十年の消費者物価指数に対する昭和六十一年の消費者物価指

数の比率を基準として、昭和六十二年四月分から〇・六
％増額改定すること。

二、本法律により年金である給付の額の改定措置が講じら
れたときは、国家公務員等共済組合法等に定める年金額
の自動改定措置が講じられたものとみなすこと。

なお、衆議院において施行期日について所要の修正が
行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委
員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、厚生年金及び国民年金の改定措置にならない、
退職共済年金等の国家公務員等共済組合法の年金について、
昭和六十年の消費者物価指数に対する昭和六十一年の消費
者物価指数の比率を基準として、本年四月分からその額を
増額改定するほか、所要の措置を講じようとするものであ
ります。

なお、衆議院において、施行期日について所要の修正が
行われております。

委員会におきましては、社会経済情勢に応じた年金改定

のあり方、国鉄共済年金の今後の救済策、恩給改定との関
係等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に
よつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会
一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
た。

以上、御報告申し上げます。

○地方行政委員会

内閣提出法律案（二件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
69	外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律案	参	六二、三、一九	付託 可決 可決 可決	付託 可決 可決 可決	
76	昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案	衆	三、三三	(予)可決 可決 可決	三、三三 修正 修正	

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院	衆議院	備考
5	地方税法の一部を改正する法律案	地方行政委員長 (六二、三、二四)	六二、三、二四	六二、三、二五	付託 可決 可決 可決	付託 可決 可決 可決	

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律案（閣法第六九号）

要旨

本法律案は、国際協力等の目的で、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等について、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第十七号）と同様の制度を創設しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、一般職の地方公務員の派遣

任命権者は、地方公共団体と外国の地方公共団体との合意等に基づきまたは外国の地方公共団体の機関、外国政府の機関等からの要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、条例で定めるところにより、職員を派遣することができる。

二、派遣職員の職等

派遣職員は、派遣期間中、地方公共団体の職員としての職を保有するが、その職務に従事しないものとし、派遣が終了したときは、職務に復帰するものとする。

三、派遣職員の業務上の災害に対する補償等

派遣職員の業務上の災害については、派遣先の機関の業務を公務とみなして地方公務員災害補償法による補償及び地方公務員等共済組合法による給付を行う。また、地方公務員等共済組合法による給付については、給付額の算定の基礎となる給料について特例を設ける。

四、派遣職員の給与等

派遣職員の給与及び旅費の支給については、国際機関等に派遣される国家公務員の給与及び旅費の支給に関する事項を基準として、条例で定めるものとする。

五、派遣職員の復帰時における処遇

派遣職員が職務に復帰したときの任用、給与等に関する処遇については、部内の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

六、施行期日等

この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

なお、条例施行の際、現に休職または職務専念義務を免除する措置により外国の地方公共団体の機関等の業務に従事している職員について必要な経過措置を講ずる。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、国際協力等の目的で外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員が安んじて派遣先の業務に専念できるよう、その身分取り扱いについて国家公務員の場合と同様の制度を設けようとするものでありまして、派遣職員は、派遣期間中、職員としての職を保有すること、派遣先の機関の業務を公務とみなして地方公務員災害補償法等の規定を適用すること、派遣職員の給与等の支給及び派遣職員の復帰時における処遇等につき所要の規定の整備を行うほか、施行期日を昭和六十三年四月一日からとすること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、派遣職員の処遇、地方公共団体における国際交流のあり方等の問題について熱心な質疑を行いました。

質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案（閣法第七六号）

要旨

本案は、地方公務員等共済組合法の年金の額について、厚生年金保険法による年金たる保険給付の額及び国民年金法による年金たる給付の額の改定に準じ、改定の措置を講じようとするものである。その内容は次のとおりである。

一、地方公務員等共済組合法の年金について、昭和六十年の消費者物価指数に対する昭和六十一年の消費者物価指数の比率を基準として、昭和六十二年四月分から増額改定（〇・六％）すること。

二、本法律により年金である給付の額の改定措置が講じられたときは、地方公務員等共済組合法に定める自動改定措置が講じられたものとみなすこと。

なお、衆議院において施行期日を「公布の日」とする修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案について、委員会にお

ける審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、厚生年金及び国民年金の改定措置にならない、地方公務員等共済組合法に基づく退職共済年金等につきまして、昭和六十年の消費者物価指数に対する昭和六十一年の消費者物価指数の比率を基準として、昭和六十二年四月分以後の年金の額を改定することを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、地方公務員共済年金の額の改定方式のあり方等の問題について熱心な質疑を行いました。

質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律案（衆第五号）

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、道府県及び市町村たばこ消費税について、昭和六十一年

年度において講じられた税率等の特例措置を昭和六十二年十二月三十一日まで延長する。

二、住民税、事業税、不動産取得税、自動車税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税、電気税、特別土地保有税、自動車取得税及び事業所税において税額の減額措置等の適用期限の延長等を行う。

三、事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税、自動車取得税及び事業所税において非課税措置等を講ずるほか国民健康保険税において課税限度額の引き上げ及び減額基準の引き上げを行う。

委員長報告

地方税法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、昭和六十二年度を目前にして特に緊急に対応することが必要な事項について所要の措置を講じようとするものでありまして、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の税率等の特例措置を昭和六十二年十二月三十一日まで延長すること、固定資産税等の税額の減額措置の適用期限を延長すること、不動産取得税等において非課税

措置を講ずること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、衆議院地方行政委員長石橋一弥君より趣旨説明を聴取した後、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して佐藤委員、公明党・国民会議を代表して馬場委員、日本共産党を代表して神谷委員、民社党・国民連合を代表して抜山委員、新政クラブを代表して秋山委員がそれぞれ反対、自由民主党を代表して出口委員より賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決を行いましたところ、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○法務委員会

内閣提出法律案（四件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
87	刑事確定訴訟記録法案	参	三、三六	三、三六 可決 五、四	三、三六 可決 五、二〇	
82	刑法等の一部を改正する法律案	〃	三、三六	四、三 (予)可決 五、二六	三、三六 可決 五、三	
81	民法等の一部を改正する法律案	〃	三、三六	四、三 (予)可決 五、二六	三、三六 継続審査	
3	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	衆	三、二七	六、二七 (予)可決 六、三三	六、二七 可決 六、三三	

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第三号）

要旨

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所職員の定員を改めようとするものである。

- り、その内容は次のとおりである。
- 一、判事の員数を八人増加し千三百六十人に改める。
 - 二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を七人増加し二万二千三百五十一人に改める。
 - 三、この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、下級裁判所における事件の適正、迅速な処理を図るため、判事の員数を八人増加するとともに、裁判官以外の裁判所の職員の員数を七人増加しようとするものであります。

委員会におきましては、執行事件、破産事件等の動向と対応、裁判所・法務省間の人事交流、裁判所のOA化への取り組み、裁判官の研修等につきまして熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

刑法等の一部を改正する法律案（閣法第八二号）

要旨

本法律案は、電子情報処理組織に関連する不正行為に対処するための処罰規定並びに外交官等の殺害、在外公館の占拠及び人質をとる行為等の国際事犯に対処するための条約の実施に必要な処罰規定の整備を行うおとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、人の事務処理を誤らせる目的で、その用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作出し、又は当該記録をその用に供した者は、五年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

二、人の業務に使用する電子計算機若しくは電磁的記録を損壊し、虚偽の情報若しくは不正の指令を与え、又はその他の方法による電子情報処理組織に対する加害行為により、人の業務を妨害した者は、五年以下の懲役又は四十万円以下の罰金に処する。

三、財産権の得喪、変更に係る不実の電磁的記録を作出し、又は虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利得を得た者は、十年以下の懲役に処する。

四、国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約の実施のため、条約により処罰すべきものとされる行為に係る国外犯の処罰規定

を設ける。

五、人質にとる行為に関する国際条約の実施のため、人を逮捕又は監禁し、これを人質にして第三者に対して不法な要求を行った者等を六月以上十年以下の懲役に処するとともに、四の規定の例により国外犯を処罰する（人質による強要行為等の処罰に関する法律）。

六、この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日（条約に関する規定は、条約が日本国について効力を生ずる日）から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、電子情報処理組織に関連する不正行為に対処するため、電子計算機に用いられる電磁的記録の不正作出、毀棄等の行為、電子計算機に対する加害による業務妨害行為及び電子情報処理組織を悪用する不法利得行為の処罰規定を設けるとともに、「国際的保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約及び人質をとる行為に関する国際条約」の実施上必要な国外犯

の処罰規定及び人質をとる行為についての処罰規定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、国外犯処罰規定、人質強要行為処罰規定、電磁的記録の不正作出行為及び業務妨害行為等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

刑事確定訴訟記録法案（閣法第八七号）

要旨

本法律案は、刑事被告事件に係る訴訟の記録の訴訟終結後における適正な管理を図るため、その保管及び閲覧等について必要な事項を定めようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、刑事被告事件に係る訴訟の記録は、訴訟終結後は、当該被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応す

る検察庁の検察官が保管するものとし、その保管期間は、記録の種類等に応じて、これを定める。

二、検察官は、保管記録について、再審の手続のため保存の必要があると認めるときは、職権で、または再審の請求をしようとする者等の請求により、その保管期間満了後も、これを再審保存記録として保存するものとする。

三、保管記録及び再審保存記録の閲覧に関する手続について所要の規定を設ける。

四、閲覧または再審保存記録の保存に関する検察官の処分
に不服のある者は、裁判所にその処分の取り消しまたは
変更を請求することができる。

五、法務大臣は、保管記録または再審保存記録について、刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料であると思料するときは、その保管期間または保存期間の満了後、これを刑事参考記録として保存するものとし、学術研究等のため必要があると認める場合には、これを閲覧させることができる。

六、この法律は、昭和六十三年一月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました刑事確定訴訟記録法案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、刑事被告人事件が終結した後における訴訟の記録の適正な管理を図るため、その保管、閲覧等に関し必要な事項を定めようとするものであつて、その主な内容は次のとおりであります。

第一に刑事被告人事件に係る訴訟の記録は、訴訟終結後は、当該被告人事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官が保管するものとする。第二に検察官は、再審の手続のため保存の必要があると認める保管記録については、その保管期間の満了後も、これを再審保存記録として保存するものとする。第三に法務大臣は、刑事法制等に関する調査研究の重要な参考資料であると思料する保管記録または再審保存記録については、その保管期間または保存期間の満了後も、これを刑事参考記録として保存するものとする。第四に閲覧に関する手続及び閲覧等に関する処分に対する不服申し立ての手続について所要の規定を設けるものとする。等であります。

委員会におきましては、本法律案提出の経緯と目的、閲覧行為の範囲、謄写の可否、刑事参考記録の選別等につきまして熱心な質疑が行われましたが、その詳細は、会議録により御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○外務委員会

条約（一七件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				付託	議決	議決	付託	議決	議決	
1	文化交流に関する日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	衆	六、三、六	六、三、六 (予)	六、五、六 承認	六、五、七 承認	六、三、六	六、五、八 承認	六、五、二〇 承認	
2	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件	"	三、六	三、六 (予)			三、六	三、六 継続	三、六 審査	
3	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件	"	三、六	五、二〇 承認	六、五、六 承認	六、五、七 承認	五、二四	五、二八 承認	五、二〇 承認	
4	多数国間投資保証機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件	"	三、六	三、六 (予)	五、二六 承認	五、二七 承認	三、六	五、二八 承認	五、二〇 承認	
5	国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約の締結について承認を求めるの件	"	三、一〇	三、一〇 (予)	五、二六 承認	五、二七 承認	三、一〇	五、二八 承認	五、二〇 承認	
6	人質をとる行為に関する国際条約の締結について承認を求めるの件	"	三、一〇	三、一〇 (予)	五、二六 承認	五、二七 承認	三、一〇	五、二八 承認	五、二〇 承認	

番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考
7	商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書(千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成)の締結について承認を求めめるの件	衆	六、三、一八	付託 三、三、一八 (予)承 六、五、二六 認承 六、五、二七	付託 六、三、一八 承 六、五、一八 認承 六、五、二〇	
8	関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書(千九百八十七年)の締結について承認を求めめるの件	"	三、一八	(予)承 三、一八 五、二六 認承 五、二七	三、一八 承 五、一八 認承 五、二〇	
9	民間航空機貿易に関する協定附属書を改正する議定書(千九百八十六年)の締結について承認を求めめるの件	"	三、一八	(予)承 三、一八 五、二六 認承 五、二七	三、一八 承 五、一八 認承 五、二〇	
10	原子力事故の早期通報に関する条約の締結について承認を求めめるの件	"	三、一八	(予)承 三、一八 五、二六 認承 五、二七	三、一八 承 五、一八 認承 五、二〇	
11	原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約の締結について承認を求めめるの件	"	三、一八	(予)承 三、一八 五、二六 認承 五、二七	三、一八 承 五、一八 認承 五、二〇	
12	アジア太平洋郵便連合憲章の締結について承認を求めめるの件	参	三、一〇	承 三、一〇 五、二二 認承 五、二三	(予)承 三、一〇 五、二三 認承 五、二三	
13	アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めめるの件	"	三、一〇	承 三、一〇 五、二二 認承 五、二三	(予)承 三、一〇 五、二三 認承 五、二三	
14	南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第八條、第十七條、第十九條及び第二十一條の改正並びに南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第十三條Iの改正の受諾について承認を求めめるの件	"	三、一〇	承 三、一〇 五、二二 認承 五、二三	(予)承 三、一〇 五、二三 認承 五、二三	

15	千九百八十六年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件	参	六、三〇〇	六、三〇〇	承 認	六、五二二	承 認	六、五二三	承 認	六、三〇〇	(予)承 認	六、五二三	承 認	六、五二三	承 認
16	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件	"	三、二〇〇	三、二〇〇	承 認	五、三二	承 認	五、三三	承 認	三、二〇〇	(予)承 認	五、三三	承 認	五、三三	承 認
17	世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件	"	三、二〇〇	三、二〇〇	承 認	五、三二	承 認	五、三三	承 認	三、二〇〇	(予)承 認	五、三三	承 認	五、三三	承 認

内閣提出法律案（二件）

2	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	六、二二七	六、二二七	付 議	委員 会	議 決	本 会	議 決	付 議	委員 会	議 決	本 会	議 決	備 考
38	国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案	"	二、二六	二、二六	(予) 可	議 決	五、二六	可 決	五、二七	二、二六	可 決	五、二六	可 決	五、二〇	

本院議員提出法律案（一件）

3	国際開発協力基本法案	中西 珠子君 外 二 名 (六、五二二)	六、五二五	六、五二二	付 議	委員 会	議 決	本 会	議 決	付 議	委員 会	議 決	本 会	議 決	備 考
---	------------	-------------------------------------	-------	-------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------

文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件（閣条第一号）

要旨

この協定は、昨年五月三十一日にモスクワにおいて署名されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、両国政府は、文化、教育及び學術の分野における交流を發展させるものとし、相互主義の原則に基づきこの協定を適用する。

二、両国政府は、芸術家の交換、文化機関の間の協力、展示会の実施、講演の実施、テレビジョン、ラジオ、映画の分野における協力、出版物の交換等の方法による文化の分野における交流を奨励する。

三、各国政府は、他方の国の政府に対し、政府レベルの展示会等及び映画祭を実施する機会を与え、また、他方の国の代表者が自国のテレビジョンまたはラジオに出演する機会を与える。

四、両国政府は、学者、学生等の交換、高等教育機関の間の協力、出版物の交換等の方法による教育及び學術の分

野における交流を奨励する。

五、各国政府は、他方の国の国民に対し、図書館、博物館等の施設を利用する機会を与える。

六、両国政府は、合意される手続に従つて公の刊行物を交換し、広報資料を配布することができる。

七、両国政府は、両国の各種団体等の間の文化、教育及び學術の分野における交流を奨励する。

八、両国政府は、日ソ文化交流委員会を設置する。

九、両国政府は、この協定の実施に関する細目及び手続につき合意することができる。

委員長報告

ただいま議題となりました条約十件及び法律案一件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、ソ連との文化交流協定は、相互主義の原則に基づき、文化、教育及び學術の各分野における日ソ両国間の交流を促進することを目的として、展示会の実施、学者等の交換、政府広報資料の配布、文化交流委員会の設置等、両国間の文化交流の円滑な実施を確保するための枠組みにつ

いて定めたものであります。

次に、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び同条約の改正議定書は、関税協力理事会総会で採択されたものでありまして、そのうち、条約は、国際的に統一された分類システムに基づく品目表を定め、各国の関税率表及び統計表をこの品目表に適合させること等について規定するものであり、また、改正議定書は、条約の発効要件について規定するものであります。

次に、原子力事故関係の二条約は、いずれも、昨年のチエルノブイリ原子力発電所の事故を契機に、国際原子力機関の場で作成されたものでありまして、原子力事故の国際的な影響について、その拡大を防止し、最小限にとどめることを目的とするものであります。そのうち、原子力事故通報条約は、条約の対象となる事故の範囲、通報義務、提供される情報の範囲等、原子力事故の場合にその影響を受ける国等が事故に関する情報を早期に入手できる制度を設けることについて規定しており、また、原子力事故援助条約は、援助の提供、経費の償還、援助要員に対する特権及び免除等、原子力事故または放射線緊急事態の場合における援助の提供を容易にするための国際的な枠組みについて

規定しております。

次に、多数国間投資保証機関を設立する条約は、開発途上国への投資の流れを促進するため、非商業的危険を扱う既存の投資保証制度を補完する機関として、多数国間投資保証機関を設立することを目的とし、同機関の設立、その目的、資本、業務、組織及び運営等について定めたものであります。

次に、関税及び貿易に関する一般協定ジュネーブ議定書は、ガットの譲許表について、また、民間航空機貿易協定附属書の改正議定書は、同協定附属書に掲げる対象産品の表について、いずれも、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約に定められた品目表に適合した表に替えることを内容とするものであります。

次に、日米安保条約に基づく地位協定第二十四条の特別措置協定は、日米両国を取り巻く最近の経済情勢の変化により、在日米軍経費、なかんずく労務費が急激に逼迫してきている事態にかんがみ、在日米軍従業員の安定的な雇用の維持を図り、もって在日米軍の効果的な活動を確保することを目的とするものでありまして、この協定の有効期間中、我が国が、在日米軍従業員に支給される調整手当等に

要する経費の一部を、当該経費の二分の一を限度として負担すること、我が国が負担する経費の具体額は、我が国が会計年度ごとに決定し、米国に対し速やかに通報すること、この協定は、一九九二年三月三十一日まで効力を有すること等を内容とするものであります。

次に、国際テロリズム防止関係の二条約のうち、国家代表等に対する犯罪防止条約は、元首、政府の長、外務大臣、外交官など国際的に保護される者に対する殺人、誘拐等の侵害行為を、また、人質行為防止条約は、国際的なテロリズムとしての人質をとる行為を、それぞれ、犯罪として定め、その犯人の処罰、裁判権の設定、容疑者の引き渡し等について規定したものであります。

最後に、国際花と緑の博覧会政府代表設置臨時措置法案は、昭和六十五年に大阪で開催される国際花と緑の博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会条約に基づく国際花と緑の博覧会政府代表を置くこととし、その任務、給与等について所要の事項を定めたものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知を願います。

昨二十六日質疑を終え、討論に入りましたところ、日本

共産党の立木委員より、日米安保条約に基づく地位協定第二十四条の特別措置協定、多数国間投資保証機関を設立する条約、関税及び貿易に関する一般協定ジュネーヴ議定書及び民間航空機貿易協定附属書の改正議定書について反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、ソ連との文化交流協定、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び同条約の改正議定書、原子力事故通報条約、原子力事故援助条約、国家代表等に対する犯罪防止条約及び人質行為防止条約の六件はいずれも全会一致をもつて、また、多数国間投資保証機関を設立する条約、関税及び貿易に関する一般協定ジュネーヴ議定書、民間航空機貿易協定附属書の改正議定書及び日米安保条約に基づく地位協定第二十四条の特別措置協定の四件はいずれも多数をもつて、それぞれ、承認すべきものと決定し、国際花と緑の博覧会政府代表設置臨時措置法案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四條についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めの件（閣条第三号）

要旨

この協定は、日米両国を取り巻く最近の経済情勢の変化により、在日米軍経費、なかならず労務費が急激に逼迫してきている事態にかんがみ、在日米軍従業員の安定的な雇用の維持を図り、もつて在日米軍の効果的な活動を確保するために、昨年十二月以来日米両国政府間で交渉が行われた結果、本年一月三十日に署名されたものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、我が国は、この協定の有効期間中、在日米軍従業員に支給される次の手当の支払いに要する経費の一部を、当該経費の二分の一を限度として負担する。

- 1 調整手当、扶養手当、通勤手当及び住居手当
- 2 夏季手当、年末手当及び年度末手当
- 3 退職手当

二、我が国が負担する経費の具体的金額は、我が国が会計年度ごとに決定し、米国に対し速やかに通報する。

三、日米両国は、この協定の実施に関するすべての事項につき、日米合同委員会を通じて協議することができる。

四、この協定は、一九九二年三月三十一日まで効力を有する。

なお、この協定に関連して合意された議事録において、この協定の対象となつている手当には、この協定の効力発生の際、我が国による負担の対象となつている部分を含まないこと及びこの協定の対象となつている「退職手当」には、人員整理のため解職される在日米軍従業員等に対する退職手当を除くすべての退職手当を含むことが確認されている。

委員長報告

五六ページ参照

多数国間投資保証機関を設立する条約の締結について承認を
求めるの件（閣条第四号）

要旨

この条約は、各国の有する投資保証制度等を補完することによつて開発途上国に対する対外投資を促進することを目的とする国際的な投資保証制度を創設するため、国際復興開発銀行の場で検討が行われた結果、一九八五年（昭和六十年）十月にソウルで開催された同銀行の総務会において採択されたものである。

この条約は、開発途上国への生産的・目的のための投資の流れを促進するため、非商業的危険を扱う既存の投資保証制度を補完する機関として多数国間投資保証機関を設立することを目的としており、同機関の設立、その目的、資本、業務、組織及び運営等について規定している。

なお、同機関の授權資本は十億特別引出権とされており、我が国の当初の授權資本への応募額は五千九十五万特別引出権（約九十億円）である。

委員長報告

五六ページ参照

国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第五号）

要旨

この条約は、外交官等に対する殺人、誘拐等、国際的なテロリズムを防止するため、一九七三年（昭和四十八年）十二月に第二十八回国連総会において採択されたものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、この条約の対象となる「国際的に保護される者」とは、次の者をいう。

1 外国にある元首、政府の長及び外務大臣並びにこれらの者に同行している家族

2 国の代表者または職員及び国際機関の職員等であつて国際法に基づき、身体、自由または尊厳に対するあらゆる侵害からの特別の保護を受ける権利を有するものの並びにその世帯に属する家族

二、国際的に保護される者の身体または自由に対する侵害行為及びこれらの者の公的施設等に対する暴力的侵害行為であつて、これらの者の身体または自由を害するおそれのあるものを、その脅迫、未遂、加担行為とともに、犯罪とする。

三、締約国は、この条約で定める犯罪について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。

四、締約国は、次の場合において、この条約で定める犯罪について自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

1 犯罪が自国の領域内または自国において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合

2 容疑者が自国の国民である場合

3 犯罪が、自国のために遂行する任務に基づき、国際的に保護される者としての地位を有する者に対して行われる場合

五、締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、関係国に対しても当該容疑者を引き渡さない場合に、自国の裁判権を設定するため、同様に、必要な措置をとる。

六、容疑者が領域内に所在する締約国は、状況に応じ、当該容疑者の所在を確実にするための措置をとり、その措置を関係国及び関係国際機関に通報する。

七、容疑者が領域内に所在する締約国は、容疑者を引き渡さない場合には、訴追のため事件を自国の権限ある当局に付託する。

八、締約国は、この条約で定める犯罪を引き渡し犯罪とする。

九、容疑者を訴追した締約国は、訴訟手続の確定的な結果を国連事務総長に通報する。

十、この条約は、その採択の日である一九七三年（昭和四十八年）十二月十四日現在効力を有する庇護に関する諸条約の当事国間における適用に影響を及ぼさない。

委員長報告

五六ページ参照

人質をとる行為に関する国際条約の締結について承認を求め
るの件（閣条第六号）

要旨

この条約は、国際的なテロリズムの典型的な一形態である人質をとる行為を防止するため、一九七九年（昭和五十四年）十二月に第三十四回国連総会において採択されたものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、人を逮捕しまたは拘禁し及び当該逮捕されまたは拘禁された者（人質）の殺害、傷害または拘禁の継続をもつて脅迫をする行為であつて、人質の解放の条件として第三者（国、政府間国際機関、自然人若しくは法人または人の集団）に対し作為または不作為を強要する目的で行うものを、「人質をとる行為」とし、その未遂、加担行為とともに、犯罪とする。

二、締約国は、この条約で定める犯罪について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。

三、締約国は、次の場合において、この条約で定める犯罪について自国の裁判権を設定するため、必要な措置をと

る。

1 犯罪が自国の領域内または自国において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合

2 犯罪が自国の国民により行われる場合

3 犯罪が作為または不作為を自国に対して強要する目的で行われる場合

4 犯罪が自国内に常居所を有する無国籍者により行われる場合で自国が適当と認めるとき

5 犯罪が自国の国民を人質として行われる場合で自国が適当と認めるとき

四、締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、関係国に対しても当該容疑者を引き渡さない場合に、自国の裁判権を設定するため、同様に、必要な措置をとる。

五、容疑者が領域内に所在する締約国は、状況に応じ、当該容疑者の所在を確実にするための措置をとり、その措置を関係国及び関係国際機関に通報する。

六、容疑者を訴追した締約国は、訴訟手続の確定的な結果を国連事務総長に通報する。

七、容疑者を領域内で発見した締約国は、容疑者を引き渡さない場合には、訴追のため事件を自国の権限ある当局

に付託する。

八、引き渡し請求を受けた締約国は、容疑者の地位が一定の理由により害されるおそれがある場合等には、当該請求に応じてはならない。

九、締約国は、この条約で定める犯罪を引き渡し犯罪とする。

十、この条約は、武力紛争において行われた人質をとる行為について、戦争犠牲者の保護に関する一九四九年のジュネーブ諸条約または同諸条約追加議定書が適用され、犯人の訴追または引き渡し義務づけられる限り、適用しない。また、この条約は、国内的な犯罪については適用しない。

十一、この条約は、国の領土保全または政治的独立に対する侵害であつて国連憲章に違反するものを正当化しない。また、この条約は、その採択の日である一九七九年（昭和五十四年）十二月十七日現在効力を有する庇護に関する諸条約の当事国間における適用に影響を及ぼさない。

委員長報告

五六ページ参照

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書（千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成）の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）

要旨

一、条約

現在、我が国をはじめとする百五十三カ国においては、関税率表に用いる商品分類として関税協力理事会品目表（CCCN）が採用されている。しかし、米国、カナダは独自の品目表を採用しており、また、技術進歩及び貿易の態様の変化により、CCCN自体について新たな品目の追加及び再分類を含め全般的な見直しを行う必要が生じている。このような背景の下で、関税協力理事会は、米国、カナダを含めた商品分類の国際的統一を図るとともに、商品分類を近年における技術進歩及び貿易の態様の変化に対応したものにするため、現行CCCN（四桁ベース）に代わる新しい分類体系として統一システム（六桁ベース）を開発し、一九八三年（昭和五十八年）六月

のブラッセルにおける総会において本条約を採択した。

本条約の主な内容は次のとおりである。

1 締約国は、自国の関税率表における品目表及び統計品目表を統一システムに適合させる。

2 締約国は、自国の貿易統計を原則として統一システムに従って公表する。

3 開発途上国は、自国の国際貿易の態様または行政能力を考慮して、統一システムの一部または全部の適用を遅らせることができる。

4 先進締約国は、開発途上国の要請に応じて技術的援助を提供する。

5 各締約国の代表者で構成される統一システム委員会は、必要に応じ小委員会または作業部会を設けて条約の改正の提案及び統一システムの解釈等のために助言・勧告の提案を行う。

6 関税協力理事会は、条約改正案を検討して締約国に勧告し、また、統一システムの解釈等の助言・勧告を承認する。

7 附属書に五千十九の品目につき六桁番号を付した品目表が掲げられている。

二、改正議定書

関係各国は、当初、一九八七年（昭和六十二年）一月一日に条約を発効させることを目標としていたが、準備作業の遅れによりその達成がほぼ不可能になった。このため、一九八六年（昭和六十一年）六月の関税協力理事会総会において、条約を一九八八年（昭和六十三年）一月一日に発効させるべく、条約の発効要件に関する規定を改正した本議定書が採択された。

委員長報告

五六ページ参照

関税及び貿易に関する一般協定のジュネーブ議定書（千九百八十七年）の締結について承認を求めの件（閣条第八号）

要旨

この議定書は、関税及び貿易に関する一般協定（ガット）の締約国の譲許表を商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約に定められた品目表に適合させることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおり

である。

一、この議定書に附属する譲許表は、ガットの譲許表となる。

二、ガットの締約国及び欧州経済共同体は、一九八七年（昭和六十二年）七月三十一日まで、この議定書に譲許表を附属させることができる。

なお、現在では、この議定書には我が国の譲許表のみが附属している。

委員長報告

五六ページ参照

民間航空機貿易に関する協定附属書を改正する議定書（千九百八十六年）の締結について承認を求めるの件（閣条第九号）

要旨

この議定書は、現行の民間航空機貿易に関する協定の対象産品に掲げる同協定の附属書を商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約に定められた品目表に適合させることを目的とするものであり、現行の協定附

属書をこの議定書の附属書に代えることを内容とするものである。

委員長報告

五六ページ参照

原子力事故の早期通報に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一〇号）

要旨

この条約は、一九八六年（昭和六十一年）四月に発生したチェルノブイリ原子力発電所の事故を契機に、同年五月の東京サミットでの声明を受けて国際原子力機関の場において作成作業が進められ、同年九月二十六日に同機関総会の特別会期において採択されたものであり、我が国は一九八七年（昭和六十二年）三月六日に署名を行った。

この条約は、国境を越える影響を伴う原子力事故の場合にその影響を受けまたは受けるおそれのある国が事故に関する情報を早期に入手できる制度を設けることにより、事故の影響についてその拡大を防止し、最小限にとどめるこ

とを目的とするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、この条約の対象となる事故の範囲は、締約国の原子炉等の原子力施設または放射性物質の輸送等に関係する事故であつて、放出された放射性物質の影響が他国に及びまたは及ぶおそれのある場合である。

二、締約国は、事故が発生した場合、その影響を受けておりまたは受けるおそれがある国及び国際原子力機関に対し、事故発生の実態、種類、時刻及び場所を直ちに通報し、さらに事故の原因、予想される進展、放出された放射性物質の全般的特徴、防護措置等関連情報を可能な範囲内で、かつ、速やかに提供する義務を負う。

三、締約国は、通報対象となつてゐる事故以外の原子力事故の場合にも通報することができる。

四、国際原子力機関は、締約国等に対し、受領した通報及び情報を速やかに提供する。

五、締約国は、国際原子力機関及び他の締約国に対し、権限のある当局及び情報の発出、受領について責任を有する連絡上の当局を通知する。

六、この条約の解釈等に関して紛争が生じた場合の紛争の

解決手続等について規定している。

委員長報告

五六ページ参照

原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一一号）

要旨

この条約は、一九八六年（昭和六十一年）四月に発生したチェルノブイリ原子力発電所の事故を契機に、同年五月の東京サミットでの声明を受けて国際原子力機関の場において作成作業が進められ、同年九月二十六日に同機関総会の特別会期において採択されたものであり、我が国は一九八七年（昭和六十二年）三月六日に署名を行つた。

この条約は、原子力事故または放射線緊急事態の場合において援助の提供を容易にするための国際的な枠組みを定めることにより、事故の影響についてその拡大を防止し、最小限にとどめることを目的とするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、締約国は、原子力事故または放射線緊急事態の場合に援助を必要とするときは、他の締約国または国際原子力機関等の国際機関に対し、援助を要請することができる。要請を受けた締約国は、速やかに、援助を与えることができるかできないか並びに与え得る援助の範囲及び条件を決定し、援助要請国に通報する。

二、締約国は、原子力事故等の場合において援助のため利用できる専門家及び資機材を、当該援助を提供する際の条件とともに国際原子力機関に通報する。

三、援助要請国の領域内においては、援助の全般的な指導、管理等は、当該国の任務とし、可能な範囲内で、援助の実施のため現地の施設及び役務を提供し、援助のための人員等を保護する。

四、締約国は、国際原子力機関及び他の締約国に対し、権限のある当局及び援助要請の発出等に責任を有する連絡上の当局を通知する。

五、国際原子力機関は、原子力事故等の場合に利用できる専門家及び資機材等についての情報を収集し、締約国等に対し提供するほか、要請がある場合には、原子力事故等の場合における緊急計画及び法令の準備等につき締約

国等を援助する。

六、援助要請国及び援助提供者は、援助に関連して入手した秘密情報の秘密性を保護するものとし、当該情報は、援助のためにのみ用いられる。

七、援助要請国は、援助の全部または一部が有償で提供された場合には、提供される役務に要する経費及び援助に關係する経費を負担する。

八、援助要請国は、援助のための人員等に対し、援助の任務の遂行のため必要な特権、免除及び便益（訴訟手続及び課税の免除等）を与える。

九、援助要請国は、別段の合意がない限り、援助の提供中に引き起こされた損害に関し、援助のための人員等に対する第三者からの訴訟及び請求を処理し、当該人員等に損害を与えないようにするとともに、当該人員等の被る損害について補償する。

十、この条約の解釈等に関して紛争が生じた場合の紛争の解決手続等について規定している。

委員長報告

五六ページ参照

アジア太平洋郵便連合憲章の締結について承認を求めるの件（閣条第一二号）

要旨

万国郵便連合憲章は、同連合の加盟国が一定の地域内で郵便業務に関する協力を促進するため限定連合を設立することを認めており、アジア太平洋地域においてはアジア太平洋郵便連合が設立されている。

従来、アジア太平洋郵便連合の基本文書は、アジア太平洋郵便条約であり、同連合の大会議のたびに改正されてきた。しかし、一九八五年（昭和六十年）十二月、バンコックで開催された第五回大会議において、連合の基本文書は、連合の組織の継続性と安定性を確保するため、無期限に有効な憲章の形式とすることが望ましいと判断され、この憲章が作成された。

この憲章は、現行のアジア太平洋郵便条約に代わるものであつて、アジア太平洋郵便連合の新たな基本文書として連合の組織規定等を内容とするものである。この憲章と現行のアジア太平洋郵便条約の該当部分との主要相違点としては、留保を付しての連合への加盟請求が認められ

る条件が、現行の全加盟国の承認から、加盟国の過半数による承認に緩和されたことが挙げられる。

委員長報告

ただいま議題となりました条約六件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、アジア太平洋郵便連合憲章は、現行のアジア太平洋郵便条約に代わる連合の新たな基本的文書として連合の組織等について定めております。また、アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約は、連合の運営及び加盟国間の国際郵便業務について定めております。

次に、南東大西洋生物資源保存条約の改正は、地域的な経済統合のための機関がこの条約を締結できるようにすること等を内容とするものであります。

次に、一九八六年の国際ココア協定は、一九八〇年の国際ココア協定に代わるものでありまして、緩衝在庫の運用等により世界のココア市場の安定を図ることを目的とするものであります。

次に、水鳥生息湿地保全条約の改正議定書は、この条約

に改正規定を追加すること等について定めております。

最後に、世界保健機関憲章の改正は、世界保健機関の執行理事会の構成員の数を増加すること等について定めております。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知を願います。

昨二十一日、質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、六件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

アジア⇨太平洋郵便連合一般規則及びアジア⇨太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一三号）

要旨

万国郵便連合憲章は、同連合の加盟国が一定の地域内で郵便業務に関する協力を促進するため限定連合を設立することを認めており、アジア⇨太平洋地域においてはアジア⇨太平洋郵便連合が設立されている。

この一般規則及び条約は、一九八五年（昭和六十年）十

二月、バンコックで開催された第五回大会議において、現行のアジア⇨太平洋郵便条約に代わる連合の新たな基本文書として、アジア⇨太平洋郵便連合憲章が作成されたことに伴い作成されたものである。

一、アジア⇨太平洋郵便連合一般規則

この一般規則は、連合の機関の運営、財政等、アジア⇨太平洋郵便連合憲章の適用及び連合の運営を確保するための規則について規定しており、憲章上その締結が義務付けられている。

この一般規則と現行のアジア⇨太平洋郵便条約の該当部分との主要相違点は次のとおりである。

1 連合の会議に出席できるオブザーバーの範囲が拡大され、アジア⇨太平洋地域にある万国郵便連合非加盟国の郵政庁及び同地域にある非自治地域その他の地域の郵政庁の代表もオブザーバーとして招請できることとなった。

2 アジア⇨太平洋郵便研修センターの運営理事会の構成、予備基金の創設、同センターへの連合の援助等、同センターに関する規定が整備された。

3 加盟国による連合の経費の分担に関し、新たに一単

位等級が設けられた。

二、アジアⅡ太平洋郵便条約

この条約は、船便等平面路による通常郵便物についての低減料金の適用等、連合の加盟国間の国際郵便業務に関する規定を主な内容としており、憲章上その締結が義務付けられている文書であるが、現行のアジアⅡ太平洋郵便条約の該当部分との間には基本的に相違はない。

委員長報告

六八ページ参照

南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第八条、第十七条、第十九条及び第二十一条の改正並びに南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第十三条1の改正の受諾について承認を求めめるの件（閣条第一四号）

要旨

南東大西洋の生物資源の保存に関する条約は、南東大西洋の生物資源の保存及び合理的な利用のための国際協力を目的として一九六九年（昭和四十四年）に作成され、一九

七一年（昭和四十六年）に発効した。

これらの改正は、一九八五年（昭和六十年）十二月にスペインのタラゴナで開催された南東大西洋漁業国際委員会の第八回通常会議において採択されたもので、地域的な経済統合のための機関がその構成国に代わつて同条約を締結し得るようにすること及び同委員会が現行二年であるその会計期間を変更し得るようにすることを内容とするものである。

委員長報告

六八ページ参照

千九百八十六年の国際ココア協定の締結について承認を求めめるの件（閣条第一五号）

要旨

ココア市場の安定を図ることを目的とする最初の国際ココア協定は、一九七二年（昭和四十七年）に成立し、一九七五年、一九八〇年の協定に引き継がれた。

この協定は、一九八〇年の協定に代わるものとして、一

九八六年（昭和六十一年）七月にジュネーブで開催された国際連合ココア会議において採択されたものであつて、国際ココア機関の存続、ココアの緩衝在庫の設置、運用等について規定しているが、一九八〇年の協定との主な相違点は次のとおりである。

一、価格安定手段として、一九八〇年の協定では、緩衝在庫の運用を中心としていたが、この協定では、緩衝在庫を基本とし、これを補足する措置として、一定の条件下で加盟輸出国がココアを市場に供給せず、緩衝在庫管理官の管理下に置く凍結制度を設けた。

二、緩衝在庫の運用基準となる価格帯について、その表示を従来のポント当たり米セント建てからトン当たりSDR建てに改め、また、最近の市場価格を勘案し、価格帯の水準を引き下げた。

三、価格帯の自動修正について、一九八〇年の協定では、緩衝在庫の介入量に連動した改定のみであつたが、この協定では、これに加え価格帯の定期的な年次見直しの際の自動修正規定を設けた。

四、緩衝在庫に係る資金のための国際ココア理事会による借り入れは、行わないこととし、また、加盟国の財政的責

任は有限であることを明記した。

委員長報告

六八ページ参照

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第一六号）

要旨

この改正議定書は、一九八二年（昭和五十七年）十二月にパリで開催された臨時締約国会議において採択されたものであり、その主な改正点は次のとおりである。

一、条約に改正手続に関する規定を追加する。

二、現行条約では英文が正文とされているが、フランス文、ドイツ文及びロシア文も英文とひとしく条約の正文とする。

委員長報告

六八ページ参照

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第一七号）

要旨

この改正は、一九八六年（昭和六十一年）五月にジュネーヴで開催された世界保健機関（WHO）第三十九回総会で採択されたもので、西太平洋地域の加盟国数の増加に対応し、執行理事会の構成員の数を三十一から三十二に増加すること等を定めている。

委員長報告

六八ページ参照

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二号）

要旨

本法律案の内容は次のとおりである。

- 一、最近の為替相場の変動、生計費調査の結果等にかんがみ、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基

準額を改定する。

- 二、生計費調査の結果にかんがみ、在外公館に勤務する外務公務員に支給する配偶者手当の支給額を改定する。
- 三、在外公館に勤務する外務公務員が年少子女を在勤地以外の地（本邦を除く。）に就学させざるを得ない場合の経費負担の軽減を図るため、子女教育手当について加算対象職員の範囲を拡大する。

委員長報告

ただいま議題となりました在外公館関係の法律案につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

この法律案は、最近の為替相場の変動等にかんがみ、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定、配偶者手当の支給額の見直し及び子女教育手当の加算対象職員の範囲の拡大を行うことを主な内容とするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知を願います。

昨二十六日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、

本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案

(閣法第三八号)

要旨

この法律案は、昭和六十五年に開催される国際花と緑の博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会条約第十二条の規定に基づき政府代表の設置及びその任務、給与等について定めることを目的とするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国際花と緑の博覧会政府代表「一人を外務省に置く。
- 二、代表は特別職の国家公務員とし、かつ、外務公務員とする。
- 三、代表の任務は、国際花と緑の博覧会に関し、日本国政府を代表するものとする。
- 四、関係各省の長は、代表の任務の円滑な遂行を図るため、必要な措置をとるものとする。

- 五、代表の任免は、外務大臣の申し出により内閣が行う。
- 六、代表の俸給月額は、百三万九千円とする。
- 七、この法律は、昭和六十二年十月一日から施行し、国際花と緑の博覧会が終了して一年を経過した日に効力を失う。

委員長報告

五六ページ参照

○大蔵委員会

内閣提出法律案（九件）

番号	件名	院議先	提出月日	付託委員会	議決	院議決	衆院付託委員会	議決	院議決	備考
72	多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律案	衆	三三	(予)三三	可決	可決	三三	可決	可決	
71	国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律案	衆	三三	(予)三三	可決	可決	三三	可決	可決	
70	郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案	衆	三三	(予)三三	可決	可決	三三	修正	修正	
48	関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案	衆	三四	(予)三四	可決	可決	三四	可決	可決	
32	資金運用部資金法の一部を改正する法律案	衆	二三	(予)二三	可決	可決	二八	可決	可決	
13	租税特別措置法の一部を改正する法律案	衆	二〇	(予)三四	可決	可決	三七	可決	可決	
1	昭和六十二年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案	衆	六二、二六	六二、五三	可決	可決	六二、五四	修正	修正	衆本会議趣旨説明 五三三 参本会議趣旨説明 六二、五二四

昭和六十二年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（閣法第一号）

要旨

本法律案は、我が国財政の現状にかんがみ、昭和六十二年の財政運営に必要な財源を確保するため、同年度における特例公債の発行並びに国債費定率繰り入れ等の停止及び政府管掌健康保険事業に係る一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入額削減の特例を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、特例公債の発行等

一 予算をもつて国会の議決を経た金額（四兆九千八百十億円）の範囲内で、特例公債を発行することができる。

二 租税収入の実績に従つて、特例公債の発行額を限度額の範囲内で調整できるよう、昭和六十三年六月末日まで発行できることとし、同年四月以降の本特例公債の発行収入は、昭和六十二年所属の歳入とする。

三 一の議決の条件として、特例公債の償還計画を国会に提出しなければならない。

四 特例公債の借りかえについては、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとし、借りかえを行つた場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。

二、国債費定率繰り入れ等の停止

昭和六十二年度における国債償還財源として、一般会計から国債整理基金特別会計への繰り入れについて、国債総額の百分の一・六に相当する金額の繰り入れ及び割引国債に係る発行価格差減額の年割額に相当する金額の繰り入れを行わない（本措置による繰り入れ停止に係る金額は二兆三千百六十八億円である。）。

三、厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れの特例

一 昭和六十二年度における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れについては、健康保険法に規定する国庫補助の額から千三百五十億円を控除して行う。

二 右の特例措置により控除した金額については、政府管掌健康保険事業の適正な運営確保のため、各年度の厚生保険特別会計健康勘定の収支状況を勘案して、後日、当該金額を、一般会計から同勘定に繰り入れる措

置その他の適切な措置を講ずる。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日「昭和六十二年四月一日」を「公布の日」とする修正が行われている。

委員長報告

八三ページ参照

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一三三号）

要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢と厳しい財政事情にかえりみ、産業構造調整の円滑化、民間活力の推進、住宅税制の拡充等の諸措置を講ずるとともに、既存の特別措置の整理合理化を図るほか、期限の到来する特別措置について実情に応じその適用期限を延長する等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、産業構造調整の円滑化、民間活力の推進等

1 産業構造転換円滑化臨時措置法及び特定船舶製造業経営安定臨時措置法に規定する特定の計画に基づき、

一定の要件の下に、特定の事業者が取得する産業構造転換用設備等について取得価額の一五%（産業構造転換円滑化臨時措置法の特定地域内で取得されたものは二二%）の特別償却を認めるとともに、設備廃棄により生じた除却損に係る欠損金についての繰り越し控除期間を十年間認める特例を設けるほか、合併等を行う場合のその合併等に係る登記に対する登録免許税の税率軽減の措置を講ずる。

2 特定の中小企業者等の事業基盤強化設備について、二年限りの措置として、一定の要件の下に、取得価額の三〇%の特別償却制度と取得価額の七%の特別税額控除制度（当期税額の二〇%を限度）とのいずれかの選択を認める措置等を講ずる。

3 民間事業者の能力の活用により整備される特定の施設の特別償却制度について、償却割合を二〇%（現行一三%）に引き上げる。

二、住宅税制

住宅取得促進税制について、昭和六十二年一月一日以後に居住の用に供する場合は、控除期間を五年（現行三年）に延長する。

三、租税特別措置の整理合理化等

無公害化生産設備の特別償却制度の廃止、廃棄物再生処理用設備の特別償却制度の償却割合の引き下げ、公害防止用設備の特別償却制度の対象設備の縮減等企業関係租税特別措置の縮減合理化を推進する。

四、たばこ消費税の税率等の特例

たばこ消費税の税率等の特例措置の適用期限を昭和六十二年十二月三十一日まで延長する。

五、既存の特別措置の適用期限の延長

交際費等の損金不算入制度、民間国外債の利子・発行差金の非課税制度、住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の税率の軽減措置等期限の到来する特別措置について、その適用期限を実情に応じて延長する。

六、その他

採石災害防止準備金制度を創設するとともに、携帯輸入する紙巻たばこに係るたばこ消費税の税率の特例措置（千本につき五千円）を講ずるほか、地震防災応急対策用資産の特別償却制度について、その対象資産の追加を行うこと等所要の措置を講ずる。

なお、本法施行に伴う租税の増収見込額は、昭和六十二

年度約十億円である。

委員長報告

八一ページ参照

資金運用部資金法の一部を改正する法律案（閣法第三二二号）

要旨

本法律案は、最近における内外の経済金融環境の変化に対応して、資金運用部資金の機能を円滑に発揮し、国民経済の要請に一層的確にこたえるため、資金運用部預託利率について、市場金利の動向に対応し、弾力的に変更を行うとともに、資金運用部資金の運用対象を拡大しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、資金運用部預託金には、国債の金利その他市場金利を考慮するとともに、郵便貯金、厚生年金等の預託者側の事情に配慮して、資金運用審議会の意見を聴いたうえで、約定期間に応じ、政令で定める利率により利子を付する。

二、資金運用部資金を外国政府、国際機関及び外国の特別の法人の発行する債券に運用できる。その金額は、資金

運用部資金の総額の十分の一を超えてはならない。

三、そのほか、資金運用審議会の権限、簡易生命保険及郵便年金特別会計の余裕金に対する利子の特例等について所要の措置を講ずる。

委員長報告

ただいま議題となりました資金運用部資金法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における内外の経済金融環境の変化に対応して、いわゆる財政投融资の原資として国民経済に重要な役割を果たしている資金運用部資金について、その機能を円滑に発揮し、国民経済の要請に一層的確にこたえるため、資金運用部預託利率の法定制を改め、これを政令に委任することによりその弾力的な変更が行えるようにするとともに、同資金の運用対象を拡大し、外国債にも運用できるようにしようとするものであります。

委員会におきましては、預託金利率を法定制から政令委任とする積極的理由とその利率決定の際の具体的指標、預託者側の利益に配慮した資金運用審議会の運営のあり方、

国内需要喚起による対外摩擦解消に寄与する財政金融政策の内容等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、預託金利引き下げに当たっては、現下における中小企業等の経営環境に配慮して早急に措置すること等、三項目にわたる附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

関稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第四八号）

要旨

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率、特惠関税制度等について所要の改正を行おうとするも

ので、その主な内容は次のとおりである。

一、関税率の改正

(一) 紙巻きたばこの関税率の無税化

日米間の協議結果を踏まえ、紙巻きたばこの関税率を無税とする。

(二) アルコール飲料の関税率の引き下げ

EC、米国の要請を踏まえ、ビール、清酒等を除くワイン、ウイスキー等アルコール飲料十八品目について原則三〇%の関税率の引き下げを行う。

(三) その他

日米間で行われたMOSS協議、皮革・革靴の代償交渉等の合意を踏まえ、①ビタミンをもととした栄養補助食品三品目、②合板等木材製品十品目、③アルミニウム三品目について関税率の引き下げを行うとともに、アクション・プログラムに基づき、鉱工業品で譲許税率二%以下の低関税品目三十三品目について関税率を無税とする。

二、鉱工業品に関する特惠関税制度の改正

(一) シーリング制度の改善及びシーリング枠の拡大

国内産業事情からみて可能な品目については、シー

リング枠を設けず、農水産品と同様の「エスケープ・クローズ方式」により特惠関税の供与を行うとともに、「エスケープ・クローズ方式」によれない品目については、原則としてシーリング枠の大幅な拡大を図る。

(二) 特惠メリットの均てん化

特惠メリットの受益国間の均てん化を促進するため、一の特恵受益国に係るシーリング枠の適用限度を「三分の一」から「四分の一」に改める。ただし、現行の適用停止の限度を下回らないよう措置する。

(三) その他

特惠関税例外品目及び二分の一軽減特惠税率適用品目の削減等を行う。

三、減免税還付制度の改正

航空機及びその部分品等六制度については三年間、中間留分石油製品等の増産に係る関税の還付等四制度については一年間、それぞれ適用期限を延長するとともに、アルミニウムの塊の減税について昭和六十二年十二月三十一日まで適用期限を延長する。

四、暫定税率の適用期限の延長

前記改正に含まれるものを除き、昭和六十二年三月三

十一日までに適用期限の到来する暫定税率について、適用期限を一年間延長する。

なお、本法律施行に伴う昭和六十二年度一般会計の関税減収見込額は、約三百十億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、紙巻きたばこ、アルコール飲料等の関税率の引き下げを行うとともに、鉱工業品に対する特惠関税の適用停止方式の改善等所要の措置を講じようとするものであります。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、産業構造調整の円滑化、民間活力の推進、住宅税制の拡充等内需の拡大等に資するための措置を講ずるとともに、税負担の公平化、適正化を一層推進する観点から、企業関係の租税特別措置についてその整理合理化を進めるほか、適用期限の到来する租税特

別措置について、実情に応じその期限の延長等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を便宜一括して質疑に入りましたところ、今日の急激な円高の背景と米国の為替調整に対する態度、紙巻きたばこの関税無税化の理由と我が国たばこ産業に及ぼす影響、特惠関税供与の基準とそのあり方、租税特別措置を設置・改廃する場合の具体的な経緯と基準、抜本改革が立法化される前に特別措置の期限切れによつて法人税減税が先行することの問題、たばこ消費税の税率の特例を期限延長した理由等の質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、両法律案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して志苦裕委員より租税特別措置法改正案に反対、自由民主党を代表して梶原清理事より租税特別措置法改正案に賛成、公明党・国民会議を代表して塩出啓典理事より租税特別措置法改正案に反対、日本共産党を代表して吉岡吉典委員より両法律案に反対、民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員より租税特別措置法改正案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。討論を終わり、両法律案を順次採決の結果、いずれも多

数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第七〇号）

要旨

本法律案は、郵便貯金の事業の健全な経営の確保に資するため、郵便貯金特別会計に新たに金融自由化対策資金（以下「資金」という。）を設けるとともに、資金に係る経理を明確にするため、同会計を一般勘定及び金融自由化対策特別勘定（以下「特別勘定」という。）に区分する等所要の規定の整備を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、特別勘定の設置

郵便貯金特別会計を一般勘定及び特別勘定に区分する。

二、一般勘定・特別勘定の歳入歳出

（一）一般勘定の歳入歳出は、従来の郵便貯金特別会計の歳入歳出に、歳入として特別勘定からの受入金を加え

たものとする。

（二）特別勘定の歳入歳出は、歳入を資金の運用収入、資金からの受入金、借入金及び附属雑収入とし、歳出を郵政事業特別会計への繰入金、一般勘定への繰入金、資金への繰入金、借入金の償還金及び利子、一時借入金、金の利子、資金の運用損失補てん金並びに附属諸費とする。

三、資金の設置

（一）特別勘定に資金を設け、資金には、資金運用部からの借入金に相当する金額を特別勘定から繰り入れる（昭和六十二年度予算において、資金への繰入額として二兆円を計上）。また、特別勘定において、歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを資金に組み入れる。

（二）資金は、郵便貯金法の定めるところにより運用する。

四、特別勘定からの一般勘定への繰入金等

（一）一般勘定における郵便貯金の事業の健全な経営に資するため必要があるときは、予算の定めるところにより、特別勘定から一般勘定に繰入金を行うことができる。

二 特別勘定から一般勘定へ繰入金をするときは、当該繰入金に相当する金額を資金から特別勘定の歳入に繰り入れる。

三 資金において運用の財源に充てるため必要があるときは、特別勘定の負担において資金運用部から借入金をすることができ、特別勘定における経費の財源に充てるため必要があるときは、特別勘定の負担において借入金をすることができ、借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日「昭和六十二年四月一日」を「公布の日」とする等の修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案は、郵便貯金の事業につきまして、金融自由化に適切に対応した健全な経営の確保に資するため、金融自由化対策資金を

郵便貯金特別会計に設けるとともに、同資金に係る経理を明確にするため、同特別会計を一般勘定と金融自由化対策特別勘定とに区分し、これに伴う所要の規定の整備を行うとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡吉典委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

つぎに、昭和六十二年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案は、我が国を取り巻く一段と厳しい財政状況のもとで、昭和六十二年度の財政運営に必要な財源を確保するため、同年度における特例公債の発行、国債費定率繰り入れの停止及び政府管掌健康保険事業に係る厚生保険特別会計への繰入額削減の特例措置を定めようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して赤桐操理事、公明党・国民会議を代表

して塩出啓典理事、日本共産党を代表して近藤忠孝委員、民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員より、それぞれ反対、自由民主党を代表して梶原清理事より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七一号）

要旨

本法律案は、国際開発協会の融資財源調達を目的とした第八次増資に我が国も参加するため、政府が同協会に対し、従来の出資の額のほか、今後三年間にわたつて総額四千三百四十二億二千四百二十六万円の範囲内において出資することができるとするものである。ただしこのうち三分の一相当額は、我が国の国際復興開発銀行に対する出資割合の引き上げ（現行五・一九％から六・六九％へ）を条件

とした条件付出資とすることとしている。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。まず、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、国際開発協会が第八次増資を実施することとなるのに伴い、政府が同協会に対し、追加出資ができることとしようとするものであります。

なお、このうちの三分の一相当額は我が国の国際復興開発銀行出資シェア引き上げを条件とする条件付出資とすることとしております。

次に、多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律案は、開発途上国への民間対外投資を保証するため、これに係る戦争・収用等の非商業的危険を保証する国際機関として新たに設立される多数国間投資保証機関への我が国の加盟に伴い、政府が同機関に対し、出資できることとする等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して質疑を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、両法律案を順次採決の結果、いずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律案

(閣法第七二号)

要旨

本法律案は、我が国の多数国間投資保証機関（以下「機関」という。）への加盟に伴い、機関に対する出資について所要の規定を設ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、政府は、機関に対し、五千五百十二万七千九百合衆国ドルの範囲内において、アメリカ合衆国通貨または本邦通貨により出資することができることとする。
- 二、政府は、機関に出資する本邦通貨に代えて、その一部を国債で出資することができることとし、当該国債の発

行条件、償還等については、国際復興開発銀行の例に準ずることとする。

三、機関の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務は、日本銀行が行うこととする。

四、この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

委員長報告

八四ページ参照

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律案（閣法第八八号）

要旨

本法律案は、金本位制度を前提とした貨幣法が制定された当時と現在では通貨制度が大きく変化していることにかんがみ、我が国通貨制度の現状に即して、現行の通貨に関する法令を整理統合して、新たに通貨の額面価格の単位等について定めるとともに、貨幣の製造及び発行、貨幣の種類等に関し必要な事項を定める等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、通貨の額面価格の単位は円とし、その額面価格は一円の整数倍とするとともに、一円未満の金額の計算単位は銭及び厘とする。

二、貨幣の製造及び発行の権能は政府に属する。

三、貨幣の種類は、五百円、百円、五十円、十円、五円及び一円の六種類とし、国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行する貨幣（記念貨幣）の種類は、これらの貨幣の種類のほか、一万円、五千円及び千円の三種類とする。また、記念貨幣の発行枚数は、記念貨幣ごとに政令で定める。

四、貨幣の素材、品位、量目及び形式は、政令で定める。

五、貨幣は、額面価格の二十倍までを限り、法貨として通用する。

六、政府は、その素材に貴金属を含む等一定の要件を満たす記念貨幣等について、その額面価格を超える価格で販売することができる。

七、貨幣法等関係六法律を廃止する。

八、本法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、金本位制度を前提とする貨幣法をもとに構成されている現行通貨法体系が、管理通貨制度に移行している我が国の通貨制度の現状に即応しない面があること等にかんがみ、貨幣法等を廃止し、通貨の単位、貨幣の製造・発行等に関し必要な事項を定める等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第九四号）

要旨

本法律案は、各国の関税率表に採用されている商品分類について、その国際的統一を図り、近年の技術の進歩及び貿易構造の変化に対応したものとするための、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」を実施するため、同条約で定められた商品分類に基づいて我が国の関税率表を全面的に組み替える等関係法律の整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、関税率表等の全面的組み替え

同条約で定められた六桁の商品分類に基づき、関税率法で定める関税率表及び関税暫定措置法で定める暫定関税率表、特惠関税率表等の全面的組み替えを行い、実税目数で約七千税目となる。

二、関係法律の規定の整備

関税率表等の組み替えに伴い、関税率表等の品目番号

を引用している法律の規定の整備を行う。

委員長報告

八九ページ参照

昭和六十一年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第二号）

要旨

本法律案は、昭和六十一年度において、水田利用の再編成を図るため、政府が稲作の転換を行う者等に対し交付する水田利用再編奨励補助金について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

一、個人が交付を受ける同補助金については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなす。

二、農業生産法人が交付を受ける同補助金については、交付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。

なお、本法律施行に伴う昭和六十一年度における租税の

減収見込額は、約八億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十一年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、昭和六十一年度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、個人が交付を受けるものはこれを一時所得とみなし、農業生産法人が交付を受けるものは、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には圧縮記帳の特例を認めることにより、それぞれ税負担の軽減を図ろうとするものであります。

なお、本法律施行に伴う昭和六十一年度の租税の減収額は約八億円と見込まれております。

委員会におきましては、従来の水田利用再編対策及び税制上の助成策の評価、六十二年以降の水田農業確立対策の具体的内容、米国からの対日米輸出要求への対応のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に

譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めの件（閣議第一号）

要旨

国有財産法第十三条第二項の規定によれば、皇室用財産とする目的で寄附等により財産を取得するときは、その財産の価額が一件三千万円以上の場合等については、国会の議決を必要とすることになっている。

本議決案件は、故高松宮宣仁親王殿下所有の財産を同殿下の御遺志に基づき、総理府所管の皇室用財産として取得し、皇族殿邸としての一体的な利用を確保するため、前記の規定に基づき、国会の議決を求めようとするものである。皇室用財産として取得する財産の内訳は次のとおりである。

一 所在地 東京都港区高輪一丁目七〇一番二一外

二 財産の区分、種目、数量及び価額

区 分	種 目	数	量 (平方メートル)	価 額 (千円)
土 地	敷 地		八、一〇四・四九	三四、八四九、〇〇〇
建 物	倉 庫 建 外		建 八〇八・八〇	二六、九〇九
そ の 他	樹 木 外		延べ 一、二五八・八六	四六、九三二
計				三四、九二二、八四一

委員長報告

ただいま議題となりました両件につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件は、故高松宮宣仁親王殿下の所有であった財産を、遺贈により総理府所管の皇室用財産として、取得するため、国有財産法第十三条第二項の規定に基づいて、国会の議決を求めようとするものであります。

次に、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案は、各国の関税率表に採用されている商品分類について、その国際的統一を図るとともに貿易構造の変化等に対応す

ることを目的とした、いわゆるHS条約を実施するため、同条約による商品分類に基づいて、我が国の関税率表を全面的に組み替える等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両件を一括して質疑を行いました。委員会は、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、両件に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、両件を順次採決の結果、いずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○文教委員会

内閣提出法律案（二件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考
39	国立学校設置法の一部を改正する法律案	衆	六、二六	付託 六、二三 (子) 可決 六、三三 可決	付託 六、二七 可決	
74	昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案	〃	三、三	付託 三、三 (子) 可決 五、二 可決	付託 三、三 修正 五、五 修正 五、二〇	

国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第三九号）

要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

- 一、福島大学に行政社会学部を設置すること。
- 二、三重大学の農学部及び水産学部を統合して生物資源学部を設置すること。
- 三、筑波技術短期大学を新設すること。

四、徳島大学に医療技術短期大学部を併設すること。

五、電気通信大学短期大学部を、同大学電気通信学部拡充に伴い廃止すること。

六、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る昭和六十二年の職員の定員を一万九千八百三十七人（百十七人増）に改めること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、福島大学に行政社会学部を、三重大学に生物資源学部をそれぞれ設置するとともに、筑波技術短期大学及び徳島大学医療技術短期大学部を新設するほか、総定員法の枠外とされており、新設医科大学等の職員の定員を改めようとするものであります。

委員会におきましては、三重大学の生物資源学部及び筑波技術短期大学の設置の趣旨とその整備充実策、国立大学の入試制度の改善、留学生対策等の諸問題につきまして熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、障害者のための高等教育機関の整備など四項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案（閣法第七四号）

要旨

本法律案は、私立学校教職員共済組合法による年金の額について、厚生年金及び国民年金の改定措置にならない、昭和六十二年四月分から平均〇・六%の引き上げ措置を講じようとするものである。

なお、衆議院において、施行期日について修正が行われた。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、私立学校教職員共済組合が支給する退職共済年金等の額を厚生年金及び国民年金の改定措置にならない、昭和六十二年四月分から改定しようとするものであります。

なお、衆議院におきまして施行期日について修正が行われております。

委員会におきましては、高齢者に対する在職支給の是非、

国庫補助減額分の補てんの見通し等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたします。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、都道府県からの助成の拡充等に関する附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○社会労働委員会

内閣提出法律案（一二件）

番号	件名	院議先	提出月日	付託委員会	議決	本院議決	衆議院付託委員会	議決	本院議決	備考
46	原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	衆議院	二二七	(予)二二七	可決 五二六	可決 五二七	二二七	修正 五一五	修正 五二〇	
45	児童扶養手当法等の一部を改正する法律案	衆議院	二二七	(予)二二七	可決 五二六	可決 五二七	二二七	修正 五一五	修正 五二〇	
41	医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律案	衆議院	二二六	(予)二二六	可決 五二三	可決 五二五	二二六	可決 五一五	可決 五二五	
33	年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律案	衆議院	二二三	(予)四二三	可決 五二三	可決 五二五	二二三	修正 五四四	修正 五二五	
27	勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案	衆議院	二二三	(予)二二三			二二三	未了	了	
26	身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案	衆議院	二二三	(予)二二三	可決 五二二	可決 五二三	二二三	可決 五一五	可決 五二五	
9	地域雇用開発等促進法案	衆議院	六二、二、四	(予)六二三	可決 六二、三、七	可決 六二、三、七	六二、三、七	可決 六二、三、五	可決 六二、三、五	

本院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者	予備送衆へ提出月日	付託委員会決議	衆議院	備考
4	戦時災害援護法案	浜本万三君 外三名 (五二二)	五五	五二 未	了 (予)五二五	
1	林業労働法案	村沢一牧君 外一名 (六二、四二四)	六二、四二六	六三、四二四 未	了 (予)六二、四二六	

番号	件名	院議先	提出月日	付託委員会決議	衆議院	備考
95	社会福祉士及び介護福祉士法案	参	四二六	四二六 可決 五二八	(予)四二六 可決 五二二	
92	義肢装具士法案	"	四二二	(予)四二二 可決 五二六	四二二 可決 五二五	
91	臨床工学技士法案	衆	四二二	(予)四二二 可決 五二六	四二二 可決 五二〇	
68	外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案	参	三二九	三二九 可決 五二八	(予)三二九 可決 五二二	
47	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案	衆	六二、二二七	六二、二二七 (予)六二、二二七 可決 六二、五二六	六二、二二七 修正 六二、五二五	

衆議院議員提出法律案（六件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ提 出月日	参議院			衆議院			備考
					付 委員 託会	議 委員 決会	議 本会 決議	付 委員 託会	議 委員 決会	議 本会 決議	
7	雇用対策法の一部を改正する法律案	村山富市君 外 六名 (六一、三三〇)	六、四二		六、四二 (予)			六、四二 六、四二 六、四二	六、四二 六、四二 六、四二		
8	雇用保険法の一部を改正する法律案	池端清一君 外 六名 (三三〇)	四二		四二 (予)			四二 四二 四二	四二 四二 四二		
9	雇用保険法に基づく失業給付等についての臨時特例に関する法律案	中沢健次君 外 六名 (三三〇)	四二		四二 (予)			四二 四二 四二	四二 四二 四二		
10	短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律案	永井孝信君 外 六名 (三三〇)	四二		四二 (予)			四二 四二 四二	四二 四二 四二		
14	原子爆弾被爆者等援護法案	田口健二君 外 五名 (五一三)	五一五		五一五 (予)			五一五 五一五 五一五	五一五 五一五 五一五		六二、五一五 撤回 (委員会許可)
15	勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案	社会労働委員長 (五一五)	五一五	六、五一五	五一五 (予)	六二、五三三 可決	六二、五三三 可決	六二、五三三 六二、五三三 六二、五三三	六二、五三三 六二、五三三 六二、五三三	六二、五三三 可決	

国会の承認を求めめるの件（一件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考		
2	地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めめるの件	衆	六三、五二三	付託 六三、五二三 (予)承	委員会議決 六三、五二三 承認	付託 六三、五二三 承認	委員会議決 六三、五二五 承認	

地域雇用開発等促進法案（閣法第九号）

要旨

本法律案は、最近における地域別の雇用失業情勢にかんがみ、地域雇用開発のための措置または失業の予防・再就職促進等のための特別の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、この法律で対象とする地域は三つの地域とし、「雇用開発促進地域」は、求職者が多数居住し、相当程度に雇用機会が不足している地域を、「特定雇用開発促進地域」は、雇用開発促進地域のうち経済上の理由により事業規模の縮小等を余儀なくされ、雇用状況が著しく悪化して

いる地域を、「緊急雇用安定地域」は、経済的事情の著しい変化により事業規模の縮小等を余儀なくされ、雇用状況が急速に悪化している地域を、それぞれ指定すること。

二、労働大臣は地域雇用開発指針を策定するものとし、都道府県は雇用開発促進地域ごとに地域雇用開発計画を策定することができること。

三、雇用開発促進地域について、事業所を設置または整備し求職者を雇い入れる事業主に対し助成・援助を行うほか、雇用促進事業団の行う施設設置に関する特別の配慮、職業訓練の機動的実施、職業紹介の積極的実施等の施策を実施すること。

四、特定雇用開発促進地域について、三の施策のほか、事業所を設置または整備し離職者を雇い入れる事業主について特別の措置を講ずるとともに、職業訓練施設に係る資金貸し付け、失業の予防等のための助成・援助、事業主に対する雇用の安定のための要請、職業訓練に係る特別の措置、雇用保険等の失業給付の延長、公共事業への就労促進、広域職業紹介活動の命令等の措置を講ずること。

五、緊急雇用安定地域について、失業の予防等のための助成・援助、雇用保険等の失業給付の延長、職業訓練の機動的実施、職業紹介の積極的実施等の施策を実施すること。

六、この法律は、昭和六十二年四月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました地域雇用開発等促進法案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における地域別の雇用失業情勢にかんがみ、地域雇用開発のための措置、失業の予防、再就職促進等のための特別の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、まず第一に、求職者が多数居住し、かつ求職者の数に比し雇用機会が相当程度に不足している地域を雇用開発促進地域として指定し、この地域については、事業所を設置し、または整備して求職者を雇い入れる事業主に対し助成及び援助等の施策を実施すること。

第二に、雇用開発促進地域のうち経済上の理由により事業規模の縮小等を余儀なくされ、これに伴い雇用に関する状況が著しく悪化している地域を特定雇用開発促進地域として指定し、この地域については、雇用開発促進地域に係る施策のほか、事業所を設置し、または整備して離職者を雇い入れる事業主に対し特別の措置等を講ずること。

第三に、経済的事情の著しい変化により事業規模の縮小等を余儀なくされ、これに伴い雇用に関する状況が急速に悪化している地域を緊急雇用安定地域として指定し、この地域については、失業の予防等のための助成及び援助等の施策を実施すること。

第四に、労働大臣は地域雇用開発指針を策定するものとし、都道府県は雇用開発促進地域ごとに地域雇用開発計画を策定することができること等であります。

委員会におきましては、内需拡大等経済政策の問題、今

後の雇用失業情勢とこれに対応する対策、いわゆる三十万人雇用開発プログラムの問題、地域指定の機動的弾力的運用、非指定地域における企業の問題、造船業における雇用対策、障害者の雇用対策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付されております。

以上、御報告申し上げます。

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）

要旨

本法律案は、障害者の雇用に関する状況にかんがみ、障害者の雇用に関する状況にかんがみ、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、障害者に対する職業リハビリテーションの総合的・効果的な推進、精神薄弱者に対する身体障害者雇用調整金制度の適用の特例等の措置を講

ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の題名を「身体障害者雇用促進法」から「障害者の雇用の促進等に関する法律」へと改めるとともに、基本的理念に関する規定を整備すること。

二、雇用率制度等を除き身体障害者雇用促進法上の施策の対象をすべての障害者に拡大するとともに、企業に在職中に障害者となつた労働者の雇用継続のための助成、雇用されている障害者及び事業主に対する助言・指導等の措置を講ずること。

三、雇用義務等に関する規定の適用に当たっては、精神薄弱者である労働者を雇用しているときにはその数に相当する身体障害者である労働者を雇い入れたものとみなし、納付金制度上も、精神薄弱者である労働者を身体障害者である労働者とみなして、身体障害者雇用調整金・報奨金を支給すること。

四、職業リハビリテーションについて、その原則等を法律上規定するとともに、これまで雇用促進事業団、身体障害者雇用促進協会等多岐の団体において設置または運営されてきた職業リハビリテーションに関係する施設を障害者職業センターとして法律上位置づけ、この設置運営の

業務を日本障害者雇用促進協会において一元的に実施することとする。

五、この法律は、企業に在職中に障害者となつた者の雇用継続のための助成に係る部分については昭和六十二年七月一日から、他の部分については昭和六十三年四月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案及び承認案件につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案の主な内容は、第一に、法律の題名を「障害者の雇用の促進等に関する法律」に改めること。第二に、雇用率制度等を除き法律の対象をすべての障害者に拡大すること。第三に、雇用されている精神薄弱者につき、雇用率制度上身体障害者を雇用する場合と同様に取り扱うこと。第四に、障害者に対する職業リハビリテーションの総合的・効果的な推進のための措置を講ずること等であります。

次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、

公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求め
るの件は、横浜南公共職業安定所ほか公共職業安定所及び
その出張所七カ所の設置等を行うことについて、国会の承
認を求めるものであります。

次に、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案の
主な内容は、勤労者財産形成持家個人融資の貸し付け限度
額を引き上げること、勤労者財産形成持家融資に係る貯蓄
期間の要件を緩和すること等であります。

委員会におきましては、以上三件を一括議題として審議
を進め、法定雇用率の達成状況、精神薄弱者に関する雇用
義務、精神障害者の雇用対策等の諸問題について質疑が行
われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。
質疑を終了し、まず、身体障害者雇用促進法の一部を改
正する法律案について諮りましたところ、討論はなく、本
法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決
しました。

次いで、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、
公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求め
るの件について諮りましたところ、日本共産党より本件を
承認することに反対する旨の意見が述べられました。討論

を終わり、採決の結果、本件は多数をもつて承認すべきものと決しました。

次いで、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案について諮りましたところ、討論はなく、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付されております。

以上、御報告申し上げます。

年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律案（閣法第三三三号）

要旨

本法律案は、厚生年金保険事業及び国民年金事業の財政基盤の強化に資するため、年金福祉事業団が長期借入金等による資金の運用等を行うことができることとするともに、これにより生じた積立金を国庫に納付することとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、年金福祉事業団の業務の特例

1 年金福祉事業団（以下「事業団」という。）は、長

期借入金の借り入れ等の方法で政府から調達した資金の運用を行い、これによる積立金の管理を行うことをその業務とすること。

2 1の資金の運用は、国債等の有価証券の取得、金銭信託（運用方法を特定するものを除く。）、生命保険（被保険者の所定の時期における生存を保険金の支払い事由とするものに限る。）の保険料の払い込み等の方法により安全かつ効率的に行わなければならないこと。

3 事業団は、1の業務に係る経理については、特別の勘定を設けて整理しなければならないこと。

二、国庫納付金の納付

事業団は、毎事業年度、積立金のうち一定の割合の金額を、厚生保険特別会計年金勘定または国民年金特別会計国民年金勘定に納付しなければならないこと。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行すること（衆議院修正）。ただし、事業団の昭和六十六事業年度までの各事業年度においては、二は適用しないこと。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律案の主な内容は、年金福祉事業団が、新たに長期借入金等による資金の運用等を行い、これにより生じた積立金を国庫に納付することとするものであります。

また、医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律案の主な内容は、基金の名称を医薬品副作用被害救済・研究振興基金と改め、基金は、従来からの業務に加え、民間において行われる医薬品技術等に関する試験研究に必要な資金の出資及び融資その他の業務を行うこととするものであります。

委員会におきましては、両案を一括議題として審議を進め、年金積立金の自主運用の拡大、資金運用への被保険者の意見の反映、研究振興基金業務の運営、血液製剤によるエイズウイルス感染者の救済等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党より両案に対し、反対する旨の意見が述べられました。討論を終わり、順次採決の結果、両案はいずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対し、それぞれ附帯決議が付されており、以上、御報告申し上げます。

医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律案（閣法第四一号）

要旨

本法律案は、最近の急速な技術革新の動向を踏まえて、国民の健康の保持増進に寄与する医薬品等の生産等に関する技術の開発を振興するため、民間において行われる当該技術に関する試験研究に必要な資金の出資及び融資等を行う制度を創設するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、題名、名称の改正

法律の題名を「医薬品副作用被害救済・研究振興基金

法」に改めること。

医薬品副作用被害救済基金の名称を医薬品副作用被害救済・研究振興基金（以下「基金」という。）に改めること。

二、目的の追加

従来の副作用被害の迅速な救済という目的に、新たに医薬品技術等に関する試験研究の促進に関する業務を行うことにより、民間の行う国民の健康の保持増進に寄与する医薬品等に関する技術の開発を振興し、もって国民保健の向上に資するという目的を追加すること。

三、資本金等

基金は研究振興業務を行うための資本金を有することとし、そのための資金として政府及び民間から出資を受け入れること。また、基金は、従来からの医薬品副作用被害の救済業務と研究振興業務との経理を区分し、別個の勘定を設けること。

四、業務

基金は、二の目的を達成するため、民間において行われる医薬品技術に関する試験研究について、必要な資金の出資及び貸し付けをはじめその促進のために必要な業

務を行うこと。

五、施行期日

この法律は、昭和六十二年十月一日から施行すること。ただし、医薬品副作用被害救済基金の定款の変更及び出資の募集等に関する規定は、公布の日から施行すること。

委員長報告

一〇一ページ参照

児童扶養手当法等の一部を改正する法律案（閣法第四五号）

要旨

本法律案は、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、老齢福祉年金等の額の引き上げ等を行うとともに、特例として拠出制国民年金及び厚生年金の物価スライドを実施するものであり、その内容は次のとおりである。

一、児童扶養手当に関する事項

児童扶養手当の額を児童一人の場合月額三万三千七百円から三万三千九百円に、児童二人の場合月額三万八千七百円から三万八千九百円にそれぞれ引き上げること。

二、特別児童扶養手当等に関する事項

- 1 特別児童扶養手当の額を障害児一人につき月額二万七千二百円から二万七千四百円に、重度障害児一人につき月額四万八千円から四万九千円に、それぞれ引き上げること。
- 2 障害児福祉手当及び経過的福祉手当の額を月額一万五千五百円から一万六千五百円に引き上げること。
- 3 特別障害者手当の額を月額二万八千円から二万九千円に引き上げること。

三、拠出制国民年金及び厚生年金保険に関する事項

- 1 物価スライドの特例措置
拠出制国民年金及び厚生年金保険について、昭和六十二年において、特例として昭和六十一年の消費者物価上昇率に応じた年金額の改定措置を講ずること。
- 2 支払い期月の変更
旧国民年金法による老齢年金について、二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の年六回支払いに支払い期月を変更すること。

四、老齢福祉年金に関する事項

老齢福祉年金の額を月額二万七千二百円から二万七千

四百円に引き上げること。

五、施行期日

この法律は、公布の日から施行し、額の引き上げ及び物価スライドの特例措置に関する規定については、昭和六十二年四月一日から適用すること（衆議院修正）。ただし、旧国民年金法による老齢年金に係る支払い期月の変更については、昭和六十三年一月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました五法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、児童扶養手当法等の一部を改正する法律案外二件について申し上げます。

児童扶養手当法等の一部を改正する法律案の内容は、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、老齢福祉年金等の額を引き上げるとともに、拠出制国民年金及び厚生年金の物価スライドの特例措置を行うものであります。次に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の

一部を改正する法律案の内容は、医療特別手当、その他の手当の額を引き上げるものであります。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の内容は、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるものであります。

委員会におきましては、以上三案を一括議題として審議を進め、原爆被爆者実態調査の施策への反映、年金支給開始年齢の引き上げ、国民年金保険料免除制度の運用、中国残留孤児帰国者の受け入れ・定着対策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について、日本共産党を代表して内藤委員より修正案が提出されました。

討論はなく、児童扶養手当法等の一部を改正する法律案及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について順次採決の結果、両案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

次いで、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について諮りましたところ、日本共産党提出の修

正案は賛成少数で否決され、本法律案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付されております。

次に、臨床工学技士法案外一件について申し上げます。臨床工学技士法案並びに義肢装具士法案の内容は、それぞれ、新たに、臨床工学技士、義肢装具士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律するものであります。

委員会におきましては、両案を一括議題として審議を進め、養成体制の整備、医療関係者の連携等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論はなく、順次採決の結果、両案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。なお、両案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付されております。

以上、御報告申し上げます。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四六号）

要旨

本法律案は、原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げるものであり、その内容は次のとおりである。

一、医療特別手当の額を引き上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、原子爆弾の傷害作用に起因する負傷または疾病の状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者であつて、現に当該負傷または疾病の状態にあるものに支給する医療特別手当の額を、月額十一万八百円から十一万千六百円に引き上げること。

二、特別手当の額を引き上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、原子爆弾の傷害作用に起因する負傷または疾病の状態にないものに支給する特別手当の額を、月額四万八百円から四万千百円に引き上げること。

三、原子爆弾小頭症手当の額を引き上げ

原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者に支給する原子爆弾小頭症手当の額を、月額三万八千百円から三万八千四百円に引き上げること。

四、健康管理手当の額を引き上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定による被爆者であつて、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生省令で定める障害を伴う疾病にかかっているものに支給する健康管理手当の額を、月額二万七千二百円から二万七千四百円に引き上げること。

五、保健手当の額を引き上げ

厚生省令で定める範囲の身体上の障害のある者等に支給する保健手当の額を、月額二万七千二百円から二万七千四百円に引き上げるとともに、それ以外の者に支給する保健手当の額を月額一万三千六百円から一万三千七百円に引き上げること。

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行し、昭和六十二年四月一日から適用すること（衆議院修正）。

委員長報告

一〇三ページ参照

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第四七号）

要旨

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正

1 障害年金の額の上上げ

障害年金の額を、恩給法に準じて引き上げ、公務傷病、第一項症の場合、現行の四百四十六万五千円を昭和六十二年四月分から四百五十五万四千円に増額するとともに、扶養加給の額についても引き上げること等とすること。

2 遺族年金及び遺族給与金の額の上上げ

遺族年金及び遺族給与金の額を、恩給法に準じて引き上げ、公務死に係る額について、現行の百五十一万

千円を昭和六十二年四月分から百五十三万九千円に、昭和六十二年八月分から百五十四万三千四百円にするるとともに、障害年金受給者が死亡（平病死）した場合に係る額についても引き上げること等とすること。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行し、昭和六十二年四月一日から適用すること（衆議院修正）。

委員長報告

一〇三ページ参照

外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案（閣法第六八号）

要旨

本法律案は、医療に関する知識及び技能の修得を目的として我が国に入国した外国医師または外国歯科医師が、その目的を十分に達成することができるように、医師法及び歯科医師法の特例等を設け、医師または歯科医師による実地

の指導監督の下に医業または歯科医業を行うことができる
こととするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、臨床修練の許可

1 外国医師または外国歯科医師は、医師法第十七条ま
たは歯科医師法第十七条の規定にかかわらず、厚生大
臣の許可を受けて、臨床修練（外国医師または外国歯
科医師が厚生大臣の指定する病院において臨床修練指
導医または臨床修練指導歯科医の実地の指導監督の下
に医業または歯科医業（政令で定めるものを除く。）を
行うことをいう。）を行うことができるものとする。

2 厚生大臣は、1の許可を受けようとする者が医療に
関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国し
ていること、外国において医師または歯科医師に相当す
る資格を取得した後三年以上診療した経験を有するこ
と等一定の基準に適合していると認めるときでなけれ
ば、許可を与えてはならないものとする。

3 許可の有効期間は、許可の日から起算して二年を超え
ない範囲内において、厚生大臣が定める期間とすること。

二、臨床修練指導医及び臨床修練指導歯科医の認定

1 厚生大臣は、医師または歯科医師であつて医学また

は歯科医学に関する専門的な知識及び技能を有するこ
と等一定の基準に適合すると認める者を臨床修練指導
医または臨床修練指導歯科医として認定するものとす
ること。

2 臨床修練指導医または臨床修練指導歯科医は、臨床
修練を実地に指導監督するものとし、指導監督に当たつ
ては、臨床修練が適切に行われるよう努めなければな
らないものとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範
囲内で政令で定める日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、社会
労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上
げます。

まず、外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る
医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する
法律案の主な内容は、医師法及び歯科医師法の特例等を設
け、医療に関する知識及び技能の修得を目的として我が国

に入国した外国医師または外国歯科医師が、医師または歯科医師による実地の指導監督の下に医業または歯科医業を行うことができることとするものであります。

次に、社会福祉士及び介護福祉士法案の主な内容は、専門的知識・技術をもつて寝たきり老人等の福祉に関する相談援助を行うことを業とする社会福祉士及び専門的知識・技術をもつて寝たきり老人等の介護等を行うことを業とする介護福祉士の資格制度を定めるものであります。

委員会におきましては、以上二案を一括議題として審議を進め、福祉サービスにおける公的責任、介護と看護との関係、社会福祉といわゆる医療福祉士の業務分野、社会福祉事業法の抜本的見直し、精神衛生鑑定医と外国人医師等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、まず外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案について諮りましたところ、討論はなく、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、社会福祉士及び介護福祉士法案について諮りました。

たところ、討論はなく、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付されております。

以上、御報告申し上げます。

臨床工学技士法案（閣法第九一号）

要旨

本法律案は、臨床工学技士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、業務等

1 臨床工学技士とは、厚生大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作（生命維持管理装置の先端部の身体への接続または身体からの除去であつて政令で定めるものを含む。以下同じ。）及び保守点検を行うことを業とする者をいうものとする。

2 臨床工学技士は、診療の補助として生命維持管理装

置の操作を行うことを業とすることができるものとする
ること。

3 臨床工学技士は、その業務を行うに当たつては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならないものとする。

4 臨床工学技士でないものは、臨床工学技士またはこれに紛らわしい名称を使用してはならないものとする
こと。

二、免許及び臨床工学技士国家試験

1 臨床工学技士になろうとする者は、臨床工学技士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならないものとする。

2 試験の受験資格は、高等学校卒業後、文部大臣が指定した学校または厚生大臣が指定した臨床工学技士養成所において、三年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの等とすること。

3 厚生大臣は、その指定する者に試験の実施に関する事務を行わせることができるものとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範

囲内において政令で定める日から施行すること。

委員長報告

一〇三ページ参照

義肢装具士法案（閣法第九二号）

要旨

本法律案は、義肢装具士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、業務等

1 義肢装具士とは、厚生大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合（以下「義肢装具の製作適合等」という。）を行うことを業とする者というものとする。

2 義肢装具士は、診療の補助として義肢装具の製作適合等を行うことを業とすることができるものとする。

3 義肢装具士は、その業務を行うに当たつては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならないものとする。

4 義肢装具士でない者は、義肢装具またはこれに紛らわしい名称を使用してはならないものとする。

二、免許及び義肢装具士国家試験

1 義肢装具士になろうとする者は、義肢装具士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならないものとする。

2 試験の受験資格は、高等学校卒業後、文部大臣が指定した学校または厚生大臣が指定した義肢装具士養成所において、三年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したものとすること。

3 厚生大臣は、その指定する者に試験の実施に関する事務を行わせることができるものとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

委員長報告

一〇三ページ参照

社会福祉士及び介護福祉士法案（閣法第九五号）

要旨

本法律案は、社会福祉士及び介護福祉士の資格を定めて、その業務の適正を図り、もつて社会福祉の増進に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、社会福祉士

1 業務

社会福祉士とは、専門的知識・技術をもつて寝たきり老人等の福祉に関する相談、指導等を行うことを業とする者をいうこと。

2 資格要件

大学において厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者等で、社会福祉士試験に合格したものは、登録を受けて社会福祉士となることであること。

二、介護福祉士

1 業務

介護福祉士とは、専門的知識・技術をもつて寝たきり老人等の介護等を行うことを業とする者をいうこと。

2 資格要件

次のいずれかの者は登録を受けて介護福祉士となることができること。

(1) 高校卒業以上の者で、厚生大臣の指定する養成施設（二年）を卒業したもの等

(2) 介護等の業務に三年以上従事した者等で介護福祉士試験に合格したもの

(3) 介護等に係る一定の技能検定の合格者

三、社会福祉士及び介護福祉士の試験及び登録

社会福祉士及び介護福祉士の試験及び登録は、厚生大臣の指定する者に行わせることができること。

四、社会福祉士及び介護福祉士の名称の使用制限及び義務等

社会福祉士、介護福祉士につき、名称使用制限の規定のほか、信用失墜行為の禁止及び守秘義務に関する規定を設けること。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲で政令で定める日から施行すること。

委員長報告

一〇七ページ参照

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案（衆第一五号）

要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、勤労者の持家の取得の一層の促進等を図るため、勤労者財産形成持家融資制度を拡充する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、勤労者財産形成持家個人融資の貸し付け限度額を、現行の勤労者財産形成貯蓄等の五倍に相当する額から、十倍に相当する額の範囲内の一定の額に引き上げるものとする。

二、勤労者財産形成持家融資に係る貯蓄期間の要件を、現行の三年以上から、一年以上に改めること。

三、勤労者財産形成持家融資に係る住宅の分譲及び住宅資金の貸し付けを受けることができる勤労者に、福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主（一定のものに限る。）に雇用される勤労者を加えること。

四、沖縄振興開発金融公庫から、金融機関等から勤労者財産形成持家融資に必要な資金を調達することが困難である旨の申し出があつた場合には、雇用促進事業団は、当分の間、当該資金を沖縄振興開発金融公庫に貸し付ける業務を行うことができるものとする。

五、この法律は、公布の日から施行すること。

委員長報告

九九ページ参照

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めめるの件（閣承認第二号）

要旨

公共職業安定所に関し、行政改革の一環として、その一

部を整理統合するとともに、近年の地域の実情の変化に伴い、その配置の適正化を図る必要が生じてきている。

本件は、昭和六十二年度において行う予定の右の理由による再編整理に伴い、横浜南公共職業安定所ほか公共職業安定所及びその出張所七カ所の設置等を行うことについて、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求めてきたものである。

委員長報告

九九ページ参照

○農林水産委員会

内閣提出法律案（十一件）

番号	件名	院議先	提出 月日	参議院		衆議院		備考
				付託 委員会 議決	議決 院	付託 委員会 議決	議決 院	
8	松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案	衆	六、二、四	六、二、三 (予)	六、三、三 可決	六、三、三 可決	六、三、三 可決	
18	農林漁業信用基金法案	衆	二、三	二、三 (予)	五、三 可決	五、三 可決	二、三 可決	
19	森林法の一部を改正する等の法律案	衆	二、三	二、三 (予)	三、七 可決	三、七 可決	二、三 可決	
20	国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案	衆	二、三	五、二	五、六 可決	五、七 可決	二、六 可決	
60	食糧管理法の一部を改正する法律案	衆	三、三	三、三 (予)			五、九 継続審査	
61	大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案	衆	三、三	三、三 (予)			五、九 継続審査	
75	昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案	衆	三、三	三、三 (予)	五、三 可決	五、五 可決	三、三 修正 五、二〇 修正	

衆議院議員提出法律案（一件）

1	番号	件名	提出者	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院	衆議院	備考
		本邦漁業者の漁業生産活動の確保に関する法律案	安井吉典君 外十六名 (六、二二五)	六、二五〇	六、二五〇	付 委員 託会 議 決 議 本 会 決 議	付 委員 託会 議 決 議 本 会 決 議 繼 統 審 査	

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
100	森林法の一部を改正する法律案	衆	五、二五	五、二五 (予) 可 決 議 五、二六 可 決 議 五、二七	五、二五 可 決 議 五、二五 可 決 議 五、二〇	
89	集落地域整備法案	衆	三、二七	三、二七 (予) 可 決 議 五、二七 可 決 議 五、二七	三、二〇 可 決 議 五、二三 可 決 議 五、二三	
79	森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案	衆	三、二五	三、二五 可 決 議 五、二三 可 決 議 五、二三	三、二五 (予) 可 決 議 五、二五 可 決 議 五、二六	
78	林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案	参	六、二五	六、二五 可 決 議 六、二三 可 決 議 六、二三	六、二五 (予) 可 決 議 六、二五 可 決 議 六、二六	

松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第八号）

要旨

本法律案は、松くい虫被害が依然として発生し、地域によつてはその被害が拡大傾向にある等の状況にかんがみ、その被害対策を引き続き緊急かつ総合的に推進するため、本年三月三十一日に失効する現行法を延長するとともに、被害の実態に応じた効果的な対策を講ずるため、所要の改正を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、高度公益機能松林及び被害拡大防止松林の定義の変更
都道府県実施計画に基づき、農林水産大臣または都道府県知事が命令等により防除を行う対象である高度公益機能松林及び被害拡大防止松林の範囲を、防除の重点的かつ効果的実施のため、保安林等特に保護すべき松林に限定することとする。

二、特別伐倒駆除を命令することができる要件の変更
農林水産大臣または都道府県知事は、必要があると認めるときは、松林の被害の程度にかかわらず、高度公益機能

能松林または被害拡大防止松林につき、特別伐倒駆除を命ずることができるものとする。

三、駆除命令に代えて行う伐倒駆除

1 都道府県知事は、高度公益機能松林または被害拡大防止松林につき、駆除命令による手続を執るいとまのない場合であつて、特に必要があるときは、駆除命令に代えて伐倒駆除（緊急伐倒駆除）を行うことができるものとする。

2 緊急伐倒駆除は、都道府県実施計画において定める期間内でなければ行つてはならないものとする。

3 緊急伐倒駆除について、事前の公表、不服の申し出、事後の通知等に関する規定を設けるものとする。

四、他の樹種等からなる森林への転換

都道府県知事は、必要があるときは、高度公益機能松林及び被害拡大防止松林につき、樹種転換を特に促進すべき松林を公表することができるものとともに、施業等に関し助言及び指導を行うよう努めるものとする。

五、その他

法律の失効期限を昭和六十七年三月三十一日に改める

ものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、松くい虫被害対策特別措置法改正案は、松くい虫の被害対策を引き続き緊急かつ総合的に推進するため、本年三月三十一日に失効する現行法をさらに五年間延長するとともに、被害の実態に応じた効果的な対策を講ずるため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきます質疑の主な内容は、前回の法改正による成果、松くい虫の被害発生の際、松が激甚な被害を受ける理由、松くい虫に対する研究開発状況、薬剤の空中散布に対する対応と安全性、自然環境及び生活環境の調査状況、被害終息の見通しと決意等であり、その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終局いたしましたところ、日本共産党を代表して下田委員より、松くい虫防除に関する国庫補助の強化などを内容とする修正案が提出されましたが、本修正案は予算を伴うものでありますため、国会法第五十七条の三の規定

に基づき、内閣の意見を徴しましたところ、加藤農林水産大臣より、政府としては反対である旨の発言がありました。続いて、討論に入りましたところ、別に発言もなく、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本法律案は、賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、七項目にわたる附帯決議を全会一致をもつて行いました。

次に、森林法の改正等の法律案は、国の財政の状況を踏まえつつ森林法の保安施設事業及び漁港法の漁港修築事業の事業量を確保し、事業の一層の推進を図るため、国の補助金等に関する臨時特例等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきます質疑の主な内容は、今回の措置の基本的な考え方、六十一年度措置の際の附帯決議等との整合性、措置対象となる補助金等の選択基準、農林水産関係各種基盤整備事業の現状、補助・負担率引き下げによる公共事業量拡大の効果、高率補助率に係る事業の位置づけ、地方財政への影響及びその対策、今後の補助・負担率のあり方等であり、その詳細は会議録によつて御承知を願いた

いと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して稲村理事より反対である旨の、自由民主党を代表して宮島理事より賛成である旨の、日本共産党を代表して下田委員より反対である旨のそれぞれ発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、本法律案は、賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、五項目にわたる附帯決議を多数をもつて行いました。

以上、御報告いたします。

農林漁業信用基金法案（閣法第一八号）

要旨

本法律案は、特殊法人等の整理合理化を図るため、農業信用保険協会、林業信用基金及び中央漁業信用基金の業務を統合して農林漁業信用基金を設立しようとするものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、農林漁業信用基金は、農林漁業経営等に必要な資金につき債務保証及び債務保証についての保険等の事業を行

うことにより、これら資金の融通を円滑にし、もつて農林漁業の健全な発展に資することを目的としている。また、あわせて漁業共済団体が行う共済金等の支払いに必要な資金の貸し付け等の業務を行うことを目的としている。

二、農林漁業信用基金の資本金については、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する金額の合計額とし、農林漁業信用基金は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けてその資本金を増加することができることとしている。

三、農林漁業信用基金の役員については、理事長一人、副理事長二人、理事六人以内及び監事一人並びに非常勤の理事十五人以内及び監事三人以内を置くこととしている。

四、農林漁業信用基金の業務の適正な運営を期するため、政府以外の出資者及び農林漁業信用基金の業務に関し学識経験を有する者五十人以内で構成する運営審議会を置くこととしている。

五、農林漁業信用基金の財務及び会計については、農業、林業及び漁業の各業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理することとしている。

六、この法律は、公布の日から施行するものとしている。

委員長報告

一一一〇ページ参照

森林法の一部を改正する等の法律案（閣法第一九号）

要旨

本法律案は、森林法の保安施設事業及び漁港法の漁港修築事業の事業費を確保し事業の一層の推進を図るため、昭和六十二年度及び昭和六十三年度における特例措置として、二分の一を超える国の負担または補助の割合の引き下げを行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、森林法の一部改正

森林法の保安施設事業における都道府県の負担の割合を三分の一以内から十分の四・五以内とすること等。

二、漁港法の一部改正

漁港法の漁港修築事業における国の負担割合を百分の七十から百分の五十七・五とすること等。

三、地方公共団体に対する財政金融上の措置

この引き下げ措置の対象となる事業に係る地方公共団体に対し、その事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとする。

四、施行期日

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行すること。

委員長報告

一一六ページ参照

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）

要旨

本法律案は、国有林野事業の経営の状況にかんがみ、その改善を推進するため、所要の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、一般会計から国有林野事業特別会計への繰り入れ

政府は、昭和六十八年度までとされる改善期間におい

て、国有林野のうち公益的機能が低い森林における松くい虫の駆除その他の森林保全に要する経費で改善計画の円滑な実施に必要なものとして政令で定めるものの一部に相当する金額を、予算の定めるところにより、一般会計から国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定（以下「事業勘定」という。）に繰り入れることができるものとする。

二、借入金の償還金に係る借入金等

- 1 事業勘定においては、改善期間において、借入金で政令で定めるものの償還金の財源に不足を生ずると認められるときは、その財源に充てるため、この勘定の負担において、借入金をすることができるとする。
- 2 政府は、改善期間において、1による借入金の利子の財源に充てるため、予算の定めるところにより、一般会計から事業勘定に繰入金をすることができるとする。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、国有林野事業改善特別措置法改正案は、国有林野事業の経営改善を推進するため、一般会計から国有林野事業特別会計への繰り入れ等の措置を講じようとするものであります。

また、森林法改正案は、違憲無効判決のあつた共有林分割請求の制限に関する規定を削除しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、質疑を行いました。その内容は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終局しましたところ、国有林野事業改善特別措置法改正案について、日本社会党・護憲共同を代表して稲村理事より、また、日本共産党を代表して諫山委員より、それぞれ修正案が提出されました。両修正案とも予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣の意見を聴取しましたところ、両修正案ともに反対である旨の発言がありました。

続いて、国有林野事業改善特別措置法改正案及び両修正案について討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して菅野委員より、原案に反対し、稲村理事提出

の修正案に賛成する旨の、また、日本共産党を代表して下田委員より、原案に反対し、稲村理事提出の修正案に賛成し得る旨の発言が、それぞれありました。

討論終局の後、採決の結果、まず、諫山委員提出の修正案及び稲村理事提出の修正案はそれぞれ賛成少数をもつて否決され、国有林野事業改善特別措置法改正案は、賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して、附帯決議を行いました。

次いで、森林法改正案について、討論に入りましたところ、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、集落地域整備法案は、集落地域について、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を計画的に推進しようとするものであります。

委員会における質疑の内容は、会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑終局の後、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して、附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金額の改定の特例に関する法律案（閣法第七五号）

要旨

本法律案は、農林漁業団体職員共済組合法の年金について、厚生年金及び国民年金における措置に準じ、昭和六十年の消費者物価指数に対する昭和六十一年の消費者物価指数の比率を基準として、昭和六十二年四月分以後の年金の額を改定することを主な内容としている。

なお、衆議院において、施行期日を「昭和六十二年四月一日」から「公布の日」に改める修正がなされている。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案は、昭和六十

二年度における年金の額について、昭和六十一年の消費者物価上昇率を基準として、引き上げを行おうとするものであります。

委員会における質疑の内容は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑終局の後、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、農林漁業信用基金法案は、農林漁業関係信用補完三法人を統合し、農林漁業信用基金を設立しようとするものであります。

委員会における質疑の内容は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して下田委員より反対である旨の発言がありました。

討論を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は、賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第七八号）

要旨

本法律案は、最近における林業をめぐる諸情勢の変化に対処して、林業経営を改善するため農林漁業金融公庫が貸し付ける造林資金の償還期限を四十五年以内から五十五年以内に、据置期間を二十五年以内から三十五年以内に、それぞれ十年間延長することを内容としている。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、林業等振興資金融通暫定措置法改正案は、農林漁業金融公庫の造林資金の償還期限及び据置期間を延長しようとするものであります。

また、森林組合法及び森林組合合併助成法改正案は、森林組合制度の改善強化を図るための措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、

質疑を行いました。その内容は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑終局の後、別に討論もなく、順次採決の結果、いずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、森林組合法及び森林組合合併助成法改正案に対し、附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案
(閣法第七九号)

要旨

本法律案は、森林及び林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、森林組合制度の改善強化を図るため、森林組合及び森林組合連合会の事業範囲の拡大を図るとともに、森林組合による森林施業の共同化の推進、森林組合の合併の促進等のための措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、森林組合法の一部改正

1 森林組合の事業範囲の拡大等

(1) 林業に必要な資金のほか、組合員の行うその他の事業またはその生活に必要な資金の貸し付けを行うことができるものとする。

(2) 林業に必要な物資のほか、組合員の行うその他の事業またはその生活に必要な物資の供給を行うことができるものとする。

(3) 組合員の生産する林産物の加工、販売等の事業に、当該林産物を材料とする建物その他の工作物の建設または売り渡しを含めるものとする。

(4) 組合員の労働力を利用して行う林産物等の加工に関する施設に、食用きのこ等の生産を含めるものとする。

2 信託事業制度の改善

森林組合は、信託に係る事務のうち農林水産省令で定める従たる事務について、信託契約に定める範囲内において他の者に委託して処理させることができるものとする。

3 共同施業規程制度の創設

森林組合は、一体として整備することが相当と認め

られる森林の整備を促進するため、組合員が協定を締結して行う森林施業の共同化に関する規程を定めることのできるものとともに、当該規程の規定事項、効力等に関し所要の規定を設けることとする。

4 準組合員資格の拡大

森林組合または森林組合及び森林所有者が主たる構成員または出資者となつてゐる団体は、森林組合の準組合員となることのできるものとする。

5 総代会の議決事項の追加

組合の解散または合併は、総代会において議決し、かつ、総組合員の半数以上の投票において三分の二以上の賛成を得ることによつても、これを行うことができるものとする。

6 森林組合連合会の事業範囲の拡大等

- (1) 所属員の委託を受けて、森林の施業または経営を行うことができるものとする。
- (2) 所属員の生産する林産物の加工、販売等の事業に、当該林産物を材料とする建物その他の工作物の建設または売り渡しを含めるものとする。
- (3) 所属員の労働力を利用して行う林産物等の加工に

関する施設に、食用きのこ等の生産を含めるものとする。

(4) 資金の貸し付けを行う森林組合連合会は、国または地方公共団体に対して会員の負担する債務を保証することができるものとする。

二、森林組合合併助成法の一部改正

合併しようとする森林組合が、その合併及び事業経営計画について都道府県知事の認定を求めることができる期限を、昭和六十七年三月三十一日までとする。

三、その他

合併及び事業経営計画が適当である旨の都道府県知事の認定を受けた森林組合の合併について、税法上の特例措置を設けることとする。

委員長報告

一一二一ページ参照

集落地域整備法案（閣法第八九号）

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、目的

土地利用の状況からみて良好な営農条件及び居住環境の確保を図る必要がある集落地域について、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を計画的に推進するための措置を講じ、もつてその地域の振興と秩序ある整備に寄与することを目的とする。

二、集落地域整備基本方針

都道府県知事は、集落及びその周辺の地域で一定の要件に該当するもの（以下「集落地域」という。）について、その整備または保全に関する基本方針を定めるものとする。

三、集落地区計画

市町村は、集落地域について、当該地域の特性にふさわしい整備または保全を行う必要がある場合には、都市計画に集落地区計画を定めることができるものとする。

四、集落地区計画の区域内における行為の届け出等

集落地区計画の区域内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築等の一定の行為を行おうとする者は、行為の種類、場所等の事項を市町村長に届け出なければならないものとする。

五、集落農業振興地域整備計画

市町村は、農業振興地域整備計画を達成するとともに、集落地域について、その特性にふさわしい農用地及び農業用施設等の整備を一体的に推進する必要があると認められる場合には、集落農業振興地域整備計画を定めることができるものとする。

六、集落地域における農用地の保全等に関する協定

集落農業振興地域整備計画の区域内にある相当規模の一団の農用地の所有者等は、農用地の保全及び利用に関する協定を締結し、当該協定が適当である旨の市町村長の認定を受けることができるものとする。

七、農用地区域設定の特例

協定区域内の一団の農用地の所有者は、市町村に対し、当該農用地の区域を農業振興地域の整備に関する法律の農用地区域として定めるべきことを要請することができるものとともに、要請に基づき農用地区域を定め

る場合には、一定の手続を省略することができるものとする。

八、交換分合

市町村は、集落農業振興地域整備計画の区域内にある土地の農業上の効率的な利用の確保、協定の締結等を促進するため、特に必要があると認められる場合には、都道府県知事の認可を受けて、協定区域内にある農用地を含む集落農業振興地域整備計画の区域内にある一定の農用地に関し交換分合を行うことができるものとする。

九、その他

建築基準法、農地法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、建設省設置法等について所要の改正を行うものとする。

委員長報告

一一九ページ参照

森林法の一部を改正する法律案（閣法第一〇〇号）

要旨

本法律案は、森林法第百八十六条の共有林の分割請求の制限に関する規定につき、最高裁判所において違憲無効の判決が行われたことにかんがみ、当該規定を削除しようとするものである。

委員長報告

一一九ページ参照

○商工委員会

内閣提出法律案（六件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院			衆議院			備考
				付託	議決	本議決	付託	議決	本議決	
4	石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案	衆	三、三〇	三、三三 (子)	三、三六 可決	三、三六 可決	三、三六 可決	三、三六 可決	三、三六 可決	
5	炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案	"	一、三〇	三、三三 (子)	三、三六 可決	三、三六 可決	三、三六 可決	三、三六 可決	三、三六 可決	
21	輸出保険法の一部を改正する法律案	"	三、二二	三、三三 (子)	三、三六 可決	三、三六 可決	三、三六 可決	三、三六 可決	三、三六 可決	
42	特許法等の一部を改正する法律案	"	二、二六	二、二六 (子)	五、二二 可決	五、二二 可決	二、二六 可決	五、二二 可決	五、二二 可決	
43	産業構造転換円滑化臨時措置法案	"	二、二六	三、三三 (子)	三、三六 可決	三、三六 可決	三、三六 可決	三、三六 可決	三、三六 可決	
51	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	"	三、二六	三、三六 (子)	五、二六 可決	五、二六 可決	三、二六 可決	五、二六 可決	五、二六 可決	

衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ提 出月日	参 議 院	衆 議 院	備 考
18	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案	二見伸明君 外四名 (六二、五三)	六二、五三		付 委員 託 議 決 議 決 議 決 議	付 委員 託 議 決 議 決 議	
19	下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案	二見伸明君 外四名 (五二)	五三		五三 (予)	五三 継 続 審 査	

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案（閣法第四号）

要旨

本法律案は、第八次石炭政策を実施に移すため、引き続き石炭企業経営の健全化、石炭企業の経理の適正化、産炭地域における中小企業者の資金融通の円滑化等を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、廃止期限の延長

「石炭鉱業合理化臨時措置法」、「石炭鉱業経理規制臨時措置法」、「産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律」及び「石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法」の四法につき、その廃止するものとされる期限を昭和六十七年三月三十一日まで五年間延長する。

二、貯炭管理制度の創設

石炭鉱業合理化臨時措置法を改正し、石炭鉱業合理化基本計画に貯炭管理の方針に関する事項を追加すると

もに、新エネルギー総合開発機構（NEDO）の業務範囲に貯炭管理会社に対する資金の出資及び貸し付けを行う業務を追加する。

三、石炭鉱山規模縮小交付金の創設

石炭鉱業合理化臨時措置法を改正し、NEDOの業務範囲に炭鉱における一定の規模縮小に対する石炭鉱山規模縮小交付金の交付を行う業務を追加する。

四、石炭勘定の借入金に関する規定の追加

石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法を改正し、昭和六十二年から六十四年度の各年度に限り、石炭勘定の負担において借入金を行うことができるとの規定を追加する。

委員長報告

ただいま議題となりました四法案につきまして御報告申し上げます。

まず、石炭鉱業合理化臨時措置法等改正案は、本年三月末で期限切れとなる石炭関連四法の期限を五年間延長するとともに、貯炭管理制度の創設、その他第八次石炭政策を実施するために必要な法律上の措置を講じようとするもの

であります。

次に、炭鉱離職者臨時措置法改正案は、本年三月末で期限切れとなる同法の期限を五年間延長しようとするものであります。

委員会では、以上二案を一括して議題とし、今後の石炭政策のあり方等について質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、石炭鉱業合理化臨時措置法等改正案に対し、日本社会党・護憲共同福間理事より反対、自由民主党大木理事より賛成、日本共産党市川理事より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、石炭鉱業合理化臨時措置法等改正案は多数をもつて、炭鉱離職者臨時措置法改正案は全会一致をもつて、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、輸出保険法改正案は、法律の題名を貿易保険法と改め、前払い輸入保険等新種保険の創設、海外投資保険の拡充等の措置を講じようとするものであります。

委員会では、今回の改正による貿易黒字の改善効果等について質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川理事より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、産業構造転換円滑化臨時措置法案は、産業基盤整備基金による債務保証等の措置により、特定事業者の新たな経済的環境適応の円滑化、特定地域経済の安定等を図ろうとするものであります。

なお、本法案は、衆議院において事業適応計画等の記載事項に労務に関する事項を加える修正が行われております。委員会では、設備処理に伴い生ずる雇用問題等について質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川理事より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法案は多数をもつて衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会では、以上の四法案に対し、それぞれ附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第五号）

要旨

本法律案は、石炭鉱業の合理化に伴い離職を余儀なくされた炭鉱離職者に対する再就職に関する援護その他の措置を定めた炭鉱離職者臨時措置法の期限を昭和六十七年三月三十一日まで延長しようとするものである。

委員長報告

一二八ページ参照

輸出保険法の一部を改正する法律案（閣法第二一号）

要旨

本法律案は、大幅な経常収支の黒字を有するわが国の国際的役割と対外取引の多様化に対応するため、保険制度において輸入促進に必要な措置を講ずるとともに、わが国企業の行う仲介貿易、海外投資についても制度の新設、拡充を図り、世界経済の均衡ある発展に寄与しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、題名、目的の改正

本法の対象となる取引が「輸出貿易等」に限られているものを、輸入も含めた「外国貿易等」に改めるとともに、本法の題名を「貿易保険法」とする。

二、前払い輸入保険の新設

製品等の輸入に際し代金の前払いが行われている輸入取引において、その前払金が、戦争、相手方企業の倒産等により回収不能となった場合には、その被った損失をてん補する前払い輸入保険を設ける。

三、仲介貿易保険の新設

本邦法人または本邦人が、外国において生産、加工、集荷される貨物を他の第三国において販売、賃貸、または必要な資金の貸し付けを行った場合において、戦争、相手方企業の倒産等によつてこれら販売代金等が回収不能となった場合には、その被った損失をてん補する仲介貿易保険を設ける。

四、海外投資保険の拡充

現行の海外投資保険では、投資先企業の倒産等の信用危険は資源開発輸入のための非経営支配法人向けの融資についてのみてん補されているが、このてん補の対象を

製造業等の経営支配法人にまで拡大する。

五、再保険の新設

累積債務問題等の国際的課題や国際協調型事業の拡大等により増大している保険引き受けリスクを各国間において適切に分散させるため、政府は、多数国間投資保証機関（MIGA）、その他海外の公的保険機関との間で再保険契約を結ぶことができることとする。

六、その他

輸出金融保険は、その制度的使命を終えたことにかんがみ、昭和六十三年三月三十一日をもつて廃止する。また、輸出保険特別会計法については、その題名を貿易保険特別会計法に改めるとともに、所要の規定の整備を行う。

委員長報告

一一二八ページ参照

特許法等の一部を改正する法律案（閣法第四二号）

要旨

本法律案は、技術開発成果の十分な保護の要請、国際的調和の必要性の増大等工業所有権制度をめぐる最近の情勢に対処するため、「特許法」、「実用新案法」、「意匠法」及び「商標法」を改正しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、多項制の改善

「特許法」、「実用新案法」の二法につき、特許等の請求の範囲の記載について、一発明につき複数の請求項による記載を可能とするとともに、複数の発明であつても一定の相互関係があれば同一願書での出願を可能とする併合出願制度の範囲を拡大する。また複数の請求項に係る無効審判については、請求項ごとに請求することができることとする。

二、制度の国際的調和のための手続期間の弾力化

「特許法」、「実用新案法」の二法につき、工業所有権の保護に関するパリ条約の規定により優先権を主張した者が提出すべき証明書の提出期限、異議申し立て期間及び特許協力条約の規定により優先日から一九月以内に国際予備審査の請求をし、かつ、日本国を選択国として選択した国際特許等の出願についての翻訳文の提出期限

をそれぞれ延長するとともに、「特許法」、「実用新案法」及び「意匠法」の三法につき、無効審判について、外国において頒布された刊行物に関する除斥期間を廃止する。

三、特許権の存続期間の延長制度の創設

当該特許発明の実施が二年以上できなかったときは、五年を限度として特許期間を延長しうるものとし、あわせて関係規定の整備を行う。

四、手数料等の改定

「特許法」、「実用新案法」、「意匠法」及び「商標法」の四法につき、手数料及び特許料または登録料を改定する。五、その他

審判請求について、審決の確定までは、取り下げることができるとする。

委員長報告

ただいま議題となりました特許法等の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年の産業技術の高度化・国際化に対処す

るため、特許等の出願について、いわゆる多項制の改善、手続期間等の延長、医薬品など法規制により一定期間特許発明が実施できなかった特許権についての期間延長などの措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、多項制採用の意義、特許をめぐる国際情勢、審査・審判官の処遇改善などについて、質疑が行われましたが、その詳細は、会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が行われたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

産業構造転換円滑化臨時措置法案（閣法第四三三号）

要旨

本法律案は、諸外国との貿易摩擦の激化に対処し、我が国の産業構造が国際環境と調和のとれた活力のあるものに転換していくことの必要性にかんがみ、一部業種に生じて

いる事業規模の縮小、雇用問題等の深刻化及び地域経済への悪影響等の諸問題を緩和するとともに、産業構造転換の円滑化を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、特定事業者の定義

円高等内外の経済的事情の著しい変化により生産能力が著しく過剰となつている設備を「特定設備」として指定し、これを事業の用に供する事業者を「特定事業者」とする。

二、特定地域の指定

円高等内外の経済的事情の著しい変化によりその地域の経済・雇用状況が著しく悪化していると認められる地域を「特定地域」として政令で指定する。

三、事業適応計画の承認と支援措置

一、特定事業者は、新たな経済的環境への適応のため、特定設備の「設備処理」及びその結果生ずる過剰雇用に対応するための「事業転換」に関する「事業適応計画」を作成し、主務大臣の承認を受けることができる。

二、承認を受けた同計画に基づく設備処理については、借り入れ資金に対する産業基盤整備基金による債務保証

及び除却損に係る欠損金の繰越控除期間の延長、また、事業転換については、新規生産設備の取得に対する特別償却制度の適用並びに特定地域に限り、産業基盤整備基金からの利子補給、特別土地保有税の非課税及び事業所税の軽減等の措置を講ずる。

四、事業提携計画の承認と支援措置

(一) 同一業種に属する複数の特定事業者は、特定設備の処理を円滑に行うため、生産の受委託等の事業提携に関する「事業提携計画」を作成し、主務大臣は、公正取引委員会と独禁法上の問題点について協議を行い、承認するものとする。

(二) 承認を受けた同計画に基づく必要な設備に対する特別償却制度の適用並びに登録免許税及び不動産取得税の軽減等の措置を講ずる。

五、特定地域の活性化措置

特定地域の経済の安定及び発展並びに雇用の安定を図るため、産業基盤整備基金より第三セクターに対する出資、日本開発銀行等からの融資に対する利子補給及び新分野開拓事業用借入金に対する債務保証を行う。

六、産業基盤整備基金の設立とその業務

一 民法一に基づく産業基盤信用基金を新たに産業基盤整備基金に改組するとともに、これまでの業務に加え、前記の債務保証、出資及び利子補給等の業務を行わせる。

七、その他

本法律は、昭和七十一年五月二十九日までに廃止するものとする。

なお、本法律案については、衆議院において、事業適応計画及び事業提携計画の記載事項にそれぞれ労務に関する事項を加える修正が行われた。

委員長報告

一二八ページ参照

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第五一号）

要旨

本法律案は、最近における内外の経済的環境の変化に対応するため、民間事業者の能力の活用により経済社会の健全な発展の基盤の充実に資する特定施設として、情報処理

または電気通信の高度化により経済社会の情報化及び国際化に即応した都市機能の高度化または港湾の利用の高度化を図るために設置される施設並びに外国企業等の我が国の市場の開拓を円滑化するために設置される施設を新たに追加する等所要の改正を行おうとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、経済社会の情報化及び国際化に即応して設置されるインテリジェントビル等の中核的施設並びに外国企業等の我が国への進出を円滑化するために設置される施設を新たに民活法の対象施設に追加しようとするものであります。

委員会におきましては、民活プロジェクト不振の理由、民活プロジェクトにおける官民のかかわり方などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市

川理事より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○運輸委員会

内閣提出法律案（四件）

番号	件名	先議院	提出日	参議院		衆議院		備考	
				付託	議決	付託	議決		
10	外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	六三、二六	六三、三三 (予)	六三、三七 可決	六三、三七 可決	六三、二六 可	六三、三五 可決	
22	港湾法の一部を改正する等の法律案	〃	二三	三三 (予)	三七 可決	三七 可決	二〇 可	三五 可決	
53	特定船舶製造業経営安定臨時措置法案	〃	三九	三九 (予)	三七 可決	三七 可決	三九 可	三五 可決	
86	船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案	参	三六	三六	五三 可決	五三 可決	三六 (予)	五三 可決	

外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）

要旨

本法律案は、国の財政状況、外航海運業の厳しい経営状況等にかんがみ、利子補給金の支給繰り延べ措置を定めるとともに、これにより生ずる海運企業の負担の軽減を図るため、利子補給金相当額の建造融資利子の支払いを日本開発銀行

が猶予できる制度を設けようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、政府は、日本開発銀行と結んだ利子補給契約により昭和六十二年度以降の融資残高に対する利子補給金を支給する場合には、各年度における利子補給金額を、当該年度から起算して三年度を経過した年度以降五年度において、五分の二ずつ支給するものとする。

二、日本開発銀行は、利子補給対象会社に対し、昭和六十二年以降生ずる利子について、利子補給金額に相当する金額の支払いを猶予することができるものとする。ことに、支払い猶予を受けた会社は、猶予対象利子額を、当該猶予対象利子が生じた年度から起算して三年度を経過した年度以降五年度において、五分の二ずつ日本開発銀行に支払うものとする。

三、政府は、日本開発銀行が支払い猶予をしたときは、「猶予対象利子額に相当する額の交付金」及び「猶予対象利子の残高に所定の利率を乗じて計算した額の交付金」を日本開発銀行に交付するものとする。

四、「猶予対象利子額に相当する額の交付金」の交付があつたときは、利子補給金の支給があつたものとみなし、

この場合には、当該年度において会社が日本開発銀行に支払うべき猶予対象利子額を支払うことを要しないものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案は、国の財政状況、外航海運業の厳しい経営状況等にかんがみ、外航船舶建造融資に対する利子補給金の支給繰り延べ措置を定めるとともに、これにより生ずる海運企業の負担の軽減を図るため、利子補給契約に係る融資契約により昭和六十二年以降生ずる利子のうち、利子補給金相当額の支払いを日本開発銀行が猶予できること、これに伴い、政府が日本開発銀行に対し所要の交付金を交付すること等の規定を整備しようとするものであります。

次に、特定船舶製造業経営安定臨時措置法案は、最近における特定船舶製造業をめぐる内外の経済的事情の著しい変化にかんがみ、特定船舶製造業について、計画的な設備の処理及び生産または経営の規模の適正化を促進すること

により経営の安定を図るため、基本指針の策定及び特定船舶製造事業者が作成する実施計画の認定等について定めるとともに、計画的な設備の処理のために必要な資金等の借りに係る特定船舶製造業安定事業協会による債務保証等の規定を整備しようとするものであります。

次に、港湾法の一部を改正する等の法律案は、最近における社会経済情勢の推移にかんがみ、財政の状況を踏まえつつ港湾整備事業及び空港整備事業の一層の推進を図るため、港湾法外三法律に規定する国の負担または補助の割合を昭和六十二年度及び昭和六十三年において臨時に引き下げる等の特例措置、並びに、この措置の対象となる地方公共団体に対し、財政金融上の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して質疑を行いました。その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、討論もなく、順次採決の結果、三法律案は、いずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、各法律案に対し、それぞれ田淵哲也委員、安恒理事、矢原理事より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、

公明党・国民会議、民社党・国民連合の四会派共同提案に係る附帯決議案が提出され、多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

港湾法の一部を改正する等の法律案（閣法第二二号）

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、港湾法、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律、特定港湾施設整備特別措置法及び空港整備法に規定する国の負担または補助の割合を昭和六十二年度及び昭和六十三年において臨時に引き下げる等の特例措置を定める。

二、国は、この法律による特例措置の対象となる地方公共団体に対し、その事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとする。

委員長報告

一三六ページ参照

特定船舶製造業経営安定臨時措置法案（閣法第五三三号）

要旨

本法案は、最近における特定船舶製造業をめぐる経済的
事情の著しい変化にかんがみ、計画的な設備の処理及び生
産または経営の規模の適正化を促進することにより特定船
舶製造業における経営の安定を図ろうとするものであつて、
その主な内容は次のとおりである。

一、運輸大臣は、特定船舶製造業における経営の安定を図
るための基本指針を定めるものとともに、特定船
舶製造事業者は、基本指針に定めるところに従つて、設
備の処理、事業提携その他の経営の安定のために必要な
措置を実施するよう努めなければならないものとするこ
と。

二、特定船舶製造事業者は、基本指針に定めるところに従
つて、経営安定化措置の実施に関する計画（「実施計画」）
を作成し、運輸大臣の認定を受けることができるものと
すること。

三、特定船舶製造業安定事業協会は、基本指針に定めると
ころに従い、特定船舶製造業の用に供する設備及び土地

の買収業務を行うものとともに、認定を受けた実
施計画に係る設備の処理のために必要な資金等の借り入
れに係る債務の保証業務を行うものとし、当該業務に関
する信用基金を設けるものとする。

四、認定を受けた実施計画に従つて行われる措置について
課税の特例等の措置を講ずるものとする。

五、国及び特定船舶製造事業者は、その雇用する労働者に
ついて、雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう
努めるものとする。

六、国及び都道府県は、特定船舶製造事業者に雇用されて
いた労働者について、職業及び生活の安定に資するため
必要な措置を講ずるよう努めるものとともに、関
連中小企業者について、その経営の安定に資するため必
要な措置を講ずるよう努めるものとする。

委員長報告

一三六ページ参照

船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第八六号）

要旨

本法律案は、小型船舶検査機構（以下「機構」という。）及び軽自動車検査協会（以下「協会」という。）の自立化及び活性化を図るため、臨時行政調査会の最終答申の趣旨等に従い、機構及び協会を民間法人化しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、民間法人化のための機構及び協会に対する措置
 - 1 機構及び協会に対する政府からの出資金を返還すること。
 - 2 役員を選任を自主的なものとするため、機構及び協会の理事長及び監事の選任方法を運輸大臣の任命制から認可制に改めること。
 - 3 機構及び協会に、その運営に関する重要事項を審議する機関として評議員会を設けること。
 - 4 資金計画、資金の借入れ等の運輸大臣の認可制を廃止する等機構及び協会に対する国の規制の整理合理化を図ること。

二、小型船舶の検査について、新たに認定検査機関制度を設けること。

三、その他所要の改正を行うこと。

委員長報告

ただいま議題となりました船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、行政改革の一環として、小型船舶検査機構及び軽自動車検査協会の自立化及び活性化を図るため、これらの法人に対する政府の出資金の返還及び役員を選任等その業務の運営に対する規制の整理合理化の措置等を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細については、会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論もなく、採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○通信委員会

内閣提出法律案（九件）

番号	件名	先議院	提出日	参議院	衆議院	備考
23	郵便貯金法の一部を改正する法律案	衆	六、二二	付委員会 六、二二 可決 六、二二 可決	付委員会 六、二二 可決 六、二二 可決	
24	郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律案	衆	二二	(予)五、五 可決 五、三 可決	五、六 可決 五、四 可決	
25	簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易生命保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案	衆	二二	(予)五、五 可決 五、五 可決	五、六 修 五、五 正 五、二 正	
50	放送法及び電波法の一部を改正する法律案	衆	三、六	(予)三、六 可決 五、二 可決	五、二 可決 五、八 可決	
54	郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案	衆	三、九	(予)三、九 可決 五、三 可決	三、九 可決 五、四 可決	
55	簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案	衆	三、九	(予)三、九 可決 五、五 可決	三、九 可決 五、五 可決	
56	電波法の一部を改正する法律案	衆	三、九	(予)三、九 可決 五、二 可決	三、九 可決 五、二 可決	

93	電気通信事業法の一部を改正する法律案	衆	四二二	四二二 (予)	可決 五二六	可決 五二七	五二三	可決 五二八	可決 五二〇
67	郵便法及びお年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案	参	六三、三一九	六三、三一九	可決 六三、五二二	可決 六三、五二三	六三、三一九 (予)	可決 六三、五二五	可決 六三、五二六

国会の承認を求めの件（一件）

1	放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めの件	衆	六三、三三四	六三、三三四 (予)	承認 六三、三三六	承認 六三、三三七	六三、三三四	承認 六三、三三四	承認 六三、三三五
番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	衆議院	参議院	衆議院	備考

NHK決算（一件）

件名	提出月日	参議院	衆議院	備考
日本放送協会昭和六十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	六三、一、二三	六三、一二三 付託 委員 議決	六三、一二三 付託 委員 議決	

郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第二三三号）

要旨

本法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進等のため、貯金総額の制限額及び貸付金総額の制限額の引き上げ等を行うとともに、金融自由化に適應した健全な郵便貯金事業の経営の確保に資するため、郵政大臣が金融自由化対策資金を一定の範囲で運用できるようにすること等を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、貯金総額の制限額の引き上げ

現行法では、郵便貯金の一の預金者の貯金総額の制限額（住宅積立郵便貯金並びに勤労者財産形成貯蓄契約及び勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る郵便貯金に係るものを除く。）を三百万円と定めているが、これを五百万円に引き上げることとする。

二、貸付金総額の制限額の引き上げ

現行法では、郵便貯金の一の預金者に対する貸付金総額の制限額を百万円と定めているが、これを二百万円に引き上げることとする。

三、金融自由化対策資金の運用

郵便貯金を金融自由化に適切に対応させるため、郵便貯金特別会計に設けられる（郵便貯金特別会計法改正案）金融自由化対策資金は、郵政大臣が運用することとし、その資金の運用範囲は、国債、地方債、金融債、一定の社債・外国債・金銭信託等とすることとする。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日を定めた附則第一条中「昭和六十二年四月一日」を「公布の日」に、「同年十月一日」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九条の二の規定が改正される場合における同条の改正規定の施行の日を踏まえ、政令で定める日」とする修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、郵便貯金法の一部を改正する法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進等のため、貯金総額の制限額及び貸付金総額の制限額の引き上げ等を行うとともに、金融自由化に適應した健全な郵便貯金事業の経営の確保に資するため、郵政大臣が金融自由化対策資金を一定の範囲で運用で

きるようにすること等を行おうとするものであります。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日を定めた附則第一条中「昭和六十二年四月一日」を「公布の日」に、「同年十月一日」を「所得税法第九条の二の規定が改正される場合における同条の改正規定の施行の日を踏まえ、政令で定める日」とする修正が行われております。

次に、郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律案は、広く国民に国債等の取得の機会を提供し、個人による国債等の所有の促進を図るため、郵便局において国債等の募集の取り扱いその他の業務を行おうとするものであります。

最後に、郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案は、為替貯金業務の総合機械化の進展や利用者の要望に対応して郵便為替及び郵便振替のサービスの改善を図るため、郵便為替法及び郵便振替法について所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を便宜一括して審査し、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、郵便貯金法の

一部を改正する法律案及び郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律案に対し、日本共産党山中郁子委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、三法律案について順次採決の結果、まず、郵便貯金法の一部を改正する法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、大木正吾理事より四項目の附帯決議案が提出され、多数をもつてこれを本委員会の決議とすることに決しました。

次に、郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定し、最後に、郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案については、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律案
(閣法第二四号)

要旨

本法律案は、最近における社会経済環境の変化に適切に対処し、広く国民に国債等の取得の機会を提供し、国民の健全な財産形成に資するとともに、国債等の円滑かつ安定的な消化に寄与する観点から、個人による国債等の所有の促進を図るため、郵便局において国債等の募集の取り扱いその他の業務を行うとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、郵便局において、国債等の募集の取り扱いを行うこととする。

二、郵便局において募集の取り扱いをした国債等について、盗難や紛失の危険に備えて証券の保護預りを行うこととする。

三、郵便局において募集の取り扱いをした国債等の元金及び利子の支払いに関する事務を取り扱うこととする。

四、国民の緊急な資金需要にこたえるため、郵便局において募集の取り扱いをした国債等について、その買い取りを行うこととする。

五、国民の当座の資金需要にこたえるため、郵便局において募集の取り扱いをした国債等を担保として貸し付けを行うこととする。

委員長報告

一四二ページ参照

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案（閣法第二五号）

要旨

本法律案は、簡易生命保険及び郵便年金の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金について、その運用範囲を拡大するとともに、簡易保険郵便年金福祉事業団において、これを借り入れて有利運用し、その利益を同特別会計に納付することができるようにするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部改正

（一）簡易生命保険及郵便年金特別会計積立金の簡易保険郵便年金福祉事業団に対する貸し付け

簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金を簡易保険郵便年金福祉事業団に貸し付けることができるよう

にするため、同事業団をその運用範囲に加えること。

(二) 社債及び外国債の保有制限の緩和

社債及び外国債に運用する積立金の額の限度を、積立金総額のそれぞれ百分の二十（現行は百分の十）とする。

二、簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部改正

(一) 事業団の業務範囲の拡大

事業団の業務に、簡易生命保険及郵便年金特別会計から借り入れた資金の運用を行うことを加えること。

(二) 資金の運用対象範囲

事業団は、一、資金の運用については、国債、地方債その他確実と認められる有価証券の取得、郵政大臣が適当と認めて指定する預金又は貯金、信託業務を営む銀行または信託会社への金銭信託で運用方法を特定しないものにより、安全かつ効率的に運用しなければならないものとする。

(三) 資金運用業務に係る経理と特別会計への納付

事業団は、二、の業務に係る経理については、他の業務に係るものと区別して勘定を設け、この勘定において利益が生じたときは、政令の定めるところにより、

これを簡易生命保険及郵便年金特別会計に納付するものとする。

なお、衆議院において、施行期日を「昭和六十二年四月一日」から「公布の日」に改める修正を行った。

委員長報告

ただいま議題となりました五法律案につきまして、逡信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案は、簡易生命保険等の加入者利益の向上を図るため、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金を簡易保険郵便年金福祉事業団に貸し付けることができるようにするため、同事業団をその運用範囲に加えるとともに、同事業団において、これを借り入れて有利運用し、その利益を同特別会計に納付することができるようにするものであります。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日について「昭和六十二年四月一日」を「公布の日」とする修正が行われております。

次に、簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案は、最近における長寿社会の進展にかんがみ、簡易生命保険等の加入者に対する保障内容の充実または利便の向上を図るため、終身保険の制度を改善し、被保険者が常時介護を要するような状態になつたときに保険金を支払うことができるとともに、証券等を貸付金の弁済に充てることのできるようにするものであります。

委員会におきましては、両法律案を便宜一括して審査し、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案に対し、日本共産党山中委員より、反対の旨の意見が述べられました。

次いで、両法律案について順次採決の結果、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案は多数をもつて、また、簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、電気通信事業法の一部を改正する法律案は、最近における国際通信ニーズの多様化・高度化にかんがみ、本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する特別第二種電気通信事業の実現とその健全な発達を図るため、電気通信事業者が条約その他の国際約束により課された義務の誠実な履行を確保する等の措置を定めるとともに、電気通信設備の接続等に関する規定を整備しようとするものであります。

また、放送法及び電波法の一部を改正する法律案は、国際放送の受信改善を図るため、外国放送事業者と日本放送協会の間で国際放送を相互に中継することができるようにするとともに、超短波多重放送を実用化するために、必要な規定の整備を行おうとするものであります。

さらに、電波法の一部を改正する法律案は、最近における電波利用の増加等の状況にかんがみ、広く国民が利用する無線局について免許手続の簡素合理化を図るとともに電波の有効利用の促進に資するために所要の改正を行い、さらに不法な無線局の増加に対処する等のため、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を便宜一括して審査し、

質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、電気通信事業法の一部を改正する法律案に対し、日本共産党山中委員より反対の意見が述べられました。

次いで、三法律案について順次採決の結果、電気通信事業法の一部を改正する法律案は多数をもつて、放送法及び電波法の一部を改正する法律案及び電波法の一部を改正する法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、電気通信事業法の一部を改正する法律案に対し、三項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案（閣法第五〇号）

要旨

本法律案は、国際放送の受信改善を図るため、外国放送事業者と日本放送協会との間で国際放送を相互に中継することができるようにし、また、超短波多重放送を実用化する

るために、必要な規定の整備を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、日本放送協会は、外国の放送事業者の国際放送の放送番組を中継国際放送として放送できることとする。

二、中継国際放送についての協定を締結するときには、日本放送協会は郵政大臣の認可を受けなければならないこととし、郵政大臣はこの認可に当たつては電波監理審議会へ諮問しなければならないこととする。

三、日本放送協会は、超短波多重放送を行うことができることとするとともに、超短波多重放送を行おうとする者に放送設備を賃貸することができることとする。

委員長報告

一四五ページ参照

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案（閣法第五四号）

要旨

本法律案は、為替貯金業務の総合機械化の進展や利用者

の要望に対応して郵便為替及び郵便振替のサービスの改善を図るため、郵便為替法及び郵便振替法について所要の改正を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、郵便為替法の一部改正

一 定額小為替の為替金額は、現在、百円から三千元まで十四種類が法定されているが、これを一万円という上限を法定し、具体的な金額は省令で定めることとする。

二 為替証書の有効期間を二カ月から六カ月に延長することとする。

二、郵便振替法の一部改正

一 電信払い込み及び振替の料金は、払込金又は振替金を受け入れる加入者が負担することができることとする。

二 社会福祉の増進を目的とする事業を行う法人または団体であつて省令で定めるものに寄附金を送金する場合には、通常払い込みまたは通常振替の料金を免除することとする。

三 振替口座の開設料金を無料とすることとする。

四 郵便振替の払出証書の有効期間を二カ月から六カ月に延長することとする。

五 郵便に関する料金を振替口座から払い出すことにより納付することができることとする。

六 簡易生命保険の保険金等または郵便年金の年金等について、契約者の振替口座に払い込むことにより支払うことができることとする。

委員長報告

一四二ページ参照

簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案（閣法第五五号）

要旨

本法律案は、最近における長寿社会の進展等にかんがみ、簡易生命保険及び郵便年金の加入者に対する保障内容の充実または利便の向上を図るため、終身保険の制度を改善するとともに、証券等を貸付金の弁済に充てることができるようにするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、簡易生命保険法の一部改正

（一）終身保険制度の改善

被保険者の常時の介護を要する身体障害の状態が一定期間継続したことにより保険金の支払いをすることができるとする。

（二）疾病傷害特約制度の改善

被保険者の疾病を直接の原因とする常時の介護を要する身体障害の状態について保険金の支払いをすることができるとする。

（三）契約者貸付金の証券等による弁済

証券等を保険契約者に対する貸付金の弁済に充てることができるものとする。

二、郵便年金法の一部改正

証券等を年金契約者等に対する貸付金の弁済に充てることができるものとする。

委員長報告

一四五ページ参照

電波法の一部を改正する法律案（閣法第五六号）

要旨

本法律案は、最近における電波利用の増加等の状況にかんがみ、広く国民が利用する無線局について免許手続の簡素合理化を図るとともに、電波の有効利用の促進に資するために所要の改正を行い、さらに不法な無線局の増加に対処するため、所要の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、使用する電力が小さく、他の無線局に混信を与えるおそれが少ない無線局について、技術基準への適合性等を確保した上で、免許を不要とすることとする。

二、広く利用されているパーソナル無線について、免許の有効期間を五年から十年に延長することとする。

三、郵政大臣が指定する公益法人に、無線局の開設等に関する照会相談に応じる等の業務を行わせることとする。

四、指定された空中線電力の範囲を超える無線局を運用した場合の罰則規定を整備することとする。

五、違法な無線局が他の無線局に混信を与えた場合において、他の多数の無線局の運用に重大な悪影響を与えるお

それがあると認めるときは、製造業者または販売業者に対し、必要な事項を勧告し、これに従わない者があるときは公表することとする。

委員長報告

一四五ページ参照

郵便法及びお年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第六七号)

要旨

本法律案は、郵便事業の利用者に対するサービスの向上等を図るため、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の特例範囲を拡大するとともに、郵便料金の口座振替による納付を可能とする等の措置を講ずるほか、くじ引によりお年玉等として金品を贈るくじ引番号付きの郵便切手を発行できるようにするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、郵便法の一部改正

(一) 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の特例範囲の拡大

広告郵便物(第一種郵便物又は第二種郵便物のうち、その内容が、専ら商品の広告その他これに類する営業に関する活動であつて省令で定めるものを目的として、同一内容で大量に作成された印刷物であると認められたものをいう。)で、省令で定める差し出し等に関する条件を具備するものの料金については、同時に差し出されたものの料金合計額または一定期間内に料金後納として、一定数量以上差し出されたものの料金総計額につき、それぞれその合計額または総計額の三〇%(往復葉書にあつては一五%)に相当する額を超えない範囲内において、これらを減額することができることとする。

(二) 郵便料金の口座振替による納付方法の実施

郵便料金は、料金の納付が確実であり、かつ、徴収上有利であると認められる場合に限り、金融機関の預金口座または貯金口座からの口座振替の方法により納付することができることとする。

(三) 代金引換制度の改善

書留としない郵便物についても、代金引換とすることができるとする。

四 あて名変更料及び取り戻し料の納付の改善

あて名変更料及び取り戻し料について、省令で定める場合には、納付を要しないこととする。

五 郵便私書箱の使用料の廃止

郵便私書箱の使用料を廃止することとする。

二、お年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部改正

題名を「お年玉付郵便葉書等に関する法律」に改めるとともに、くじ引によりお年玉等として金品を贈るくじ引番号付きの郵便切手を発行することができることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、郵便事業の現状にかんがみ、利用者に対するサービスの向上を図るため、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の特例範囲を拡大し、専ら商品の広告等のため

に大量に差し出される広告郵便物については、区分差出、後回し処理等の条件の下で、最高三〇%の料金割引ができることにするとともに、郵便料金の口座振替による納付を可能とする等の措置を講ずるほか、くじ引によりお年玉等として金品を贈るくじ引番号付の郵便切手を発行できるようにするものであります。

委員会における質疑の詳細については会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

電気通信事業法の一部を改正する法律案（閣法第九三号）

要旨

最近における国際通信ニーズの多様化・高度化にかんがみ、本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する特別第二種電気通信事業の実現とその健全な発達を図るため、電気通信事業者が条約その

他の国際約束により課された義務を誠実に履行することを確保する等の措置を定めるとともに、電気通信設備の接続等に関する規定を整備しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、条約等の国際約束の遵守

郵政大臣は、電気通信事業者が国際電気通信事業に関する条約その他の国際約束により課された義務を誠実に履行していない等のため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、業務の方法の改善その他の措置をとることを命ずることができることとする。

二、電気通信設備の接続等に関する協定

第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、他の第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に関する協定を締結しようとするときは、郵政大臣の認可を要することとする。

三、電気通信事業者の約款外役務による提供

第一種電気通信事業者は、提供条件が契約約款と異なる電気通信役務（約款外役務）を第二種電気通信事業者に提供するため、約款外役務の提供に関する契約を締結

しようとするときは、郵政大臣の認可を要することとする。

四、電気通信設備の接続等に関する命令

郵政大臣は、一定の電気通信事業者間の電気通信設備の接続若しくは共用または第一種電気通信事業者の特別第二種電気通信事業者に対する約款外役務の提供に関し、公共の利益を増進するために必要かつ適切と認めるときは、当該接続等に関する協定又は契約を締結すべきことを命ずることができることとする。

委員長報告

一四五ページ参照

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めの件（閣承認第一号）

委員長報告

ただいま議題となりました承認案件につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、日本放送協会の昭和六十二年度収支予算、事業

計画及び資金計画について国会の承認を求めようとするものであります。

その概要を申し上げますと、まず、収支予算につきましては、事業収入、事業支出とも三千五百十五億二千万円で収支の均衡を保っておりますが、資本収支において債務償還に必要な資金の不足額を補てんするため、昭和六十一年度以前からの繰越金百五十八億八千万円のうち、百億五千万円を資本収入に繰り入れ、残余の五十八億三千万円につきましては、翌年度以降にその使用を繰り延べることとしたしております。

また、事業計画におきましては、その重点を衛星放送設備の整備の推進、視聴者の意向に応じた放送番組の編成、国際放送の新送信設備の全面的運用の開始、事業運営の効率化などに置いております。

なお、本件には、おおむね適当である旨の郵政大臣の意見が付されております。

委員会におきましては、今後の経営の見通し、効率的な営業活動のあり方、衛星放送の番組編成方針、ソウル・オリンピックの放送権料などの諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し、大木正吾理事より、放送の不偏不党の堅持、長期的経営のあり方の検討など五項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。

○建設委員会

内閣提出法律案（九件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院			衆議院			備考
58	建設業法の一部を改正する法律案	衆	三二二	(予)三二二	可決 五二七	可決 五二七	三二二	可決 五二二	可決 五二三	
49	建築基準法の一部を改正する法律案	衆	三二五	(予)三二八	可決 五二六	可決 五二七	三二五	可決 五二二	可決 五二三	
44	民間都市開発の推進に関する特別措置法案	衆	二二六	(予)五一九	可決 五二三	可決 五二五	五二三	可決 五二五	可決 五二〇	
29	治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律案	衆	二二三	(予)二二三	可決 五二三	可決 五二五	二二三	修正 五二五	修正 五二〇	
28	砂防法の一部を改正する等の法律案	衆	二二二	(予)二二三	可決 三二六	可決 三二七	二二三	可決 三二四	可決 三二五	
17	水源地域対策特別措置法の一部を改正する等の法律案	衆	二二三	(予)二二三	可決 三二六	可決 三二七	二二三	可決 三二四	可決 三二五	
11	住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案	衆	六二、二六	(予)六二、二六	可決 六二、三二六	可決 六二、三二七	六二、二六	可決 六二、三二四	可決 六二、三二五	

80	77
総合保養地域整備法案	国土利用計画法の一部を改正する法律
参	衆
三二五	六三、三四
三三〇	六三、三四 (予)
可 五二四 決	可 六三、五二六 決
可 五二〇 決	可 六三、五二七 決
(予) 三二五 可	六三、三四 可
可 五二三 決	可 六三、五二二 決
可 五二三 決	可 六三、五二三 決

衆議院議員提出法律案（三件）

21	4	3	番号
案 関西文化学術研究都市建設促進法	国際観光文化都市の整備のための 財政上の措置等に関する法律の一 部を改正する法律案	特殊土じょう、地帯災害防除及び振 興臨時措置法の一部を改正する法 律案	件 名
建設委員長 (五二三)	建設委員長 (三二四)	建設委員長 (六三、三二四)	提出者 (月 日)
五二三	三二四	六三、三二四	予備送 付月日
五二三	三二五	六三、三二五	本院へ提 出月日
(予) 五二三 可	(予) 三二四 可	(予) 六三、三二四 可	付委員 託会 議
可 五二六 決	可 三二六 決	可 六三、三二六 決	委員 託会 議
可 五二七 決	可 三二七 決	可 六三、三二七 決	本院 議決
			付委員 託会 議
			委員 託会 議
			本院 議決
可 五二三 決	可 三二五 決	可 六三、三二五 決	本院 議決
			備 考

建設

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案（閣法第一一〇号）

要旨

本法律案は、個人住宅貸し付けについて、耐久性を有する木造住宅等及び二世帯が同居する住宅等の償還期間を延長するとともに、内需の拡大のための緊急かつ時限的措置として、自ら居住するため住宅を必要とする者に対する特別の割増貸付制度を延長する等の措置を講じようとするものであつて、主な内容は次のとおりである。

- 一、個人住宅貸し付けに係る耐久性を有する木造住宅等の償還期間を二十五年以内から三十年以内に延長する。
- 二、住宅改良資金貸し付けに係る貸付金について、新たに貸付後十一年目以後の利率を設定する。
- 三、災害復興住宅補修資金貸し付けの償還期間を十年以内から二十年以内に延長する。
- 四、個人住宅貸し付けに係る二世帯が同居する住宅で償還期間が三十年以内、三十五年以内であるものの償還期間を、それぞれ四十年以内、五十年以内に延長する。
- 五、特別割増貸付制度の実施期間を昭和六十四年三月三十

一日まで延長する。

委員長報告

ただいま議題となりました五法律案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案は、耐久性を有する木造住宅及び二世帯が同居する住宅等に係る貸付金の償還期間を延長するとともに、みずから居住するための住宅を必要とする者に対する特別割増貸付制度の実施期間を二年間延長しようとするものであります。

次に、水源地域対策特別措置法の一部を改正する等の法律案は、水源地域整備計画及び離島振興計画に基づく事業に係る国の負担割合などの昭和六十二年、六十三年における特例措置を定めようとするものであります。

次に、砂防法の一部を改正する等の法律案は、河川、砂防、地すべり対策及び道路に関する事業の一部につき、昭和六十二年、六十三年における国の負担割合等の特例措置を定めようとするものであります。

委員会におきましては、以上三案を一括して議題とし、

質疑が行われましたが、その詳細は会議録で御承知願います。

質疑を終了し、まず住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案について、討論なく、採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、大森理事から、各派共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、水源地域対策特別措置法の一部を改正する等の法律案及び砂防法の一部を改正する等の法律案の討論に入り、日本社会党・護憲共同を代表して一井委員から反対、自由民主党を代表して井上理事から賛成、日本共産党を代表して上田委員から反対の意見が述べられ、順次採決の結果、両法律案は、いずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、大森理事から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、サラリーマン新党・参議院の会の共同提案に係る附帯決議案が提出され、多数をもつて本委員会の決議とするこ

とに決定いたしました。

次に、特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案は、同法に基づき対策事業を引き続き実施するため、同法の有効期限を五年間延長しようとするものであります。

次に、国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案は、同法の実施の状況にかんがみ、同法の有効期限を十年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、質疑が行われましたが、その詳細は会議録で御承知願います。

質疑を終了し、討論なく、順次採決の結果、両法律案は、いずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

水源地域対策特別措置法の一部を改正する等の法律案（閣法第一七号）

要旨

本法律案は、最近の財政状況等にかんがみ、国の負担割合等の特例等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、水源地域対策特別措置法の一部改正

水源地域整備計画に基づく事業について、砂防法の一部を改正する等の法律案による昭和六十二年度、六十三年度の国の負担割合等の引き下げ措置にもかかわらず、当該整備計画に係るダム等の指定年度における国の負担割合等を適用する。

二、離島振興法の一部改正

離島振興計画に基づく事業について、離島振興法別表による嵩上げ対象事業のうち、港湾、漁港及び道路の三事業の一部について、昭和六十二年度、六十三年度の国の負担割合等を引き下げる。なお、離島の特殊事情にかんがみ、引き下げ幅の調整を行う。

三、地方公共団体に対する財政金融上の措置

本法律による国の負担割合等の引き下げ措置の対象となる地方公共団体に対し、事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずる。

委員長報告

一五六ページ参照

砂防法の一部を改正する等の法律案（閣法第二八号）

要旨

本法律案は、最近の財政状況等にかんがみ、国の負担割合等の特例等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国の負担割合等に関する特例措置

河川、砂防、地すべり対策及び道路に関する事業のうち、昭和六十一年度における国の負担割合等が二分の一を超えるものについて、昭和六十二年度、六十三年度の国の負担割合等を引き下げる。

二、地方公共団体に対する財政金融上の措置

本法律による国の負担割合等の引き下げ措置の対象となる地方公共団体に対し、事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずる。

委員長報告

一五六ページ参照

治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律案（閣法第二九号）

要旨

本法律案は、治山治水事業を緊急かつ計画的に実施するため、新たに昭和六十二年度を初年度とする治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を策定するとともに、河川の整備の一層の推進を図るため、市町村長が河川工事及び河川の維持を行うことができることとするもの等であり、その主な内容は次のとおりである。

一、治山治水緊急措置法の一部改正

一 農林水産大臣は、新たに昭和六十二年度を初年度とする治山事業五カ年計画の案を、建設大臣は、新たに昭和六十二年度を初年度とする治水事業五カ年計画の案をそれぞれ作成し、閣議の決定を求めなければならぬものとする。

二 再度災害を防止するため土砂の崩壊等の危険な状況

に対処して特に緊急に施行すべき事業を、五カ年計画の対象である治山事業及び治水事業に含まれないものとする。

二、河川法の一部改正

一 市町村長は、指定区間内の一級河川及び二級河川について、あらかじめ、河川管理者と協議して一定の河川工事及び河川の維持を行うことができるものとし、この場合に、河川管理者に代わつてその権限を行うものとする。

二 市町村長が行う河川工事及び河川の維持に要する費用は、当該市町村長の統括する市町村の負担とし、国及び都道府県が当該費用のうち改良工事に要する費用の一部を負担するものとする。

なお、衆議院において、施行期日を公布の日に改める修正が行われた。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する

法律案は、治山治水事業を緊急かつ計画的に実施するため、新たに昭和六十二年度を初年度とする治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を策定するとともに、河川の整備の一層の推進を図るため、指定区間内の一級河川及び二級河川について、市町村長が河川工事及び河川の維持を行うことができることとする等であります。

委員会における質疑の詳細は、会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、大森理事より各派共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、民間都市開発の推進に関する特別措置法案は、民間事業者によつて行われる都市開発事業を推進するため、民間都市開発推進機構の指定、同機構の業務、国の援助等の特別の措置を定めることにより、良好な市街地の形成と都市機能の維持増進を図ろうとするものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録により御承知願

ます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、大森理事より五会派共同提案に係る附帯決議案が提出され、多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

民間都市開発の推進に関する特別措置法案（閣法第四四号）

要旨

本法律案は、民間事業者によつて行われる都市開発事業を推進するため、民間都市開発推進機構の指定、国の援助等の特別の措置を定めることにより、良好な市街地の形成と都市機能の維持増進を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、建設大臣は、民間都市開発事業の推進を目的として設立された民法第三十四条の法人を、民間都市開発推進機

構（以下「機構」という。）として指定することとする。

二、機構は、公共施設の整備を伴う等一定の要件を満たす都市開発事業について、その費用の一部を負担して参加すること、当該事業に要する費用に充てるための長期かつ低利の資金を融通すること、必要な資金をあつせんすること等の業務を行うこととする。

三、機構は、長期かつ低利の資金の融通にあつては、日本開発銀行等と協定を締結することとする。

四、政府は、機構に対し、無利子資金の貸し付け及び債務保証を行うことができることとする。

委員長報告

一五九ページ参照

建築基準法の一部を改正する法律案（閣法第四九号）

要旨

本法律案は、建築物の防火及び構造に関する技術開発の進展に対応し、木造建築物等に係る防火等に関する制限の合理化を行うとともに、市街地における環境の整備保全を

図りつつ土地の合理的な利用に資するため、道路との関係についての建築物の容積及び高さの制限並びに第一種住居専用地域内における建築物の高さの制限の合理化を行う等の措置を講じようとするものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、安全上、防火上等の一定の技術的要件に適合する木造建築物等に係る制限の合理化

(一) 高さ十三メートルまたは軒の高さ九メートルを超えて建築することができること。

(二) 火災の発生のおそれの少ない用途に供するものについては、防火壁の設置を必要としないこと。

(三) 準防火地域において三階建てのものを建築することができること。

二、建築物の容積及び高さの制限の合理化

(一) 幅員の小さい道路が幅員の大きい道路に接続する場合及び壁面線の指定がある場合について、前面道路の幅員による容積率を割り増すこと。

(二) 第一種住居専用地域内における建築物の高さの限度に、現在の十メートルのほか十二メートルを加えること。

三 道路斜線制限の適用を、一定の範囲内に限定するとともに、道路から後退した建築物については緩和するものとし、あわせて隣地斜線制限についても所要の合理化を行うこと。

四 総合的設計による一団地の建築物の特例について、建てかえ等に関する手続を整備すること。

委員長報告

ただいま議題となりました四法律案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、建築基準法の一部を改正する法律案は、建築物の防火及び構造に関する技術開発の進展に対応し、準防火地域において三階建ての木造建築物の建築ができることとする等、木造建築物等に係る防火等に関する制限の合理化を行うとともに、市街地における環境の整備保全を図りつつ、土地の合理的な利用に資するため、道路との関係についての建築物の容積及び高さの制限並びに第一種住居専用地域内における建築物の高さの制限の合理化を行う等の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願

ます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議案が提出され、多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、国土利用計画法の一部を改正する法律案は、最近における地価の高騰に対処するため、都道府県知事が指定する区域に所在する土地について、権利の移転等の届け出を要する面積の限度を引き下げることができるとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、日本共産党を代表して上田委員より修正案が提出され、討論なく、採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、関西文化学術研究都市建設促進法案は、衆議院提出に係るもので、関西文化学術研究都市の建設に関する総合的な計画を策定し、その実施を促進することにより、文化、学術及び研究の中心となるべき都市の建設を推進しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、建設業法の一部を改正する法律案は、建設業における施工技術水準の高度化、経営体質の改善等に資するため、特定建設業の許可基準の改正、監理技術者制度の整備、技術検定に係る指定試験機関制度の導入、経営事項審査制度の整備等を行おうとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。

建設業法の一部を改正する法律案（閣法第五八号）

要旨

本法律案は、建設業における施工技術水準の高度化、経営体質の改善等に資するため、特定建設業の許可基準の改正、監理技術者制度の整備、技術検定に係る指定試験機関の導入、経営審査制度の整備等を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、総合的な施工技術を要する指定建設業について、特定建設業の許可を受けようとする者は、営業所ごとに国家資格の取得者等で専任のものを置かなければならないこと。

二、指定建設業に係る特定建設業者が工事現場に置く監理技術者については、国家資格の取得者等とともに、公共工事における現場専任制を確保するための手段として、資格者証を交付すること。

三、技術検定について、その試験を指定機関に行わせることができること。

四、経営事項審査について、経営状況の分析を指定機関に行わせることができること。

五、建設工事紛争審査会の特別委員の任期を一年から二年に延長すること。

委員長報告

一六二ページ参照

国土利用計画法の一部を改正する法律案（閣法第七七号）

要旨

本法律案は、最近における地価の高騰に対処するため、都道府県知事が指定する区域について、現在届け出の対象となっていない小規模な土地取引についても届け出を義務づけることができることとする等の措置を講じようとするものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、都道府県知事は、地価が急激に上昇し、または上昇するおそれがあると認められる区域を、五年以内の期間を

定めて、監視区域として指定することができること。

二、都道府県知事は、監視区域における土地の権利移転等の届け出を要する面積の限度を、都道府県の規則で引き下げること。

三、都道府県知事は、監視区域を指定した場合には、地価の動向等に関する調査を行うとともに、土地売買等の契約を締結した者に対し報告を求めることができること。

四、国等が土地売買等の契約を締結しようとする場合には、適正な地価の形成が図られるよう配慮すること。

委員長報告

一六二ページ参照

総合保養地域整備法案（閣法第八〇号）

要旨

本法律案は、近年の余暇活動に対する国民の需要の増大と多様化に対応して、すぐれた自然条件の中で滞在しつつ、スポーツ、教養文化活動、休養等の多様な活動を行うことができる地域の整備を、民間事業者の能力の活用に重点を

置きつつ進めるための総合的な措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、対象地域

整備の対象となる地域は、(一)良好な自然条件を備えた相当規模の広がりをも有する地域であること、(二)用地の確保が容易であること、(三)民間事業者による関係施設の整備が相当程度行われる可能性があること等の要件を備えた地域とする。

二、基本方針の作成

主務大臣（国土庁長官、農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣）は、整備に関する基本的事項、対象地域の設定等について基本方針を定める。

三、基本構想の作成等

都道府県は、主務大臣が定めた基本方針に基づき、対象地域、整備の方針、重点整備地区の区域及び整備されるべき特定民間施設の基本事項、公共施設の整備方針等を定める基本構想を作成し、主務大臣の承認を受ける。

四、基本構想の実施及び助成措置

基本構想に基づいて実施される地域の整備は、民間事業者の能力の活用に重点を置いて行うこととし、国または

地方公共団体は、(一)民間事業者が設置した施設等について租税特別措置法による特別償却、地方税法による特別土地保有税等の減免措置を講ずるほか、必要な資金の確保に努めること、(二)地方公共団体が固定資産税等の不均一課税を行った場合には地方交付税による減収補てん措置を講ずること、(三)民間事業者に対する地方公共団体の出資、補助等に要する経費を地方債対象経費とすること、(四)公共施設の整備の促進に努めるとともに、農地法等による処分、国有林野の活用、港湾の水域利用等について配慮すること等の助成措置を講ずる。

委員長報告

ただいま議題となりました総合保養地域整備法案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年の余暇活動に対する国民の需要の増大と多様化に対応して、すぐれた自然条件の中で滞在しつつ、スポーツ、教養文化活動、休養等の多様な活動を行うことができる地域の整備を、民間事業者の能力の活用に重点を置きつつ促進し、ゆとりある国民生活の実現と地域の振興

を図ろうとするものであり、整備の対象となる地域の要件、基本方針及び基本構想の作成、税制、財政、金融上の助成措置、公共施設の整備、農地法等による処分、国有林野の活用、港湾の水域利用等に対する配慮等について規定しています。

委員会におきましては、熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、大森理事より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、サラリーマン新党・参議院の会の各派共同提案に係る六項目からなる附帯決議案が提出され、全会一致をもつて、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（衆第三号）

要旨

本法律案は、特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく、治山、砂防、河川改修、道路防災、農地防災、土地改良等の対策事業を、なお継続して実施するため、同法の有効期限を昭和六十七年三月三十一日まで五年間延長しようとするものである。

委員長報告

一五六ページ参照

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第四号）

要旨

本法律案は、国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を昭和七十二年三月三十一日まで十年間延長しようとする

るものである。

委員長報告

一五六ページ参照

関西文化学術研究都市建設促進法案（衆第二一号）

要旨

本法律案は、関西文化学術研究都市の建設に関する総合的な計画を策定し、その実施を促進することにより、文化学術及び研究の中心となるべき都市を建設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、関西文化学術研究都市は、京都府、大阪府、奈良県にまたがる五市三町の区域のうち内閣総理大臣が定める区域を地域とし、文化学術研究施設等の整備を行う「文化学術研究地区」と、関連施設の整備と環境を保全する「周辺地区」で構成すること。

二、内閣総理大臣は、関係府県知事の意見を聴き、関係行政機関の長と協議して、関西文化学術研究都市建設基本方針を定めること。

三、関係府県知事は、基本方針に基づき、関係市町長等の意見を聴き、文化学術研究地区の区域及び文化学術研究施設の整備等を内容とする関西文化学術研究都市建設計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けること。

四、国及び地方公共団体は、建設計画の達成に資するため、関西文化学術研究都市の建設に必要な公共施設の整備及び必要な資金の確保等の援助に努めなければならないとともに文化学術研究地区に立地する文化学術研究施設等について課税の特例措置を講ずること。

委員長報告

一六二ページ参照

○予算委員会

予算（六件）

番号	件名	提出月日	参議院		衆議院		備考
1	昭和六十二年一般会計予算	六二、二天	付 委員 託 議 決 議 決 議 決 議 決	六二、 二天 六二、 五二〇 六二、 五二〇 六二、 五二〇	付 委員 託 議 決 議 決 議 決 議 決	六二、 二天 六二、 四二五 六二、 四二五 六二、 四二三	
2	昭和六十二年特別会計予算	二天	(予) 二天 可 決 議 決 議 決	二天 五二〇 二天 五二〇 二天 五二〇	二天 四二五 二天 四二五 二天 四二三		
3	昭和六十二年政府関係機関予算	二天	(予) 二天 可 決 議 決 議 決	二天 五二〇 二天 五二〇 二天 五二〇	二天 四二五 二天 四二五 二天 四二三		
4	昭和六十二年一般会計暫定予算	三七	(予) 三七 可 決 議 決 議 決	三七 三三一 三七 三三一 三七 三三一	三七 三三一 三七 三三一 三七 三三一		
5	昭和六十二年特別会計暫定予算	三七	(予) 三七 可 決 議 決 議 決	三七 三三一 三七 三三一 三七 三三一	三七 三三一 三七 三三一 三七 三三一		
6	昭和六十二年政府関係機関暫定予算	三七	(予) 三七 可 決 議 決 議 決	三七 三三一 三七 三三一 三七 三三一	三七 三三一 三七 三三一 三七 三三一		

昭和六十二年一般会計予算（閣予第一号）

昭和六十二年特別会計予算（閣予第二号）

昭和六十二年政府関係機関予算（閣予第三号）

委員長報告

ただいま議題となりました、昭和六十二年度予算三案の
予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上
げます。

昭和六十二年度予算は、現下の経済情勢にかんがみ、内
需主導型経済成長への転換と、景気の着実な拡大に資する
とともに、他方、我が国財政の大幅な不均衡の改善を図る
ため、歳出の徹底した節減合理化を行う方針に従つて、編
成されておりますが、その内容は既に宮澤大蔵大臣より、
財政演説において説明されておりますので、これを省略さ
せていただきます。

昭和六十二年度予算三案は、一月二十六日国会に提出さ
れ、二月十九日宮澤大蔵大臣より趣旨説明を聴取いたしま
した。衆議院での予算審議が売上税導入問題に関連して難
航し、最終的には売上税関連法案の衆議院議長あつせんで
結着して、予算案は四月二十三日本院に送付されてまいり

ました。本院では、まず、四月二十七日、二十八日の両日、国
際経済及び通貨問題等各般の問題について総括方式により
集中的に審議を行い、その後、中曽根内閣総理大臣の訪米
帰国を待つて、五月六日総括質疑を開始し、本日まで審査
を行つてまいりましたが、その間、五月十四日公聴会を開
くなど、終始慎重かつ熱心に審査を進めてまいりました。

以下、質疑の主なもの若干につき、その要旨を御報告申
し上げます。

まず、過日行われた中曽根内閣総理大臣の訪米に関しま
して、「日米首脳会談の狙いは何か。日米共同発表によれば、
日本側の具体的政策約束に対して、アメリカ側は抽象的な
言質にとどまつており、懸案の日米経済摩擦解消にどのよ
うな進展があつたのか。特に、半導体関連製品に対する報
復関税の撤廃や円高・ドル安防止についてのアメリカの
対応を聞きたい。さらに、中曽根総理がレーガン大統領に
公約した内需拡大策を今後、どのように実施していくつも
りか」との質疑がありました。

これに対して中曽根内閣総理大臣より、「今回、レーガン
大統領の公式招待もあり、かつ、日本を念頭においた米国
議会の保護貿易法案の動き等、経済摩擦激化の厳しい状況

に対し、日米双方の理解を深めて強固な協力関係を打ち立てるため訪米した。十月の皇太子殿下の御訪米の合意、大統領と内閣総理大臣の定期協議開催の決定、国際情勢の検討のほか、経済摩擦問題を中心に、二国間関係について隔意なき討議を行い、米国は財政赤字の削減や競争力の強化、日本は内需拡大と発展途上国への資金還流等、日米双方が実施すべき点を確認し合つたことが成果である。

日米経済摩擦について、米国側は千四百億ドルの貿易赤字の三分の一が、日本の出超であり、その改善の実行を求めており、日本としては、貿易黒字の削減に努めること、関西空港、第二KDD、次期支援戦闘機等個別問題についても、誠意を尽くしていくことを説明し、理解を求めた。半導体及び円高・ドル安防止の問題は、訪米の目的の一つであり、最大限の交渉を重ねた結果、半導体関連製品に対する報復関税については、事態が改善されれば、ベネチアサミットを念頭に置いて、早期に撤回したい、とのレーガン大統領の希望の表明があり、また、為替の安定については、これ以上のドルの下落が、経済成長及び貿易不均衡の是正に悪影響を及ぼすので、為替レートの安定のために、日米両国が努力し合うことを確認すると具体的に共同発表で述

べており、一応の成果をあげたと思う。

訪米で約束した内需拡大については、最近の国内状況から、日本自らのため急ぐ必要があると認識している。本予算の成立後、緊急経済対策を決定し、その予算化をはかる。自民党の総合経済対策要綱によれば、五兆円を上回る財政出動とされており、中央政府、政府関係機関、地方政府の事業のほか、税制改革の一環として、与野党の話し合いによつては、減税の実施も考えられる」旨の答弁がありました。

経済問題につきまして、「プラザ合意以来の円高が続く中で、景気は低迷しているが、昭和六十二年度政府経済見通しの実質経済成長率三・五%の達成は可能か。政府経済計画の「展望と指針」に比較し、経済成長率が下方に乖離する一方、巨額の経常黒字を累積したのは、緊縮型経済政策の結果ではないか。国際収支のアンバランスを是正するため、適正な経常黒字の目標を掲げ、場合によつては、輸出規制も考える必要はないか。円高を乗り切るため、中小企業に過酷なコストダウンが押しつけられないように、対策を講ずるとともに、特定業界の円高差益を広く国民に還元すべきではないか」などの質疑がありました。

これに対し、中曽根内閣総理大臣及び関係各大臣等より、「年初来の個人消費及び住宅投資は堅調であり、景気が累積的に悪化する状態ではないが、現在、為替レートが政府の経済見通し策定時より二十円以上も円高になり、輸出関連企業に弱気の影響を与えているので、民間設備投資が減少し、政府見通しの実質経済成長率三・五％を達成できない恐れがある。従つて、今後、相当規模の内需拡大策に取り組む必要がある。」

近年の日本経済の成長率の鈍化は、世界的な経済変動、一次産品価格の低下、円の急騰等複合した要因によるものである。そうした中で、物価が極めて安定し、国民生活の向上に寄与したと思う。現在、金融をゆるめ、財政の活用により高目の経済成長を実現するよう努力している。

我が国の適正な経常黒字は、おおよそGNP対比二％程度と思われるが、現在の経常収支の黒字は輸入する石油が安くなつたほか、従来、アメリカが採用したドル高と成長政策により、日本企業の対米輸出依存体質が加速されたことが原因である。その是正の方策は、輸出を人為的に抑えるのではなく、社会資本への投資等、内需を作り出して、経済体質を正常に戻していくことが基本と考えている。

円高による損失を補うため、下請企業に対する過度なコストダウン要求等の問題については、年間で親企業約二万件、下請業者は約五万件の調査をしているが、最近、買いたたき、受領拒否、返品等の下請中小企業振興法違反の事例も見られるので、従前にも増して、調査に力を入れ、下請業者に円高のしわ寄せが集中しないように、法律の厳正な運用に努めていくつもりである。

一昨年の十月以来、本年三月までの円高差益は十八兆千七百億円に達し、還元額は約六割に及んでいる。さらに、還元を進めるため並行輸入の促進、消費者への情報提供等のほか、牛肉等政府が関与する物資についても、内部で常時連絡し合つて、円高差益を末端まで還元していくよう努める」旨の答弁がありました。

財政問題につきまして、「実現不可能な昭和六十五年度赤字国債脱却の目標を繰り延べ、新財政再建方針を作るべきである。内需拡大のため、積極財政に転換し、近年の予算編成方式であるマイナスシーリングを見直して、社会資本の整備に努めてはどうか。昨年度の大蔵、自治両大臣の合意にかかわらず、六十二年度予算で、地方自治体向けの補助率を引き下げ、二千百七十億円を地方に転嫁したのは、

約束違反ではないか。大量の国債を抱えて我が国財政は、利払い負担が重く、低利借りがえ、繰り上げ償還等、新視点にたつた国債管理政策を推進するとともに、二つの国債（国際）化とも絡んで、「シンジケート団」のあり方を再検討すべきではないか」との質疑がありました。

これに対して中曽根内閣総理大臣及び宮澤大蔵大臣等より、「一般会計の二割が国債の利払いに使われ、財政本来の機能を失っている。速やかに特例国債を脱却して、財政の弾力性を回復する必要がある。六十五年度財政再建の達成は大変厳しいが、まだ時間があり、今後、内需拡大策で経済成長を高めて、財政収入の増加をはかる政策努力を続けたい。仮に新しい再建目標を決めるにしても、今後の経済展望等が明確でなければ困難であり、なお検討が必要である。

六十二年度予算は、増税なき財政再建の延長線上で編成されており、予算審議中に財政政策の転換は言えない。現在、内需拡大が必要で新行革審から臨時緊急措置として、公共事業の追加が認められたので、五兆円を上回る財政措置を講じて社会資本の充実をはかることとしている。昨年

の補正予算を上回る建設国債の増発が予想されるが、金利

負担を考え、出来れば国債減額後のN T T株の売却益も充当したい。マイナスシロリングは、制度改革等に成果をあげており、デメリットが生じた投資分野については、大蔵事務当局で工夫、検討しているところである。これまで進めてきた行革の理念は堅持しつつ、今後は内需拡大との二刀流で財政運営を行っていくつもりである。

補助率の削減は、経済が激変し、国の財政事情が好転しない中で、公共事業を確保するため、前年の経緯はあるものの、投資的経費に限定して行つた。地方自治体の負担を補てんするなど昨年度以上に国の財政措置を講じ、国と地方の財政関係を基本的に変更しないとの趣旨に反しないよう努力した。今後、大蔵・自治両大臣の申し合わせを守るようにしたい。

財政法が国債発行を臨時・異例のものとしており、また、年度独立の原則の関係もあつて、国債管理の弾力的運用について制約がある。しかし、大量国債発行時代が、なお、しばらく続くであろうことと、国債費負担の軽減、さらに海外からの要請等を併せ考え、これまでの国債管理政策を見直すべき時期と心得ており、検討することにいたしたい旨の答弁がありました。

税制改革問題につきましては、「売上税導入などによる税制改革をめぐって、混乱を招いた責任をどのように反省をしているか。今後、衆議院の与野党協議に委ねられるが、政府は税制改革にどう対応していくか。直間比率の是正の前に、基本税制である所得税、法人税の不公平を見直し、受取配当益金不算入の廃止や、有価証券譲渡益の課税を進めるべきであり、また、農家に対する相続税及び固定資産税の軽減を改め、大都市の宅地供給に資する必要がある。法人税の基本税率が既に一部引き下げられており、国民の負担を軽減し、内需拡大に資する点から、速やかに大幅減税を先行させるべきではないか。税制改革に当たって、福祉目的税の導入について聞きたい」との質疑がありました。

これに対して中曽根内閣総理大臣及び宮澤大蔵大臣等より、「衆議院で予算が通過した際、内閣総理大臣談話を発表し、今回の税制改革、売上税問題等について、政府の努力不足もあつて、御迷惑をおかけしたことをおわびした。

税制改革は、勤労者や企業の意欲をそぐことなく、将来に向つての高齢化社会に、大きな困難なく移行するためには、是非やり遂げなければならぬ課題である。

今後、議長あつせんに基づき、衆議院に協議機関を設け、

直間比率の見直し等も含む税制改革について速やかに全力を尽くすことが、各党間で合意されている。協議機関を早期に成立させ、実のある協議を推進していただきたい。政府はその結果を見守っていくが、政府が提出した改革案よりさらによきものが出てくるならば幸いである。

現行直接税に欠点もあり、改めるべきことに異議はない。しかし、所得が平準化し、消費水準も高い我が国において、当面、直接税が七割を切る形の直間比率への移行は好ましいし、高齢化社会での若い人の所得税の過重負担を避けるためにも、間接税の比重を高めることは必要である。企業の配当益金や、有価証券譲渡益に対する課税は、今回の税制改革においても実情を踏まえて所要の改善措置を提案しているところである。農家に対する相続税の軽減は、農地の細分化の回避と、土地所有と経営一体化の農業政策上の観点から実施されており、農家にとつて必要である。宅地並み課税は、当面、営農の取り扱い認定等を厳格に運用することとし、長期的には、税制調査会、前川レポートでも言及しており、検討すべき課題になると考えている。

所得税、法人税の減税は選挙公約であり、是非実現したい。減税は恒久措置なので、臨時の財源や赤字国債の増発

で対応することは適当でなく、しかるべき財源が確保されなければ無責任に陥ち入る。したがって、税全体の体系が明白になれば、税制改革の一環として減税の先行もあり得ると思う。

福祉目的税について、税制調査会では、支出が特定されるため、財政運営にひずみを生じる場合もあると指摘しているところであり、現在、政府は採用を考えていない旨の答弁がありました。

最後に防衛問題につきましては、主として防衛費の対GNP比一%枠の突破問題について論議が集中いたしました。

「国民世論の反対にかかわらず、六十二年度防衛予算はGNPの一%枠を上回ったが、予算編成の過程をみると、初めに突破ありきではなかつたか。一%枠突破の理由を聞きたい。経済の円高基調や売上税の実質的廃案を考えれば、防衛予算を圧縮してGNP一%枠を守ることは可能はずである。新歯止めとされる十八兆四千億円の中期防衛力整備計画は単年度の歯止めとならないばかりか、物価上昇等の理由で予算が増えるため、計画期間を通じる歯止めにもならない。NATO方式で計算すれば、防衛費のGNPの一・五%にも達し、日本は既に米ソに次ぐ世界第三位グルー

プの軍事大国になつていのではないか」等の質疑がありました。

これに対し、中曽根内閣総理大臣及び栗原防衛庁長官等より、「防衛計画の大綱水準を達成するため中期防衛力整備計画に基づき、計画的に整備を進めていくこととしているが、六十二年度予算編成では名目成長率が鈍化し、一%枠内の防衛費が、これまでの対前年度比七〇八%の伸びから四・八%に落ち込み、余裕がなくなる一方、中期防衛力整備計画の第二年度として、指揮通信機能の充実、練度の向上、隊舎の整備等、遅れている後方部門を充実し、正面装備とのバランスをとつたことにより、防衛費がGNPの一%を超えざるを得なかつたというのが実態である。

防衛予算の中に売上税分九十三億円、ドル建て経費二十九十六億円が計上されているが、ドル建てについては支出官レートで編成しており、為替相場は一年間を通じて変動するもので、当面の円高状況だけで差益計算するのは適切ではない。いずれにしても、売上税や円高による余剰は予算の執行上生ずるもので、不用及び差益が出れば法令の手に従いその時点で処置すればよく、そのことと予算編成の時点の基準である防衛費のGNP一%枠を見直したこと

とは直接関係するものではないと考えている。

GNP一%に代わる新たな歯止めとしては、三木内閣の節度ある防衛力を整備するとの精神を尊重しつつ、昭和六十年代価格、十八兆四千億円の総額明示方式により中期防衛力整備計画を決定しており、金額面からの明確な歯止めとなつている。名目価格は経済の変動により左右されるので、歯止めとしては実質価格が妥当と考えており、御理解願いたい。

NATOは国防費の内訳を秘密にしているため、日本の防衛費をNATO基準で計算することは困難であるが、一応の試算ではGNPの一・二%程度と推定される。我が国は平和憲法のもとで他国に脅威を与えず、非核三原則を守つてシビリアンコントロールのもと、防衛計画の大綱に沿つて整備を図り、直接侵略には最小限自分の力で対応しつつ、基本的な国の独立と安全は、日米安保条約によつて保障する考えに変更はない」旨の答弁がありました。

質疑はその他国政全般にわたり、広範多岐に行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて本日をもつて質疑を終局した後、日本社会党・護

憲共同及び公明党・国民会議の共同提案にかかる修正案を議題とし、趣旨説明を聴取いたしました。

修正の要旨は、防衛費の対GNP比一%枠を維持するため、防衛関係費より所要の減額を行うものであります。

その内容は、まず、予算編成最終段階で防衛費に追加された金額相当分三百七十億円の減額を行い、第二に防衛費の削減に見合う特例国債の減額及び利払いを調整し、特例国債三百七十五億円の発行減額を行うこととしております。

この結果、六十二年度一般会計予算の歳入歳出総額は、五十四兆六百三十五億円となります。

なお、一般会計予算の修正に伴い、国債整理基金特別会計が減額修正となっております。

次いで、原案と修正案をあわせて討論を行いましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して野田委員が修正案に賛成、原案に反対、自由民主党を代表して佐藤委員が修正案に反対、原案に賛成、公明党・国民会議を代表して峯山委員が修正案に賛成、原案に反対、日本共産党を代表して沓脱委員が修正案及び原案に反対、民社党・国民連合を代表して橋本委員が修正案及び原案に反対の旨それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、まず、修正案は賛成少数をもつて否決、政府原案につきまして、賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

昭和六十二年度一般会計暫定予算（閣予第四号）

昭和六十二年度特別会計暫定予算（閣予第五号）

昭和六十二年度政府関係機関暫定予算（閣予第六号）

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十二年度暫定予算三案の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の暫定予算は、昭和六十二年度予算の年度内成立が困難な事情にありますので、国政運営に支障を来さないよう、四月一日から五月二十日までの期間について編成されたものであります。

暫定予算の編成は、本予算成立までの応急措置であることにかんがみ、歳出につきましては、暫定予算期間中ににおける人件費、事務費等の経常的経費のほか、行政運営上必

要最小限度の額にとどめ、新規施策の経費は、教育及び社会政策上の配慮から特に措置することが適当と認められるものを除き、原則として計上しないこととしております。

ただ、公共事業費については、一般公共事業及び災害復旧事業に区分し、それぞれ本予算のおおむね七分の二及び三分の一を計上することとし、補助・負担率の引き下げ事業についても例外的に計上しております。

歳入につきましては、暫定予算期間中の税込及び税外収入、建設国債発行予定額を見込むほか、前年度剰余金を計上いたしております。

以上の結果、一般会計暫定予算の規模は、歳入総額二兆五千三百七億円、歳出総額八兆八千二百九十億円となつて、六兆二千九百八十三億円の歳出超過となりますが、国庫の資金繰りにつきましては、必要に応じ大蔵省証券を発行することができるとしております。

なお、特別会計及び政府関係機関予算の暫定予算につきましても、一般会計に準じて編成されておりました。三十万人雇用開発プログラム、第八次石炭対策等の経費については例外的に計上いたしております。

これら暫定予算三案は、三月二十七日、国会に提出され、

三十日、衆議院からの送付を待つて、本日、大蔵大臣から趣旨説明を聴取した後、質疑を行いました。

以下、質疑の概要を簡単に申し上げます。

まず、当面の最大関心事である円高及び貿易摩擦に関し、「最近、円が急激に高騰したが、その原因と対策を聞きたい。米国が半導体関連製品に報復関税を課そうとしているが、どう対応するつもりか」との質疑があり、これに対し、中曽根内閣総理大臣及び関係各大臣より、「急激な為替変動は市場が各国ともパリ合意の政策遂行を必ずしも十分でないと見ているほか、年度末で機関投資家、企業が先安感からドル売りを早めたことが原因である。各国とも協調介入で対処する事態と考えており、そのように実行している。政府は過剰な為替変動排除の努力を続けており、昨日来、落ちついた動きとなつている。米国の半導体関連製品への報復措置は日本として意外である。昨年九月の取り決め後、日本としてはとるべき措置は尽くした。しかし、米国が期待するほど市場環境が改善されず、半導体競争力についての危機意識もあり、さらに巨額な貿易赤字や日本の内需拡大へのいら立ちがある。政府は米国に緊急協議を提案し、その準備を進めている」

内需拡大に関し、「六十一年度の経済の動向に不安はないか。予算成立後、いかなる総合経済対策を打ち出すのか。思い切つた内需拡大を図るには、緊縮型財政からの転換が必要ではないか」との質疑があり、これに対して、中曽根内閣総理大臣及び関係各大臣より、「一昨年秋季以来の為替調整で経済はデフレ状況である。現在、個人消費に陰りが見え、民間設備投資も調整局面に陥っている。しかし、実効ある思い切つた総合経済対策を打ち出し内需を拡大すれば、政府経済見通しの三・五％達成は可能である。総合経済対策は経済企画庁に指示し、また自由民主党にも要請しているが、予算の早期成立が前提である。内容としては、六十三年度予算の概算要求基準及び今後の補正予算の取り扱いを含め、思い切つた政策を考えたい。財政政策の転換については、財政再建が急務な一方、内需拡大の命題があり、六十三年度には二律背反の解決の工夫を大蔵事務当局に指示している。今まで六十五年度財政再建を念頭に一般歳出を抑え、制度、意識も改革してきており、単に看板をおろしただけでは弊害があるので、従来の目標にかわる財政基準が必要である」との答弁がありました。

質疑は、このほか売上税問題を初め税制改革論議等広範

多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によつて御承知
願いたいと存じます。

質疑を終局し、直ちに採決を行い、昭和六十二年度暫定
予算三案は、いずれも多数をもつて原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○決算委員会

予備費等承諾を求めの件（一二件）

（衆）は提出時の先議院

件名	院議先	提出月日	参議院			衆議院			備考
			付託	委員	議決	付託	委員	議決	
昭和五十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	（衆）	六、九二二 （第百七回 国会）	六、四二四	承 六、五二三 諾	承 六、五二五 諾	六、二二二 元	承 六、四二二 諾	承 六、四二四 諾	
昭和五十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	〃	九、二二三 （第百七回 国会）	四二四	承 五、二三 諾	承 五、二五 諾	二二二 元	承 四、二二 諾	承 四、二四 諾	
昭和五十九年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書	〃	九、二二三 （第百七回 国会）	四二四	承 五、二三 諾	承 五、二五 諾	二二二 元	承 四、二二 諾	承 四、二四 諾	
昭和六十年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	〃	九、二二三 （第百七回 国会）	四二四	承 五、二三 諾	承 五、二五 諾	二二二 元	承 四、二二 諾	承 四、二四 諾	
昭和六十年特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	〃	九、二二三 （第百七回 国会）	四二四	承 五、二三 諾	承 五、二五 諾	二二二 元	承 四、二二 諾	承 四、二四 諾	
昭和六十年特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）	〃	九、二二三 （第百七回 国会）	四二四	承 五、二三 諾	承 五、二五 諾	二二二 元	承 四、二二 諾	承 四、二四 諾	
昭和六十年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	衆	二、三二五	六、二二三 （予）	承 五、二三 諾	承 五、二五 諾	二二二 元	承 四、二二 諾	承 四、二四 諾	

決算

件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
昭和六十年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)	衆	六二、三三〇	付委員託議決 承六二、五三三 議決 承六二、五三五	付委員託議決 承六二、四二二 議決 承六二、四二四	備考
昭和六十年年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)	"	二二、二二〇	(予)二二、二二〇 承五、三三三 議決 承五、三三五	二二、二二〇 承四、二二二 議決 承四、二二四	
昭和六十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)	"	六二、二二七	(予)六二、二二七	六二、二二七 議決 承六二、二二七	
昭和六十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)	"	二二、二二七	(予)二二、二二七	二二、二二七 議決 承二二、二二七	
昭和六十一年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)	"	二二、二二七	(予)二二、二二七	二二、二二七 議決 承二二、二二七	

決算その他(六件)

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院	衆議院	備考
昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十九年度政府関係機関決算書	六〇、二二四 (第百四回国会)	付委員託議決 承六二、七三三 議決 承六二、七三三	付委員託議決 承六二、四二六 議決 承六二、四二四	百四回国会 大蔵大臣報告 了 百五回国会 未了 百六回国会 未了 百七回国会 継続

昭和五十九年度国有財産増減及び現在額総計算書	六、二六 (第百四回国会)	七三	継 統 審 査	二二五	議 決 議 決	四 六 四 四	百四回国会 百五回国会 未了
昭和五十九年度国有財産無償貸付状況総計算書	二六 (第百四回国会)	七三	継 統 審 査	二二五	議 決 議 決	四 六 四 四	百六回国会 百七回国会 継 統
昭和六十年年度国有財産増減及び現在額総計算書	六、二三〇	六、二三〇		六、二三〇	継 統 審 査		
昭和六十年年度国有財産無償貸付状況総計算書	一三〇	一三〇		一三〇	継 統 審 査		
昭和六十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)	二二七	二二七	継 統 審 査	二二七	継 統 審 査		

昭和五十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百七回国会提出)	昭和五十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百七回国会提出)	昭和五十九年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(第百七回国会提出)	昭和六十年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第百七回国会提出)	昭和六十年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第百七回国会提出)	昭和六十年年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(第百七回国会提出)	昭和六十年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第百七回国会提出)
---	---	--	--	--	---	--

用調書（その2）

昭和六十年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

昭和六十年年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書外八件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

これら九件は、憲法及び財政法の規定に基づき国会の事後承諾を求めため提出されたものでありまして、その内容は、昭和五十九年度及び六十年年度中において使用または増加の決定がなされた一般会計、特別会計の予備費関係経費であり、その主な費目は、国民健康保険事業に対する国庫負担金、退職手当、児童保護措置費等の不足を補うために必要な経費、並びに災害復旧、総理の外国訪問、主要国首脳会議の開催準備、老人医療費等補助、豪雪に伴う道路事業等に必要経費などであります。委員会におきましては、

これら九件を一括して審査いたしました。が、質疑の内容につきましては会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、直ちに討論に入りましたところ、日本共産党を代表して佐藤委員より、昭和六十年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、同（その2）並びに昭和六十年年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）、以上三件については賛成、他の六件には反対するとの意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、予備費関係九件につきまして、多数をもつて承諾を与えるべきものと議決された次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議院運営委員会

衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ提 出月日	参議院		衆議院		備考
6	国会法の一部を改正する法律案	議院運営委員長 (六、三〇)	六、三〇	六、三〇	付託 (予)	可決 六、三一	可決 六、三二	付託 (予)	可決 六、三〇
11	憲政功労年金法の一部を改正する法律案	議院運営委員長 (四、四)	四、四	四、四	付託 (予)	可決 五、〇	可決 五、〇	付託 (予)	可決 四、四

国会法の一部を改正する法律案（衆第六号）

要旨

本法律案は、本年四月一日から日本国有鉄道改革法等が施行されることに伴い、従来の「日本国有鉄道」が存在しないこととなるため、所要の条文整理を行おうとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました国会法の一部を改正する法律案につきまして御報告申し上げます。

本法律案は、本年四月一日から日本国有鉄道改革法等が施行されることに伴い、従来の日本国有鉄道が存在しないこととなりますので、所要の条文整理を行おうとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、全会一致をもって

可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

憲政功労年金法の一部を改正する法律案（衆第一一〇号）

要旨

本法律案は、憲政功労年金の年額を昭和六十二年分から五百万円（現行百万円）に改定しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました憲政功労年金法の一部を改正する法律案につきまして、御報告申し上げます。

本法律案は、国会議員として五十年以上在職し、憲政上特に功績顕著なものとして、衆議院または参議院において、表彰の議決があつた者に対して、終身支給する功労年金の年額を、法律制定当初の百万円からこの際五百万円に改めようとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、全会一致をもつて、可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○科学技术特別委員会

本院議員提出法律案（二件）

2	番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ提 出月日	参議院 付委員託 議委員決 議本会決	衆議院 付委員託 議委員決 議本会決	備考
		宇宙開発基本法案	塩出啓典君 外 一 名 (六二、五二〇)	六二、五二〇		六二、五二五 議委員決 議本会決 審 査	六二、五二〇 科学技術 (予)	

衆議院議員提出法律案（二件）

17	番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ提 出月日	参議院 付委員託 議委員決 議本会決	衆議院 付委員託 議委員決 議本会決	備考
		海洋開発基本法案	貝沼次郎君 外 二 名 (六二、五二〇)	六二、五二五		六二、五二五 (予)	六二、五二五 科学技術 繼 続 審 査	
		海洋開発委員会設置法案	貝沼次郎君 外 二 名 (五二五)	五二五		五二五 (予)	五二五 科学技術 繼 続 審 査	

○環境特別委員会

内閣提出法律案（二件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
83	公害防止事業団法の一部を改正する法律案	衆	六、三〇	六、四三 （予） 可決 六、五五 可決 六、五七	六、三六 （予） 可決 五、五 可決 五、七	環境 三、三〇 可決 五、三 可決 五、三
84	絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律案	〃	三、三〇	三、三六 （予） 可決 五、五 可決 五、七	環境 三、三〇 可決 五、三 可決 五、三	

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院	衆議院	備考
12	水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	福島讓二君 （月 日）	六、三〇	六、三〇	六、三〇 （予） 可決 五、五 可決 五、七	六、三〇 （予） 可決 五、五 可決 五、七	環境 三、三〇 可決 五、三 可決 五、三

公害防止事業団法の一部を改正する法律案（閣法第八三号）

要旨

本法律案は、産業公害のほか、都市・生活型公害等近年における環境行政の主要課題に対応するため、公害防止事業団の業務等の見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公害防止事業団の目的の改正

現行法では、公害防止事業団は産業集中地域における事業活動に伴う公害の防止を目的としているが、新たに産業公害以外の公害を防止するために必要な業務を行うこととするため、目的の所要の改正を行うこと。

二、公害防止事業団の業務の改正

1 現行の業務の整理、合理化

共同公害防止施設の建設譲渡業務を廃止するとともに、工場移転用地の建設譲渡業務は五年間で段階的に廃止すること。

2 新たな業務の追加

(1) 都市における大気汚染防止対策としての緑地の整備及び国立・国定公園の利用の適正化のための複合

施設等の整備を建設譲渡業務に加えること。

(2) 市街地土壌汚染防止等の事業及び政令で定める水質汚濁防止施設の設置に必要な資金の貸し付けを融資業務の対象に加えること。

三、その他

現行法では主務大臣は環境庁長官となつていますが、新規業務の追加に伴い、その一部の業務について通商産業大臣及び建設大臣を主務大臣として追加する等の主務大臣の規定の整備その他所要の改正を行うこと。

四、施行期日

この法律は、昭和六十二年十月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。まず、二法律案の内容について申し上げます。

公害防止事業団法の一部を改正する法律案は、近年における環境行政の主要課題に対応するため、公害防止事業団の業務につきまして、現行業務を整理、合理化するとともに、都市における大気汚染防止対策としての緑地の整備等

環境行政上特に必要な業務を加える等の措置を講じようとするものであります。

次に、絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律案は、過度の国際取引による絶滅のおそれのある野生動植物の保護の徹底を図るため、環境庁長官が許可した場合及びその登録を受けた場合等を除き、これら動植物の譲渡等を禁止するとともに、その保護のために必要な措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上両案を一括議題として審査を進め、各般の質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して沓脱委員より、公害防止事業団法の一部を改正する法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、公害防止事業団法の一部を改正する法律案は多数、絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律案は全会一致をもつて、いずれも原案どおり可決すべきものと決定しました。

なお、両案に対し、それぞれ附帯決議が全会一致をもつて付されました。

以上、御報告いたします。

絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律案（閣法第八四号）

要旨

本法律案は、過度の国際取引による絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることの重要性にかんがみ、絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡等の規制を行うとともに、その保護を図るための措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、希少野生動植物

「希少野生動植物」とは、本邦または本邦以外の地域において過度の国際取引による絶滅のおそれのある野生動植物で政令で定めるものをいうものとする。

二、譲渡等の禁止

環境庁長官が、学術研究、繁殖等のため特に必要であり、かつ、適切であると認めて許可した場合及び環境庁長官の登録を受けた場合等を除き、譲渡等をしてはならないものとする。

三、陳列の禁止

希少野生動植物は、販売の目的で陳列してはならないものとする。

四、措置命令

環境庁長官は、許可の条件に違反している者や違法に陳列をしている者に対して、必要な措置を講ずることを命ずることができるものとする。

五、登録

商業目的で繁殖されたものであること等の要件に該当する希少野生動植物については、環境庁長官の登録を受けることができるものとする。

登録を受けた希少野生動植物の譲渡等は、登録票とともにしなければならぬものとする。

登録を受けた希少野生動植物の譲渡等を受けた者は、環境庁長官に届け出なければならぬものとする。

六、立入検査及び報告

環境庁長官は、この法律の施行に必要な限度で、必要な事項の報告を求め、またはその職員をして、店舗等への立入検査を行うことができるものとする。

七、希少野生動植物の保護

希少野生動植物の保護を図るため、環境庁長官は、広報活動等を通じて国民の理解を深めるための措置を講じなければならないものとする。

希少野生動植物の所持者は、これを適切に管理しなければならないものとする。

環境庁長官は、希少野生動植物の所持者に対して、必要な助言、施設のあつせん等の措置を講ずることができるものとする。

八、国庫に帰属した希少野生動植物についての措置

関係行政機関の長は、国庫に帰属した希少野生動植物について必要な措置を講じなければならないものとする。

九、罰則

譲渡等の規制、措置命令等に違反した者に対して罰則を定めること。

十、施行期日等

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内の政令で定める日から施行すること。

委員長報告

一八七ページ参照

○沖繩及び北方問題に関する特別委員会

内閣提出法律案（一件）

37	件名 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	衆議院	提出月日	衆議院	衆議院	備考
		衆議院	六月二三日	衆議院 六月二三日 （予） 可決 衆議院 六月二三日 可決 衆議院 六月二三日 可決	衆議院 六月二三日 可決 衆議院 六月二三日 可決 衆議院 六月二三日 可決	

衆議院議員提出法律案（一件）

13	件名 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	衆議院	提出月日	衆議院	衆議院	備考
		衆議院	六月二十一日 （六月二十五日） 上草義輝君 外二十一名	衆議院 六月二十四日 衆議院 六月二十五日	衆議院 六月二十四日 （予） 可決 衆議院 六月二十三日 可決 衆議院 六月二十五日 可決	

沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三七号）

要旨

本法律案は、最近における沖繩の社会経済情勢にかんが

み、復帰の特別措置について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、内国消費税及び関税に関する特別措置の延長

(一) 県産酒類に係る酒税の軽減措置、県産砂糖に係る砂糖消費税の軽減措置、揮発油税及び地方道路税の軽減措置、指定施設において消費する輸入ウイスキー類に係る酒税の軽減措置の期限を原則として五年延長すること。

(二) 製造用原料品に係る関税の軽減措置、発電用の石油に係る関税の免税措置、消費生活物資に係る関税の軽減措置、いわゆる観光戻し税について、その適用期限を五年延長すること。

二、食糧管理法に関する特別措置の廃止

本土と同様に食糧管理法を適用するため、沖縄産米麦の政府買入れ規定の適用除外、集荷及び販売業者制度に係る規定の適用除外、農業協同組合による沖縄産米の売買とこれに伴う交付金制度措置、米麦の政府売り渡し価格の特例等の規定を削除すること。

委員長報告

ただいま議題となりました沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、沖縄及び北方問題に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における沖縄の社会経済情勢にかんがみ、復帰の特別措置について所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特例措置のうち、内国消費税及び関税に関する特別措置の適用期限を原則として五年延長すること。

第二に、本土と同様に食糧管理法を適用するため、同法に関する特例等の措置の規定を削除することなどあります。

委員会におきましては、沖縄復帰特別措置と振興開発対策、食糧管理法適用上の問題点、沖縄電力の民営化問題、米軍基地の整理縮小等の質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、各派共同提案に係る三項目から成る附帯決議を全会一致をもつて行いました。

以上、御報告申し上げます。

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一三号）

要旨

本法律案は、北方領土隣接地域の市町及び公共的団体等が行う地域振興のための事業等を助成することを目的として、北海道に設置されている北方領土隣接地域振興等基金の造成の状況にかんがみ、同基金の財源に充てるための資金に係る国の補助金の交付につき、その目途とする期間を五年間延長しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、沖縄及び北方問題に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、衆議院提出に係るものでありまして、その内容は、北方領土隣接地域振興等基金の造成の状況にかんがみ、同基金の財源に充てるための資金に係る国の補助金の交付につき、その目途とする期間を五年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、振興基金造成の推移と今後の見通し、振興基金対象事業の拡大、等の質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○委員会付託に至らなかつたもの

内閣提出法律案（二四件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院			衆議院			備考	
				付託	議決	本議決	付託	議決	本議決		
6	所得税法等の一部を改正する法律案	衆	六、二、四				未			了	
7	売上税法案	"	二、四				未			了	
12	所得税法等の一部を改正する法律及び売上税法施行法案	"	二、一〇				未			了	
14	地方税法の一部を改正する法律案	"	二、二二				六、三、二七 地方行政 未			了	衆へ内閣修正申入 六、四、七
15	売上譲与税法案	"	二、二二				未			了	
16	地方交付税法の一部を改正する法律案	"	二、二二				未			了	
30	防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案	"	二、二三							了	（内）継続審査 閣

番号	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
64	精神衛生法等の一部を改正する法律案	衆	三、二六	付託 議決 議決	付託 議決 議決	
63	国際緊急援助隊の派遣に関する法律案	衆	三、二六		外務 五、二三 継続 審査	
62	外国人登録法の一部を改正する法律案	衆	三、二六		法務 五、二三 継続 審査	
59	日本航空株式会社法を廃止する等の法律案	衆	三、二三		運輸 五、二三 継続 審査	
57	労働基準法の一部を改正する法律案	衆	三、一九		(社会労働) 継続審査	
52	下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案	衆	三、一九		法務 五、二六 継続 審査	
40	学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案	衆	二、二六		文教 五、二四 継続 審査	
36	公害健康被害補償法の一部を改正する法律案	衆	二、二三		環境 三、五、一九 継続 審査	衆本会議趣旨説明 六、二、五、一九
31	防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案	衆	六、二、二三		(内閣) 継続審査	

99	98	97	96	90	85	66	65
海上保安庁の留置施設に関する法律案	留置施設法案	刑事施設法施行法案	刑事施設法案	後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案	地方自治法の一部を改正する法律案	職業安定法等の一部を改正する法律案	厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	衆
四三〇	四三〇	四三〇	四三〇	三三二	三二六	三二六	六二、三二六
(運輸) 継続審査	(地方行政) 継続審査	(法務) 継続審査	(法務) 継続審査	(社会労働) 継続審査	(地方行政) 継続審査	(社会労働) 継続審査	(社会労働) 継続審査

(2) 本会議において採択された請願件名一覧

○内閣委員会

三六件

台湾人元日本兵等に対する補償措置の早期実現に関する請願（第四九号）

旧軍人恩給欠格者に対する特別給付金支給法の早期立法に関する請願（第三一〇号）

台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願（第一一〇〇号）

引揚者在外財産の補償の法的措置に関する請願（第二二三四号外一八件）

傷病恩給等の改善に関する請願（第五八一三号外一三件）

○地方行政委員会

三二二件

重度身体障害者に対する地方行政改善に関する請願（第六三五一号外三一件）（意見書付）

○法務委員会

五四件

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願（第三六九八号外五三件）

○文教委員会

二二件

文化政策の拡充に関する請願（第三六九七号）

私学助成の充実にに関する請願（第四九五四号）

○社会労働委員会

一一二七件

保育所制度の充実にに関する請願（第四号外二六件）

雇用対策に関する請願（第一二二号）

保育制度の維持、充実にに関する請願（第一五三号外一件）

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第二二五号外三一件）

国立腎センター設立に関する請願（第一四九四号外一〇件）

雇用の確保に関する請願（第三二四一号）

重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願（第三三六二号外三五件）

雇用確保対策の強化に関する請願（第四九五五号）

小規模障害者作業所等の助成に関する請願（第七四九六号外一五件）

○農林水産委員会

六件

米の貿易自由化阻止並びに食糧管理法の堅持、水田農業確立のための施策拡充に関する請願（第三一一号）

国民食料の確保と農業政策の確立に関する請願（第二五一六号）

国民の食料を守り、農業再建に関する請願（第三一二八号外二件）

国民の食糧を守り、農業の再建に関する請願（第三四四一号）

○逓信委員会

六件

違法有線音楽放送事業者に対する法的対策に関する請願（第一三〇六号外五件）

四、委員会別国政調査概要

○内閣委員会

昭和六十二年
五月 十四日 木曜日

総理府関係の施策に関する件及び昭和六十二年度内閣、総理府関係予算に関する件について後藤田内閣官房長官から、総務庁の基本方針に関する件及び昭和六十二年度総務庁関係予算に関する件について山下総務庁長官から、防衛庁の基本方針に関する件について栗原防衛庁長官から、昭和六十二年度防衛庁関係予算に関する件及び昭和六十二年度皇室費に関する件について政府委員からそれぞれ説明を聴いた。

防衛費に関する件、シーレーン防衛研究に関する件、安全保障会議に関する件等について栗原防衛庁長官、後藤田内閣官房長官、政府委員、外務省、総理府、労働省及び法務省当局に対し質疑を行った。

○法務委員会

昭和六十二年
五月 十四日 木曜日

法務行政の基本方針について遠藤法務大臣から所信を聴いた。

昭和六十二年度法務省及び裁判所関係予算について政府委員及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

法務行政の基本方針に関する件及び昭和六十二年度法務省及び裁判所関係予算に関する件（刑事

○大蔵委員会

確定訴訟記録法案（閣法第八七号）（先議）と一括議題）について遠藤法務大臣、政府委員、最高裁判所、警察庁、防衛施設庁、防衛庁、運輸省、大蔵省及び厚生省当局に対し質疑を行った。

昭和六十二年
五月 十四日 木曜日

財政及び金融等の基本施策に関する件について宮澤大蔵大臣から所信を聴いた。

○文教委員会

昭和六十二年
五月 十九日 火曜日

文教行政の基本施策に関する件について塩川文部大臣から所信を聴いた。
昭和六十二年度文部省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

五月二十一日 木曜日

文教行政の基本施策に関する件について塩川文部大臣、政府委員、文部省、自治省、防衛庁、厚生省及び外務省当局に対し質疑を行った。

○社会労働委員会

昭和六十二年
五月 十四日 木曜日

厚生行政の基本施策に関する件について斎藤厚生大臣から所信を聴いた。
労働行政の基本施策に関する件について平井労働大臣から所信を聴いた。

○農林水産委員会

昭和六十二年
五月二十一日 木曜日

昭和六十二年度の農林水産行政の基本施策に関する件について加藤農林水産大臣から所信を聴き、
同大臣、政府委員、農林水産省及び文部省当局に対し質疑を行った。

○商工委員会

昭和六十二年
五月 二十日 水曜日

通商産業行政の基本施策に関する件について田村通商産業大臣から所信を聴いた。
経済計画等の基本施策に関する件について近藤経済企画庁長官から所信を聴いた。
昭和六十一年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について高橋公正取引委員会委員
長から説明を聴いた。

五月二十一日 木曜日

通商産業行政の基本施策に関する件及び経済計画等の基本施策に関する件について田村通商産業

五月二十五日 月曜日

大臣、近藤経済企画庁長官、政府委員、労働省及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

通商産業行政の基本施策に関する件及び経済計画等の基本施策に関する件について田村通商産業大臣、近藤経済企画庁長官、政府委員及び農林水産省当局に対し質疑を行った。

○運輸委員会

昭和六十二年

五月 十四日 木曜日

運輸行政の基本施策に関する件について橋本運輸大臣から所信を聴いた。

昭和六十二年度運輸省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

五月二十一日 木曜日

運輸行政の基本施策に関する件（船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第八六号）と一括議題）について橋本運輸大臣、政府委員、警察庁、外務省、気象庁、総務庁当局及び参考人日本国有鉄道清算事業団理事長杉浦喬也君に対し質疑を行った。

○逓信委員会

昭和六十二年

五月 十四日 木曜日

郵政行政の基本施策に関する件について唐沢郵政大臣から所信を聴いた。

五月二十一日 木曜日

郵政行政の基本施策に関する件（郵便法及びお年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六七号）（先議）と一括議題）について唐沢郵政大臣、政府委員、大蔵省、郵政省当局、参考人日本放送協会技師長中村有光君、日本電信電話株式会社常務取締役電話企画本部長高橋節治君及び同社労働部長朝原雅邦君に対し質疑を行った。

○建設委員会

昭和六十二年
五月 十四日 木曜日

派遣委員から報告を聴いた。

五月二十二日 金曜日

建設行政、国土行政及び北海道開発の基本施策に関する件について天野建設大臣及び綿貫国務大臣から所信を聴いた。

昭和六十二年度建設省、国土庁及び北海道開発庁の予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○決算委員会

昭和六十二年
五月二十三日 土曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○科学技術特別委員会

昭和六十二年

五月 十五日 金曜日

科学技術振興のための基本施策に関する件について三ツ林科学技術庁長官から所信を聴いた。
昭和六十二年度科学技術庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。
派遣委員から報告を聴いた。

五月二十五日 月曜日

科学技術振興のための基本施策に関する件について三ツ林科学技術庁長官、政府委員、文部省、
外務省、通商産業省当局及び参考人宇宙開発事業団理事長大澤弘之君に対し質疑を行った。

○環境特別委員会

昭和六十二年

五月二十三日 土曜日

公害対策及び環境保全の基本施策に関する件について稲村環境庁長官から所信を聴いた後、同長
官、政府委員、林野庁、大蔵省、環境庁、通商産業省及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○災害対策特別委員会

昭和六十一年

十二月二十九日 月曜日

昭和六十一年伊豆大島噴火による被害に関する件について派遣委員から報告を聴いた。

昭和六十二年

五月二十二日 金曜日

災害対策の基本施策に関する件について綿貫国土庁長官から所信を聴いた。
昭和六十二年度防災関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○沖繩及び北方問題に関する特別委員会

昭和六十二年

五月二十二日 金曜日

昭和六十二年度沖繩及び北方問題に関しての施策について綿貫沖繩開発庁長官、倉成外務大臣及び山下総務庁長官から所信を聴いた。

○外交・総合安全保障に関する調査会

昭和六十二年

二月 十八日 水曜日

(委員打合せ)

国際社会問題（地球規模の環境破壊）について参考人財団法人日本気象協会調査役朝倉正君、東京大学教授茅陽一君及び財団法人日本気象協会相談役末廣重二君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

三月 十三日 金曜日

国際情勢の認識に関する件について意見の交換を行った。
派遣委員から報告を聴いた。

四月 十四日 火曜日

国際情勢の認識に関する件について意見の交換を行った。

五月 十五日 金曜日
(外交・軍縮小委員会)

五月 十五日 金曜日
(安全保障小委員会)

五月 十八日 月曜日
(国際経済・社会小委員会)

五月 二十日 水曜日

日米外交関係における緊急課題について外務省、通商産業省及び農林水産省当局から説明を聴いた後、外務省、通商産業省及び農林水産省当局に対し質疑を行った。

自衛隊の現状と問題点について防衛庁当局から説明を聴いた後、防衛庁当局に対し質疑を行った。
開発途上国に対する経済協力の在り方について参考人国際協力事業団理事中村泰三君、アジア経済研究所理事長谷山崇彦君及び日本国際ボランティアセンター事務局長星野昌子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

外交・総合安全保障に関する調査報告書(中間報告)を提出することを決定した。

○国民生活に関する調査会

昭和六十二年
二月二十七日 金曜日

国際化に伴う教育上の諸問題に関する件について参考人ASEAN元留日学生協議会前理事顔尚強君、株式会社サイマル・インターナショナル代表取締役会長村松増美君及び千葉大学教授竹蓋幸生君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
また、同件について政府委員及び文部省当局から説明を聴いた。

三月 十三日 金曜日

国際化に伴う教育上の諸問題に関する件について政府委員及び文部省当局に対し質疑を行った。

国際化に伴う住宅・生活環境上の諸問題に関する件について政府委員及び建設省当局から説明を聞いた後、政府委員及び建設省当局に対し質疑を行った。

三月二十五日 水曜日
国際化に伴う住宅・生活環境上の諸問題に関する件について参考人評論家本吉庸浩君及び南ドイツ新聞極東特派員ゲプハルト・ヒールシャー君から意見を聞いた後、両参考人に対し質疑を行った。

国際化に伴う食料品価格・流通機構上の諸問題に関する件について政府委員及び農林水産省当局から説明を聞いた後、政府委員、農林水産省、経済企画庁及び食糧庁当局に対し質疑を行った。

五月 八日 金曜日
国際化に伴う国民生活の対応について意見の交換を行った。

五月 二十日 水曜日
国民生活に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

○産業・資源エネルギーに関する調査会

昭和六十二年

三月 四日 水曜日

内需拡大対策並びに円高・構造調整下の雇用対策及び地域経済対策について参考人雇用促進事業団雇用職業総合研究所所長氏原正治郎君、横浜国立大学教授岸本重陳君及び東京女子大学教授伊藤善市君から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

五月 十四日 木曜日

派遣委員から報告を聴いた。

産業・資源エネルギーに関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

(付) I 参議院役員一覧

役員		召集日	会期中選任
議長		藤田正明君	
副議長		瀬谷英行君	
常任委員長	内閣	岩本政光君	
	地方行政	松浦功君	
	法務	太田淳夫君	
	外務	宮澤弘君	
	大蔵	井上裕君	
	文教	仲川幸男君	
	社会労働	佐々木満君	
	農林水産	高木正明君	
	商工	前田勲男君	
	運輸	中野明君	
	逓信	高杉迪忠君	
	建設	鈴木和美君	
	予算	桧垣徳太郎君	
	決算	菅野久光君	
	議院運営	嶋崎均君	
懲罰	小笠原貞子君		
特別委員長	科学技術	伏見康治君	
	環境	曾根田郁夫君	
	災害対策	久保亘君	
	選挙制度	岩上二郎君	
	沖縄・北方	矢野俊比古君	
調査会長	外交・安保	加藤武徳君	
	国民生活	長田裕二君	
	産業・資源	浜本万三君	
事務総長		加藤木理勝君	

(付) II 参議院会派別所属議員数表

(会期終了日 62. 5. 27 現在)

会 派	議員数	①昭64.7. 9 任期満了			②昭67.7. 7 任期満了		
		比 例	選 挙	計	比 例	選 挙	計
自 由 民 主 党	142(9)	20(5)	49	69(5)	22(2)	51(2)	73(4)
日本社会党・護憲共同	42(4)	9(1)	13(1)	22(2)	9(1)	11(1)	20(2)
公明党・国民会議	24(3)	8(2)	5	13(2)	7(1)	4	11(1)
日 本 共 産 党	16(5)	5(2)	2	7(2)	5(1)	4(2)	9(3)
民社党・国民連合	12(1)	4	3(1)	7(1)	3	2	5
新 政 ク ラ ブ	4	1	1	2	2	0	2
二院クラブ・革新共闘	3	1	1	2	1	0	1
サラリーマン新党・ 参議院の会	3	2	0	2	1	0	1
各派に属しない議員	4	0	1	1	0	3	3
欠 員	2	0	1	1	0	1	1
合 計	252(22)	50(10)	76(2)	126(12)	50(5)	76(5)	126(10)

※ ()内は婦人議員数